

No.073

松塩地区広域施設組合 新ごみ処理施設整備に係る
環境影響評価方法書

要 約 書

令和4年12月

松塩地区広域施設組合

目 次

第1章 事業計画の概要	1
1.1 事業の名称	1
1.2 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地	1
1.2.1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地	1
1.2.2 環境影響評価実施主体の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地	1
1.2.3 方法書作成業務委託者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地	1
1.3 事業の種類	1
1.4 事業の目的及び必要性	1
1.4.1 現施設の概要	1
1.4.2 事業の目的、必要性	3
1.5 建設候補地の適地選定	4
1.5.1 建設候補地選定の経過	4
1.5.2 建設候補地の絞り込み	6
1.6 対象事業の規模（処理能力）の設定	8
1.7 事業の内容	10
1.7.1 施設整備の基本方針	10
1.7.2 対象事業実施区域の位置及び予備調査（地域の概況）の調査範囲	11
1.7.3 処理施設の種類、規模及び処理方式	14
1.7.4 実施予定期間	15
1.8 事業計画の概要	15
1.8.1 主要設備の概要	15
1.8.2 公害防止計画	19
1.8.3 余熱利用計画	19
1.8.4 給水計画	19
1.8.5 排水処理計画	19
1.8.6 受入計画	19
1.8.7 焼却残渣処分計画	19
1.8.8 啓発施設計画	20
1.8.9 造成計画・施工計画	20
1.8.10 防災計画	20
1.8.11 主な環境保全対策	20
第2章 地域の概況	22
2.1 地域の概要	22
2.2 社会的状況	23
2.3 自然的状況	29
第3章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	35
3.1 環境影響評価の項目の選定	35
3.2 選定の理由	37
3.2.1 大気質	37
3.2.2 騒音	38
3.2.3 振動	39
3.2.4 低周波音	40

3.2.5	悪臭	41
3.2.6	水質	42
3.2.7	水象	43
3.2.8	土壌汚染	44
3.2.9	地盤沈下	45
3.2.10	地形・地質	46
3.2.11	植物	47
3.2.12	動物	48
3.2.13	生態系	49
3.2.14	景観	50
3.2.15	触れ合い活動の場	51
3.2.16	文化財	52
3.2.17	廃棄物等	52
3.2.18	温室効果ガス等	53
3.2.19	日照阻害	54
3.2.20	電波障害	54
3.3	調査、予測及び評価手法の選定	55
3.3.1	大気質	56
3.3.2	騒音	63
3.3.3	振動	68
3.3.4	低周波音	70
3.3.5	悪臭	73
3.3.6	水質	76
3.3.7	水象	79
3.3.8	土壌汚染	82
3.3.9	地盤沈下	86
3.3.10	地形・地質	88
3.3.11	植物	89
3.3.12	動物	92
3.3.13	生態系	97
3.3.14	景観	99
3.3.15	触れ合い活動の場	102
3.3.16	廃棄物等	105
3.3.17	温室効果ガス等	106
3.3.18	日照阻害	107
3.3.19	電波障害	108
第4章	方法書作成までの経緯	109
4.1	配慮書の概要	109
4.2	配慮書に対する意見と事業者の見解	109
4.2.1	住民等の意見と事業者の見解	109
4.2.2	知事意見と事業者の見解	119
4.2.3	関係市町村長の意見と事業者の見解	121
4.3	配慮書における複数案の概要と予測・評価の結果	123
4.3.1	複数案について	123
4.3.2	複数案の概要	124
4.3.3	環境保全の方針の検討結果	127

第1章 事業計画の概要

1.1 事業の名称

松塩地区広域施設組合 新ごみ処理施設整備

1.2 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地

1.2.1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地

名 称 : 松塩地区広域施設組合
氏 名 : 管理者 松本市長 臥雲 義尚
所在地 : 長野県松本市大字島内 7576-1

1.2.2 環境影響評価実施主体の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地

名 称 : 松塩地区広域施設組合
氏 名 : 管理者 松本市長 臥雲 義尚
所在地 : 長野県松本市大字島内 7576-1

1.2.3 方法書作成業務受託者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地

名 称 : 株式会社 環境技術センター
氏 名 : 代表取締役 齊藤 和彦
所在地 : 長野県松本市大字笹賀 5652-166

1.3 事業の種類

廃棄物処理施設の建設 ごみ焼却施設（処理能力 360t/日）等の建設

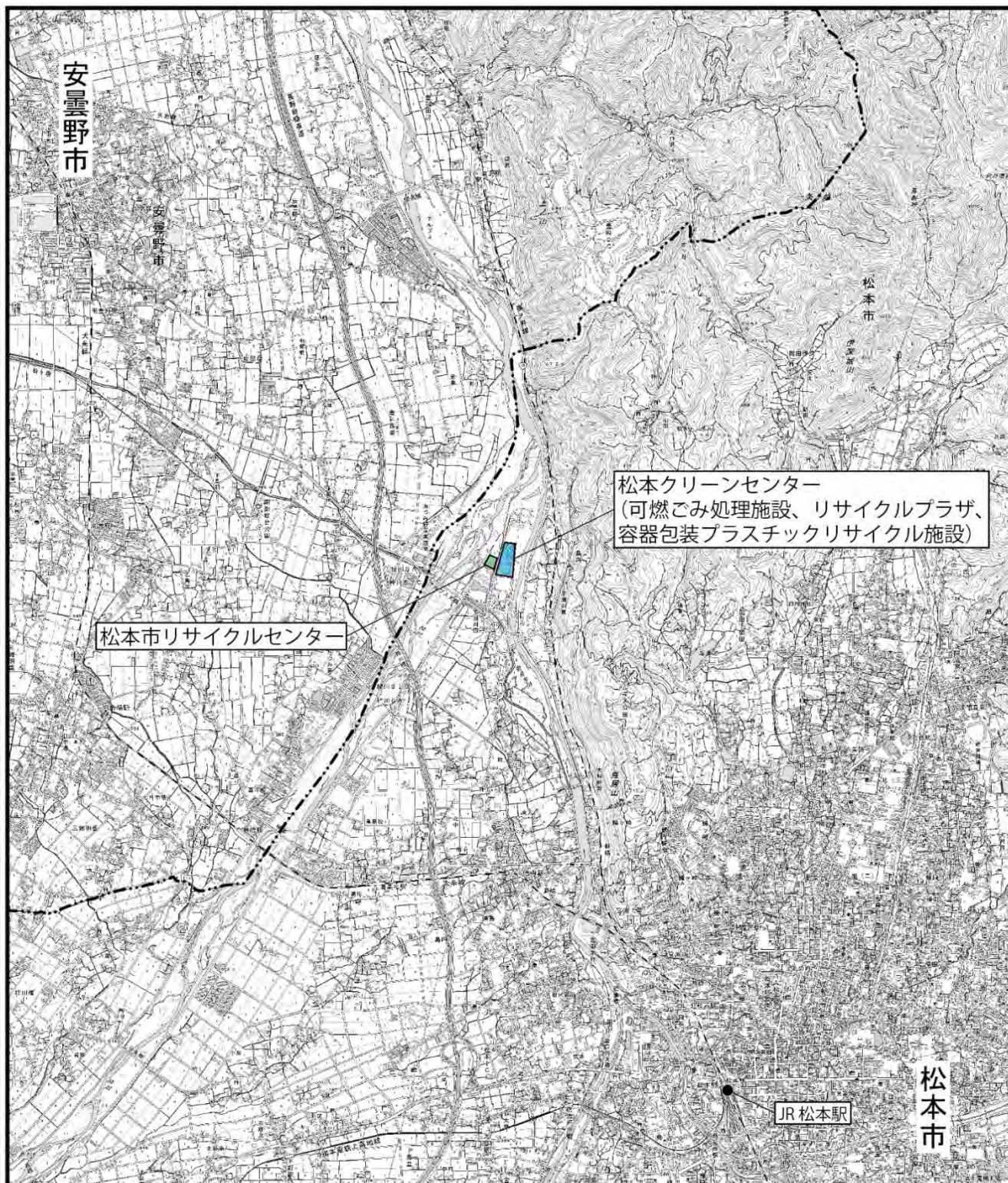
※長野県環境影響評価条例第2条第2項に規定する第1種事業に該当予定（要件：ごみ焼却施設又は産業廃棄物焼却施設 処理能力 4t/時以上）

1.4 事業の目的及び必要性

1.4.1 現施設の概要

松塩地区広域施設組合（以下、「本組合」という。）が管理運営を行っている松本クリーンセンター（以下、「現施設」という。）では、構成市村である松本市、塩尻市、山形村及び朝日村の一般廃棄物の処理を行っている。現施設は可燃ごみの焼却施設と、リサイクル施設であるリサイクルプラザ及び容器包装プラスチックリサイクル施設からなっている。現施設等の位置を図1.4.1に、施設の概要を表1.4.1に示す。

また、関連施設として、現施設の西側の道路を挟んだ場所に、松本市が運営主体の松本市リサイクルセンターがある。松本市リサイクルセンターの位置を図1.4.1に、施設の概要を表1.4.2に示す。



松本クリーンセンター
(可燃ごみ処理施設、リサイクルプラザ、
容器包装プラスチックリサイクル施設)

松本市リサイクルセンター

JR 松本駅

松本市

凡 例

- 松本クリーンセンター
- 松本市リサイクルセンター
- 市境

図1.4.1 現施設等の位置



Scale 1/50,000
0 1,000 2,000 3,000m

この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。

表 1.4.1 松本クリーンセンター（現施設）現施設の概要

処理施設	可燃ごみ処理施設 (焼却施設)	リサイクルプラザ (破碎処理施設)	容器包装プラスチック リサイクル施設 (圧縮梱包施設)
所在地	松本市大字島内 7576 番地 1		
敷地面積	約 49,700m ²		
処理能力等	450t/日 150t/24 時間×3 炉 全連続燃焼式焼却炉 (ストーカ炉) 余熱利用 蒸気タービン発電 (6,000kW) 熱利用 場内給湯、冷暖房及び ラーラ松本(温水プール ほか)	35t/5 時間×1 基 4 種選別(鉄、アルミ、可 燃物、不燃物)	11t/5 時間×1 基 手選別 圧縮梱包
稼働開始 年月	平成 11 年 4 月		平成 17 年 4 月

出典：「令和 3 年度版 管理施設の概要」(松塩地区広域施設組合)

表 1.4.2 松本市リサイクルセンターの概要

施設名	松本市リサイクルセンター
	ストックヤード・中間処理施設
所在地	松本市大字島内 9833-2
処理能力等	ストックヤード面積：1,370m ² ペットボトル圧縮梱包：400kg/h
処理方法	ストックヤード：23 分類 ペットボトル圧縮梱包：油圧式圧縮機
備考	平成 20 年 4 月稼働

出典：「令和 3 年度版 廃棄物処理の概要」(令和 3 年 6 月 松本市
環境エネルギー部環境業務課)

1.4.2 事業の目的、必要性

(1) 建設の必要性

松本クリーンセンターは、平成 11 年の供用開始以来 23 年が経過しており、平成 26 年度から 29 年度にかけて実施した維持保全計画に基づく基幹的設備改良事業によって、今後 10 年程度の安定的な施設運転が可能となっているが、その後は施設の老朽化による処理能力の低下や補修費用の増加等のリスク増加が想定される。構成市村のごみの処理を安定して継続していくため、厳しい財政事情を踏まえた効率的なシステムや循環型社会の形成に寄与する施設更新に向けた取組みを含め、松本クリーンセンターに代わる新しいごみ処理施設（以下「新ごみ処理施設」という。）を建設する方針としている。

また新ごみ処理施設は可燃ごみ焼却施設の整備と併せて、リサイクルプラザ（破碎処理施設）を一体整備する予定である。建設地によってはプラスチックリサイクル施設も一体整備することを想定している。

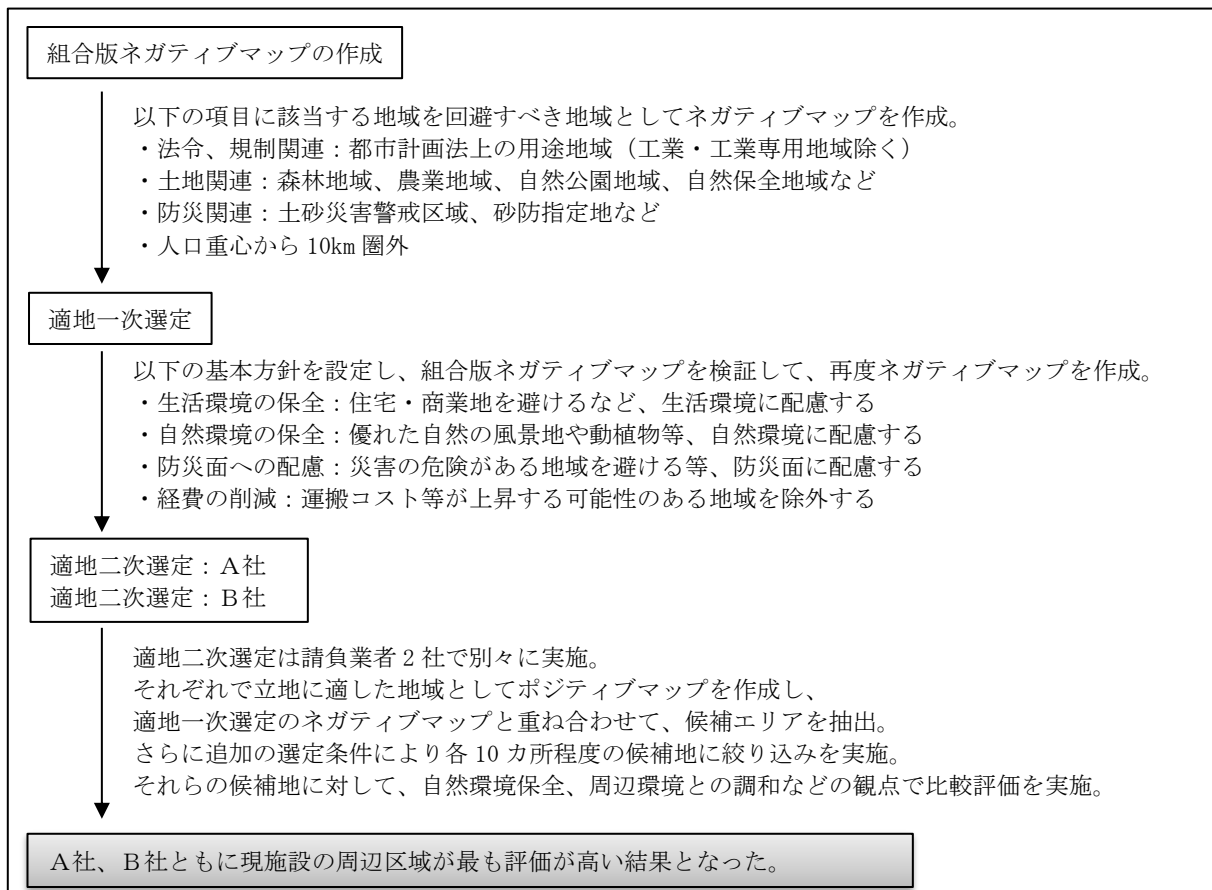
(2) 地域振興

新ごみ処理施設の整備は、開かれたごみ処理施設を建設することにより、「新ごみ処理施設・ラーラ松本・周辺自然との回遊」を柱とした「平瀬環境エリア」の創出を目指している。訪れる人に豊かな自然を感じてもらえる場所であるとともに、「学び・遊び・癒し」といった幅広い体験ができる場所にするこ
とで、エリアそのものの価値を高め、人の交流や賑わいの創出につなげる構想である。また、ごみ処理施設で発生した熱や電力を地域へ供給し、その価値を広げていくことで、地域の活性化につなげる構想である。

1.5 建設候補地の適地選定

1.5.1 建設候補地選定の経過

本組合では新ごみ処理施設の整備に向けて、構成市村全域を対象として建設候補地の適地選定を進めてきた。組合版ネガティブマップの作成、それを基にした適地一次選定（業者によるネガティブマップの見直し）及び二次選定（2 業者によるポジティブマップ作成と絞り込み）を実施し、その結果、現施設の敷地内及びその周辺に新ごみ処理施設を建設することが最適であるとの結論を得た。建設候補地の適地選定の概要を図 1.5.1 に示す。なお、この建設候補地の適地選定の二次選定で、環境保全の観点からの比較検討も行っており、その検討内容を表 1.5.1 及び表 1.5.2 に示す（適地二次選定を実施した請負業者 2 社分を掲載）。



注 1) ネガティブマップ：自然環境条件、土地利用規制、周辺土地利用などの観点から、立地することが望ましくない地域を示した地図。

注 2) ポジティブマップ：ごみ運搬コストやアクセス条件、インフラ状況などの観点から、立地に適していると考えられる地域を示した地図。

図 1.5.1 建設候補地の適地選定の概要

表 1.5.1 環境保全の観点からの検討内容（適地二次選定：A社）

分類	比較項目	比較基準	評価の目的
自然環境保全	水源・湧水等の指定	隔離距離	生活用水や農業用水、安らぎの場としての利用があることから保全が望ましいため。
周辺環境との調和	学校施設	隔離距離	交通安全面での配慮が必要であるため。
	社会・福祉施設	隔離距離	交通安全面での配慮が必要であるため。
	保健・医療施設	隔離距離	交通安全面での配慮が必要であるため。
	文化・観光施設	隔離距離	交通安全面での配慮が必要であるため。
	廃棄物関連施設	隔離距離	関連施設の集積には配慮が必要であるため。
	行政施設	隔離距離	交通安全面での配慮が必要であるため。
	住宅	隔離距離	生活環境面での配慮が必要であるため。
	測定調査観測地点	隔離距離	データの一貫性の担保に配慮する必要があるため。

表 1.5.2 環境保全の観点からの検討内容（適地二次選定：B社）

分類	比較項目	比較基準	評価の目的
生活環境保全	住宅	隔離距離	住環境への影響が少ない地域が望ましいため。
	学校、保育園	隔離距離	生活圏環境への影響が少ない区域が望ましいため。
	医療・福祉施設	隔離距離	生活圏環境への影響が少ない区域が望ましいため。
自然環境保全	河川保全区域	河川保全区域の有無	河川保全区域に入っていない区域が望ましいため。
	水源・湧水等の指定	隔離距離	水源の水質への影響が少ない区域が望ましいため。
	森林	地域森林計画対象民有林の有無	森林保護及び開発制限が無い区域が望ましいため。
	史跡・名称・天然記念物	隔離距離	文化財への影響防止のため。
周辺環境との調和	廃棄物関連施設	隔離距離	同一地域への集中を回避するため。
	測定調査観測地点	隔離距離	観測定点の喪失を防止するため。
	搬入道路	2車線又は幅員6m以上の道路からの隔離距離	周辺交通への影響及び道路整備費を低減するため。
	観光地	隔離距離	観光産業への影響を防止するため。

1.5.2 建設候補地の絞り込み

選定された適地の範囲の中から、現在策定中の「新ごみ処理施設基本計画」において、新ごみ処理施設に必要な面積や敷地の形状を勘案し、具体的な建設候補地案の絞り込みを行っている。

現段階では、対象事業実施区域となる建設候補地案は、A案及びB案の2案である。

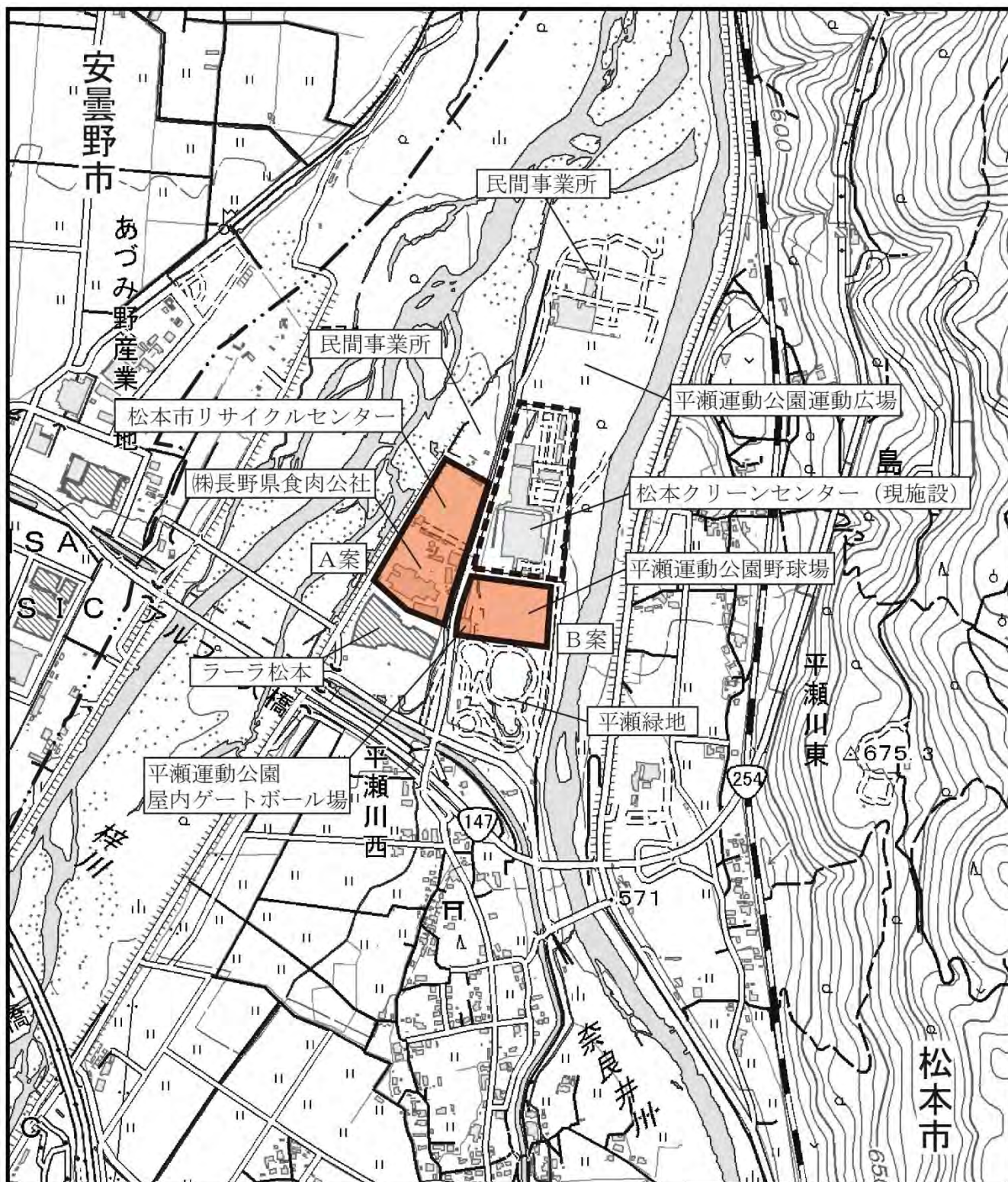
建設候補地案の位置を表1.5.3及び図1.5.2に示す。

A案は、(株)長野県食肉公社の敷地であり、同社の移転が対象事業の建設時期までに完了することを前提としている。A案となった場合は、松本市リサイクルセンターの機能も併せて一体整備する可能性があり、その場合は松本市リサイクルセンターの敷地も加わる。

B案は、松本クリーンセンター南側にある平瀬運動公園野球場の範囲を対象事業実施区域とする案である。敷地面積がA案に比べて狭く、容器包装プラスチックリサイクル施設はB案に収まりきらない可能性があるため、将来、現施設を解体した跡地への整備を予定している。また、松本市リサイクルセンターの機能についても一体整備は行わないため、同敷地には含まない。

表 1.5.3 建設候補地の2案

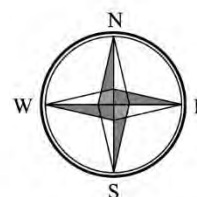
処理施設	A案	B案
敷地面積	約 16,000 m ² 又は 約 27,000 m ² (松本市リサイクルセンターの敷地を含める場合)	約 14,000 m ²
現在の土地 利用	(株)長野県食肉公社敷地 約 16,000 m ² 松本市リサイクルセンター敷地 約 11,000 m ²	平瀬運動公園野球場 約 14,000 m ²



凡 例

- 松本クリーンセンター
- 対象事業実施区域 候補2案
- 市境

図1.5.2 建設候補地案の位置



Scale 1/10,000
0 200 400 600m

この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。

1.6 対象事業の規模（処理能力）の設定

対象事業（ごみ焼却施設）の規模（処理能力）は、将来の焼却処理量の予測値に、災害廃棄物処理量の想定を加えて算出した。

焼却処理量の予測値を表 1.6.1 に示す。焼却処理量の将来予測値は、各市村から令和元年度までの実績値（実態調査のデータ）を収集し、市村の人口推移も加味して予測値を算出しており、新ごみ処理施設で実施を計画しているプラスチック製品のリサイクルによる焼却量の減を見込んで設定している。

災害廃棄物処理量の想定を表 1.6.2 に示す。構成市村の災害廃棄物処理計画を参照し、想定災害の中で最も処理量が多い糸魚川－静岡構造線断層帯（全体）の地震による要焼却処理量を災害廃棄物処理量とした。

ごみ焼却施設の規模（処理能力）の設定を表 1.6.3 に示す。処理対象物と災害廃棄物の処理量を見込んで算定し、ごみ焼却施設の規模（処理能力）を 360t/日とした。現焼却施設の規模（処理能力）である 450/日からは、90t/日の規模の縮小となる。

表 1.6.1 焼却処理量の予測値

処理対象物	単位	松本市	塩尻市	朝日村	山形村	合計
可燃ごみ	t／年	68,785	13,663	706	2,175	85,329
可燃性粗大ごみ	t／年	0	0	0	32	32
中間処理後可燃残渣	t／年	1,502	413	0	0	1,915
プラスチック製品の リサイクル	t／年	- 1,086	- 100		- 12	- 1,198
計	t／年	69,201	14,682		2,195	86,078
年間日平均処理量	t／日	189.6	40.2		6.0	235.8

表 1.6.2 災害廃棄物量の想定

（糸魚川－静岡構造線断層帯（全体）の地震における要焼却処理量）

処理対象物	要焼却量（t）	処理日数（日）	日処理量（t／日）
松本市	28,023	1,095（3年間）	25.6
塩尻市	1,746	1,095（3年間）	1.6
計	29,769	1,095（3年間）	27.2

注 1）朝日村は糸魚川－静岡構造線断層帯の地震の被害想定はわずかであり、要焼却量は算出していない。

注 2）山形村の糸魚川－静岡構造線断層帯の地震における要焼却処理量は推計されておらず、今後算出する予定である。

表 1.6.3 ごみ焼却施設の規模（処理能力）

項目	単位	設定値
年間処理量（通常時）①	t／日	235.8
災害廃棄物処理量 ②	t／日	27.2
計画年間日平均処理量 ①＋②	t／日	263.0
実稼働率	—	0.77
調整稼働率	—	0.96
施設規模	t／日	355.8 ÷ 360
1 炉当たりの規模（3 炉構成）	t／日	120

[施設規模の算定経過]

○ 処理対象ごみ量：

- ・ 令和 8 年度の予測による平常時 86,078 t / 年 = 235.9 t / 日
- ・ 災害廃棄物 27.2 t / 日

○ 実稼働率：77%

・ 年間停止日数：

補修整備期間 30 日 + 補修点検期間 15 日 × 2 回 + 全停止期間 7 日間
+ 起動に要する日数 3 日 × 3 回 + 停止に要する日数 3 日 × 3 回 = 85 日

- ・ 年間実稼働日数：365 日 - 85 日 = 280 日 $\therefore 280 / 365 = 77\%$

○ 調整稼働率 96%

(環境省が指定する係数)

○ 施設規模の算定

・ 施設規模：

計画年間日平均処理量 $(235.8 + 27.2) \text{ t / 日} \div 0.77 \div 0.96 = 355.8 \text{ t / 日}$
 $\approx 360 \text{ t / 日}$

1.7 事業の内容

1.7.1 施設整備の基本方針

(1) 基本方針

「新ごみ処理施設基本構想」(令和4年2月)に示した、新ごみ処理施設建設を進めるに当たっての施設整備のコンセプトとなる基本方針は次のとおりである。

「新たな価値を創出する新時代のごみ処理施設を目指して」

基本方針1 安心・安全な施設

- 1-1 住民に開かれたごみ処理施設を目指します。
- 1-2 住民の生活を支える施設として、24時間365日の安定稼働を目指します。
- 1-3 災害に強い、強靱な施設を目指します。
- 1-4 災害時のエネルギー供給拠点として活躍できる施設を目指します。

基本方針2 環境に配慮した施設

- 2-1 温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化の低減に寄与する施設を目指します。
- 2-2 省エネルギー化や廃棄物エネルギーの効率的な回収を目指します。
- 2-3 環境汚染物質の発生を抑制し、周辺環境への負担を低減する施設を目指します。
- 2-4 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進に対応した施設を目指します。
- 2-5 最終処分場の延命化に寄与する施設を目指します。

基本方針3 地域に価値を創出する施設

- 3-1 社会状況の変化や地域の課題に対応したインフラ機能としての施設を目指します。
- 3-2 地域にエネルギーを供給することで、持続可能な自立・分散型社会の形成(地域循環共生圏)に寄与する施設を目指します。
- 3-3 環境教育・学習の場としてはもちろん、住民の活動拠点となる施設を目指します。
- 3-4 地域のエネルギーセンターとしてエネルギーを供給しながら、脱炭素化やCO₂の地産地消を目指します。

(2) 平瀬環境エリアの創出

誰もが自由に見学ができる施設にすることで、ごみ処理施設をもっと身近に感じてもらえる「開かれた施設」を目指す。

これにより、隣接するラーラ松本や平瀬周辺の自然と融合を図り、学び・遊び・癒しが三位一体となり、回遊することができるこのエリアを「平瀬環境エリア」と位置付け、新たな価値を創出する新時代のごみ処理施設を目指している。

テーマ及びイメージを図 1.7.1 に示す。

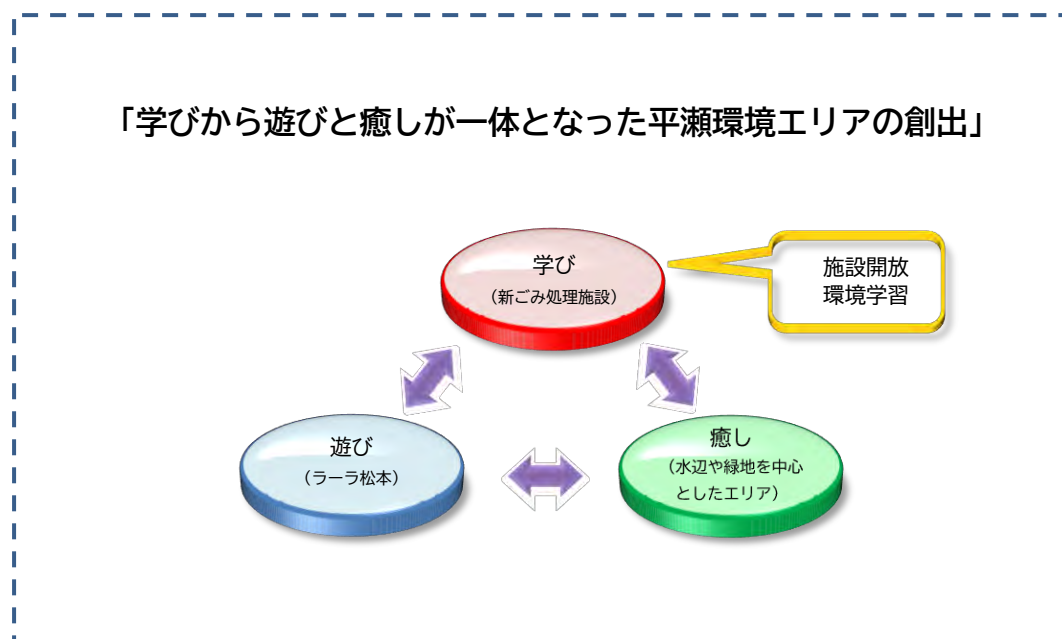


図 1.7.1 平瀬環境エリアの創出のイメージ

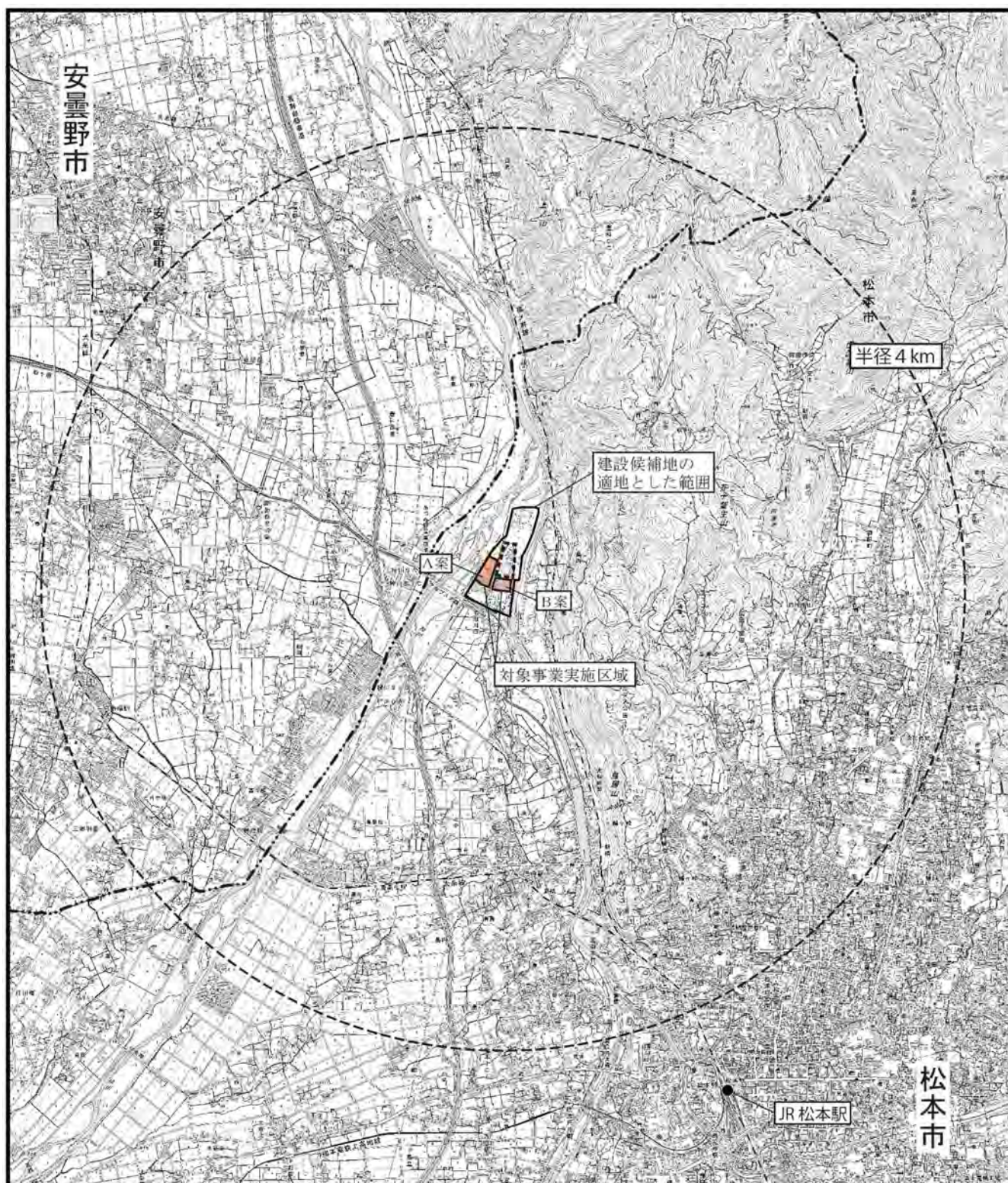
1.7.2 対象事業実施区域の位置及び予備調査（地域の概況）の調査範囲

対象事業実施区域の位置及び予備調査（地域の概況）の調査範囲を図 1.7.2 に示す。また、より詳細な対象事業実施区域の位置を図 1.7.3 に示す。

対象事業実施区域の所在地は、松本市大字島内地籍であり、梓川と奈良井川の合流点に位置している。

現段階では、対象事業実施区域はA案、B案の2案がある。A案となった場合は、隣接する松本市リサイクルセンターとも一体整備を行う可能性があり、その場合は対象事業実施区域が北へ広がる(図 1.7.3 に示した範囲となる)。B案となった場合は、平瀬運動公園野球場及びゲートボール場の範囲である。

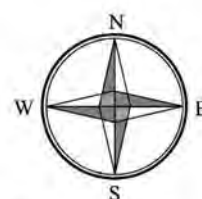
予備調査（地域概況）の調査範囲は、本事業による環境影響を受けると想定される範囲として、最も広範囲となると考えられる、煙突排ガスによる大気質への影響範囲を想定して設定した。大気質への影響範囲は、「松塩地区広域施設組合 新ごみ処理施設整備に係る計画段階環境配慮書」（令和3年12月）において実施した、焼却施設の稼働に係る大気質の予測範囲と同じ、対象事業実施区域から半径4kmの範囲とした。



凡 例

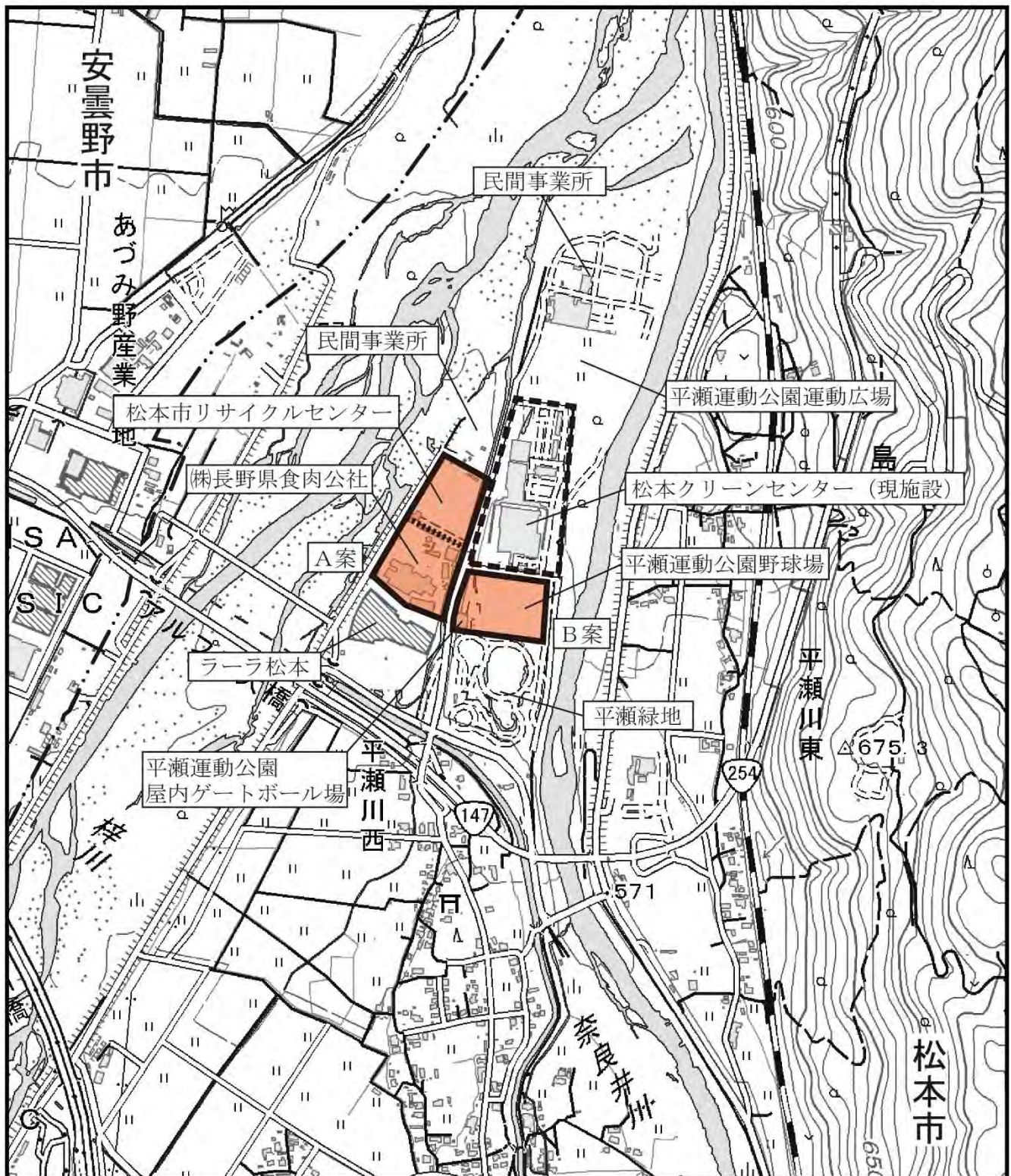
- 建設候補地の適地とした範囲
- 対象事業実施区域 2案
- 松本クリーンセンター
- 市境

図1.7.2 対象事業実施区域の位置



Scale 1/50,000
0 1,000 2,000 3,000m

この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。



凡 例



松本クリーンセンター

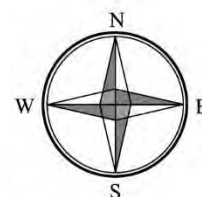
市境



対象事業実施区域 候補2案

A案では、松本市リサイクルセンターと一体整備を行わない場合、中央の破線より南側の範囲を対象事業実施区域とする。

図1.7.3 対象事業実施区域の位置



Scale 1/10,000

0 200 400 600m

この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。

1.7.3 処理施設の種類、規模及び処理方式

新ごみ処理施設の種類、規模及び処理方式を表 1.7.1 に示す。A 案、B 案の整備する施設の内容も併せて表に示した。

なお、A 案と B 案とでは、本事業で整備する施設の種類の異なるが、事業として一体整備する施設については、環境影響評価の予測評価の対象とする。

(1) A 案の場合

A 案とする場合は、ごみ焼却施設、破砕ごみ処理施設及びプラスチックリサイクル施設を本事業で一体整備する計画である。また、隣接する松本市リサイクルセンター（ペットボトル圧縮梱包施設及び蛍光管破砕施設等）の機能についても一体整備を行う可能性がある。

A 案の敷地の既存施設（(株)長野県食肉公社、松本市リサイクルセンター）については、用地の引渡し時点で既に解体が行われている予定であるが、本事業に工作物の撤去・廃棄が含まれる可能性がある。

本事業で整備する複数の施設について、ごみ焼却施設と一体の建屋とするか別棟とするかについて今後検討を行うため、対象事業実施区域内の配置については未定である。

(2) B 案の場合

B 案とする場合は、敷地面積が不足するため、本事業ではプラスチックリサイクル施設の整備は行わない。プラスチックリサイクル施設は、本事業が完了し、ごみ焼却施設及び破砕ごみ処理施設が稼働した後、現焼却施設を解体した跡地に別途整備する計画である。また、B 案では隣接する松本市リサイクルセンターの機能についても一体整備は行わない。

なお、B 案の敷地にはゲートボール場や野球場の照明施設が存在しており、本事業にはこれらの工作物の撤去・廃棄が含まれる。

本事業で整備する破砕ごみ処理施設について、ごみ焼却施設と一体の建屋とするか別棟とするかについて今後検討を行うため、対象事業実施区域内の配置については未定である。

表 1.7.1 処理施設の種類、処理方式及び規模（処理能力）

施設の種類	処理内容	処理方式	施設の規模 (処理能力)	整備する施設	
				A 案	B 案
ごみ焼却施設 (現焼却施設の更新)	可燃ごみ	ストーカ式焼却方式 (灰溶融設備なし)	360 t/日 (120 t/24 h ×3 炉)	○	○
破砕ごみ処理施設 (現破砕ごみ処理施設の更新)	粗大ごみ・破砕ごみ	4 種選別 (鉄類/アルミ /可燃残渣/不燃残渣) 破砕機、選別機等	13 t/日 (13 t/5 h)	○	○
プラスチックリサイクル施設 (現容器包装プラスチックリサイクル施設の更新)	容器包装プラスチック、製品プラスチック	破袋(破袋機) 選別(手選別又は機械選別) 圧縮梱包(圧縮梱包機)	13 t/日 (13 t/5 h)	○	—
リサイクル施設	ペットボトル 蛍光管	圧縮梱包機 小型破砕設備	未定	△	—

注) ○：本事業で一体整備するもの △：本事業で一体整備する可能性があるもの —：本事業で整備しないもの

1.7.4 実施予定期間

現在、建設着手が可能な時期を見定めつつ、A案及びB案の2案から建設候補地案の絞り込みを行っているところであり、現段階では実施予定期間が明示できない。実施予定期間は、建設候補地が決定した段階で明らかにする。

なお、新ごみ処理施設の稼働までは現在の松本クリーンセンターでのごみ処理を継続するため、現在の松本クリーンセンターの解体は新ごみ処理施設の稼働後に、別事業として実施する。

1.8 事業計画の概要

1.8.1 主要設備の概要

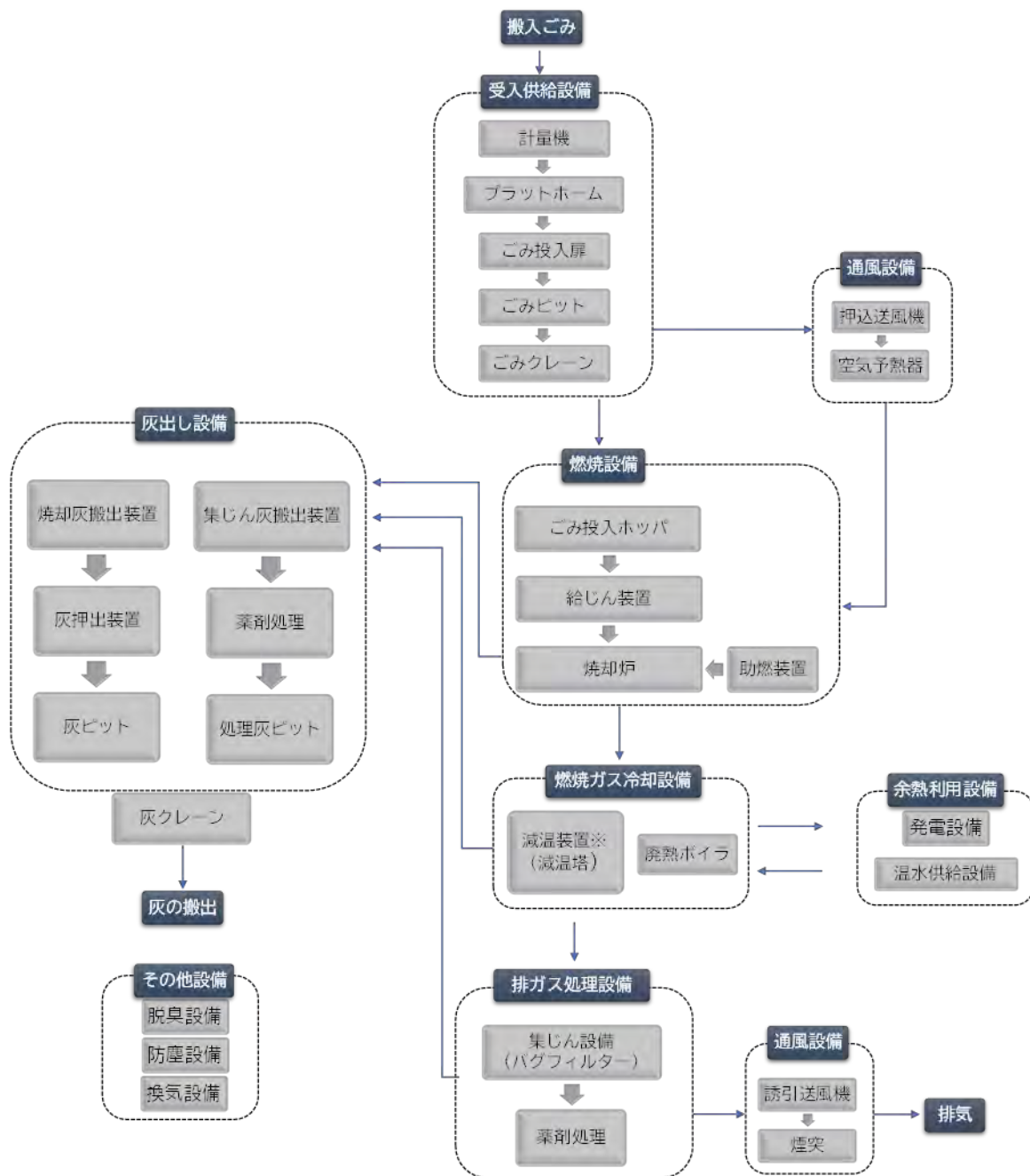
(1) ごみ焼却施設

ごみ焼却施設の主要設備の概要を表1.8.1に示す。

現段階では、可燃ごみの処理フローは決まっていないため、一般的な可燃ごみの処理フローを図1.8.1に示す。

表 1.8.1 ごみ焼却施設の主要設備の概要

項目	主要設備
受入供給設備	計量機、プラットホーム、ごみピット、ごみクレーン 等
燃焼設備	ごみ投入ホッパ、給じん装置、焼却炉（ストーカ式焼却方式） 等
燃焼ガス冷却設備	減温装置（ボイラ、減温塔） 等
余熱利用設備	発電設備（蒸気タービン）、温水供給設備 等
排ガス処理設備	集じん設備（バグフィルター） 等
通風設備	押込送風機、空気予熱器、誘引送風機、煙道、煙突 等 (煙突高さの予定：60m 未満)
灰出し設備	落下灰搬出装置、灰押出装置、灰ピット又は灰バンカ、集じん灰処理装置 等



※必要に応じて設置

図 1.8.1 ごみ焼却施設の処理フロー（一般的な処理フローの例）

(2) 破碎ごみ処理施設

現段階では、破碎ごみ処理の主要設備や処理フローは決まっていないため、一般的な破碎ごみの処理フローを図 1.8.2 に示す。

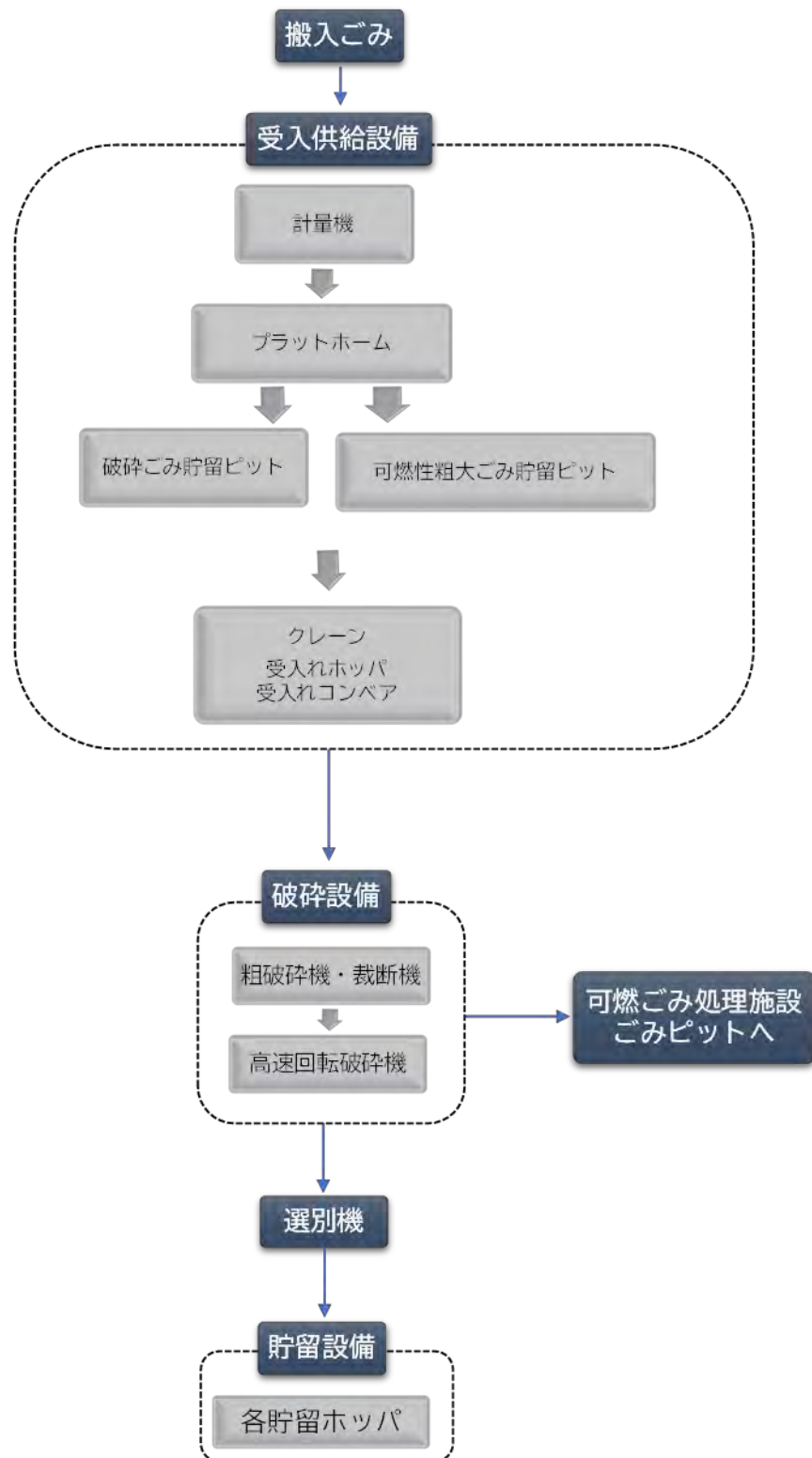


図 1.8.2 破碎ごみ処理施設の処理フロー（一般的な処理フローの例）

(3) プラスチックリサイクル施設

現段階では、プラスチック処理の主要設備や処理フローは決まっていないため、一般的なプラスチックの処理フローを図 1.8.3 に示す。

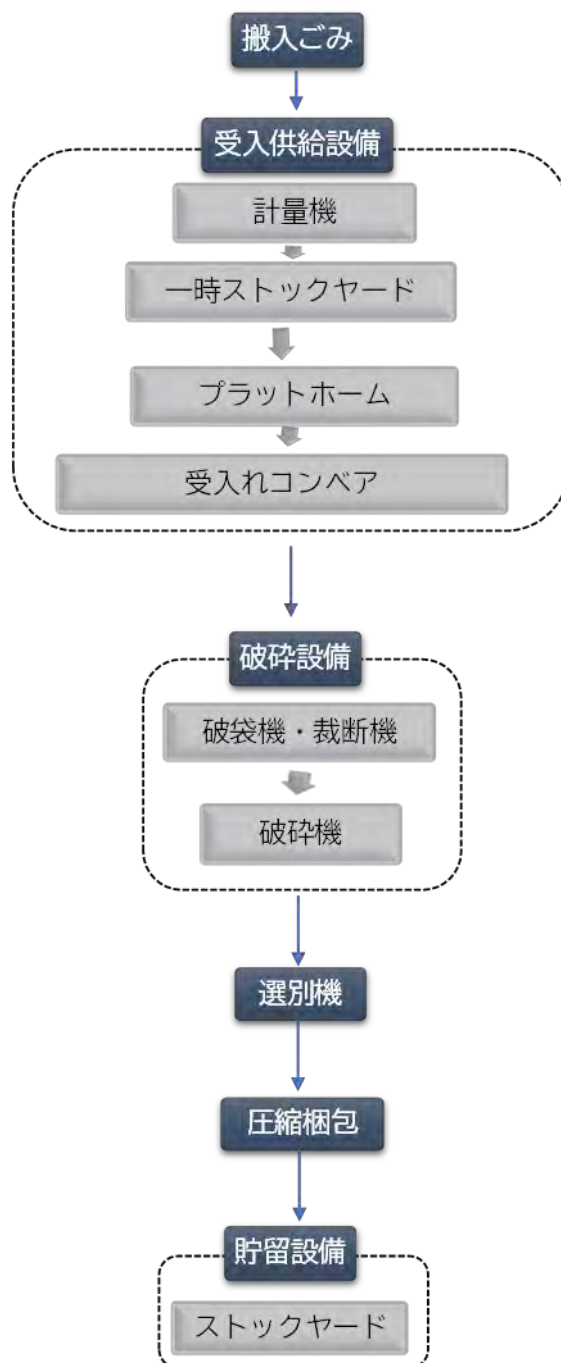


図 1.8.3 プラスチックリサイクル施設の処理フロー（一般的な処理フローの例）

1.8.2 公害防止計画

新ごみ処理施設の焼却施設の排ガスの法規制値及び計画値等を表 1.8.2 に示す。

本組合は、地元町会と公害防止協定を締結しており、公害防止基準を設けて現在の松本クリーンセンターを管理・運営している。新ごみ処理施設では、現施設と同程度の公害防止基準により管理しつつ、より一層の環境保全に取り組む。

表 1.8.2 排ガスの公害防止基準等

項 目	単位	新ごみ処理施設 公害防止基準	現施設 公害防止基準	法規制値
ばいじん	g /m ³ N	0.02	0.02	0.04
硫黄酸化物	ppm	50	50	K 値 14.5 ^{※1}
窒素酸化物	ppm	100	100	250
塩化水素	ppm	50	50	430
水銀	μg /m ³ N	30	50 ^{※2}	30
ダイオキシン類	ng-TEQ /m ³ N	0.1	0.1	0.1

注 1) ※1 : K 値 14.5 を現施設の排出濃度に換算すると、2000ppm 程度となる。

注 2) ※2 : 平成 30 年 4 月 1 日施行日以前に建設された施設の法規制値は 50 μg /m³ N である。

注 3) ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素及び窒素酸化物の計画値及び法規制値は酸素濃度 12%換算（乾き）。

1.8.3 余熱利用計画

現在、松本クリーンセンターでは隣接する「ラーラ松本」に熱供給し余熱利用を行っている。新ごみ処理施設についても同様に、ラーラ松本への熱供給を継続する。また、発電による場内への電力供給及び売電、温水による場内への熱供給も現施設と同様に継続する計画である。

1.8.4 給水計画

現在、松本クリーンセンターでは生活用水には上水を使用し、プラント用水及び洗車用水には地下水を使用している。新ごみ処理施設の給水計画の詳細は決定していないが、現在と同様に給水を行う見通しである。

1.8.5 排水処理計画

現在、松本クリーンセンターでは生活排水は直接下水道放流、プラント排水及び洗車排水は処理後下水道放流を行っている。新ごみ処理施設の排水処理計画の詳細は決定していないが、現在と同様に排水を行う見通しである。

1.8.6 受入計画

現在、松本クリーンセンターでは 8:30～16:30 にごみの搬入を受け入れている。新ごみ処理施設の受入時間は決定していないが、現在と同様、日中の時間帯とする。

1.8.7 焼却残渣処分計画

現在、松本クリーンセンターから排出される焼却残渣は、搬入量を基に各市村に配分し、各市村において埋立処分又は資源化処理が行われている。新ごみ処理施設についても、同様に焼却残渣を取り扱うことを想定している。なお、新ごみ処理施設では灰の溶融処理は行わない。灰の減量策として、ごみの

減量・製品プラスチックの資源化、民間委託処分、金属類の回収等を引き続き検討していく。

1.8.8 啓発施設計画

近年のごみ処理行政において、環境学習及び啓発はその重要性を増しており、新ごみ処理施設には重要な情報発信基地としての役割を持たせる。小中学生の社会見学における来場を主な対象者としつつ、すべての来場者に3R（リデュース：Reduce、リユース：Reuse、リサイクル：Recycle）を中心としたごみ減量化と再資源化への意識の高揚を図るため、新ごみ処理施設では見学者スペースの設置や常設展示を行う計画である。

1.8.9 造成計画・施工計画

建設候補地が決定していないため、現段階では具体的な造成計画及び施工計画はない。

建設候補地がA案、B案のどちらとなった場合でも、基礎部分の施工に掘削が必要であり、ごみピットの設置形態によっては10m程度の掘削が必要となる可能性がある。

建設候補地の決定後に、地下水への影響の低減や洪水時の浸水対策を踏まえて、造成及び施工に係る計画を作成する。

1.8.10 防災計画

廃棄物処理施設は、地震による被災後早期に復旧再稼働し、円滑に廃棄物を処理することが求められることから、耐震性を確保するため、建築基準法等の各種基準に従い、高い耐震性を備える施設として整備する。

対象事業実施区域は、梓川と奈良井川の合流点に位置しており、松本市のハザードマップ（100年に1度起こる大雨の場合）では、洪水時の浸水予想区域（0.5～3.0m未満）に含まれるため、次のような浸水対策の実施を検討している。

浸水によるごみや灰の流出対策：ピット開口部を浸水予想水深よりも高くする

機器類の浸水対策：中央制御室や電気機器類、始動用電源等を浸水予想水深よりも上に設置

建物自体の浸水対策：浸水予想水深まで鉄筋コンクリート構造化、開口部の防水扉を設定

1.8.11 主な環境保全対策

（１）温室効果ガスの排出削減

ごみ焼却処理に伴う熱エネルギーを利用して発電を行い、消費電力を賄うことにより、温室効果ガス排出量の削減に寄与する施設とする。

表1.8.3に示す温室効果ガス排出削減の取り組み例を基に、温室効果ガス排出削減策を検討し、実施する。

表 1.8.3 温室効果ガス排出削減の取り組み例

効果	項目	対策例
機器類等のエネルギー消費の削減	モーター機器	・インバータ化や高効率電動機の採用 ・自動制御システムの導入
	助燃油等	・焼却炉等の効率的な運転計画等
地球環境に配慮したエネルギー	再生可能エネルギーの活用	・太陽光発電等
CO ₂ 削減	プラスチック等	・焼却からリサイクル
	見える化	・数値等により明示化
	回収技術等	・実証実験段階の技術が多く、採用は困難

(2) 騒音・振動対策

ごみ焼却施設に設置される空気圧縮機、送風機等の出力が大きい原動機設備や、破碎ごみ処理施設に設置される回転式破碎機等の大型回転機械等が、主要な騒音・振動源となる。

表 1.8.4 に示す騒音・振動の対策例を基に騒音・振動対策を検討し、実施する。

表 1.8.4 騒音・振動の対策例

項目	対策例
施設の機器類	・低騒音・低振動型の機器を採用 ・機器と煙道等による固有周期の防止 ・建物内部や地下への設置 ・吸音材により空気中の音を吸収 ・基礎等への固定部に防振ゴム等の設置 ・気密性の高い建屋等に設置
ごみ収集車両等の通行	・法定速度遵守や急停車急発進防止の徹底

(3) 悪臭対策

ごみ処理施設における臭気の最も大きな発生源は、ごみピットとなる。現施設と同様に臭気対策を徹底し、周辺環境の保全を図る。表 1.8.5 に示す臭気の対策例を参考として、今後対策を検討する。

表 1.8.5 悪臭の対策例

項目	対策例
ピット内からの防止	・施設内を負圧に保つとともに建築設備面での密閉化 ・負圧に保った空気を炉内に送風し、焼却用空気への活用 ・扉の開閉を電動化し、開放を最小限化
プラットホームからの臭気防止	・気密性の高い扉やエアカーテンの設置
ごみ等の十分な燃焼	・十分な灰の後燃焼やガスの燃焼完結 ・ピット内等の臭気を含んだ空気の燃焼

(4) 渋滞対策

主要道路から計量機までの距離を十分に確保することや効率的な計量システムの導入等により渋滞対策を講じる。

(5) 景観対策

ごみ処理施設は大型の建築物となるため、河川沿い道路からの山並みの見える良好な眺望に配慮するため、松本市景観計画に則って、形状や色彩計画、緑化等を行う。

第2章 地域の概況

2.1 地域の概要

対象事業実施区域は、松本市の中央やや東側、隣接する安曇野市との市境付近に位置している。また本組合の構成市村は、松本市、塩尻市、山形村及び朝日村となっている。地域の概況を把握する基本範囲は松本市とし、必要に応じて、対象事業実施区域に近い安曇野市、及び構成市村である塩尻市、山形村及び朝日村を含めることとした。地域の概況を把握する範囲を図 2.1.1 に示す。

対象事業実施区域のある松本市は、松本平と呼ばれる松本盆地の中に位置している。西部は乗鞍岳、槍ヶ岳、穂高岳などの 3,000m 級の北アルプス連峰がそびえ立つ山岳地帯であり、中部山岳国立公園の一部となっている。東部には八ヶ岳中信高原国定公園の一部を成す美ヶ原高原を有しており、雄大な山々の自然に囲まれた地域である。市内には市を二分する形で北流する奈良井川をはじめとして、梓川や田川、女鳥羽川などが流れ、それらの河川は合流して犀川となり日本海へ流下する。また、市の中心部には美ヶ原などの山岳地帯や扇状地が涵養した地下水が豊富に存在する。これらは「まつもと城下町湧水群」と呼ばれ、井戸や湧水として利用されるとともに、観光資源としても整備されている。

気候は上高地などの安曇地区を除き、中央高地式気候(内陸性気候)に属している。日較差、年較差が大きく、年間を通じて湿度が低く、降水量が少ないといった特徴がある。

植物群落の分布は、標高により高山帯、亜高山帯、山地帯、山麓部、平野部に分けることができる。この植物群落の分布は、多くの生物の生息・生育基盤となり、動物の分布にも影響を与えている。

交通の状況としては、長野市や首都圏、中京圏へと向かう交通の要である長野自動車道の松本 IC がある。また、市内には南北方向の大動脈である一般国道 19 号が走っている。鉄道は、松本市と首都圏や中京圏、長野市とを結ぶ JR 松本駅があり、各方面へ特急列車が整備されている。



図 2.1.1 地域の概況を把握する範囲

2.2 社会的状況

対象事業実施区域及びその周囲の社会的状況は表 2.2.1(1)～(2)及び表 2.2.2(1)～(2)、表 2.2.3(1)～(2)に示すとおりである。

表 2.2.1(1) 対象事業実施区域及びその周辺の社会的状況（生活環境等）

項 目		内 容
2.2.1 人口及び産業の状況	(1) 人口及び世帯数	令和 3 年 10 月 1 日現在、対象事業実施区域のある松本市の人口は、240,226 人、本組合の構成市村の人口は 319,631 人である。本組合の構成市村の人口は減少傾向にあったが、令和 3 年度は増加に転じた。世帯数は増加傾向にある。
	(2) 住宅地等の分布	A 案では対象事業実施区域の南側に、B 案では対象事業実施区域の東側の奈良井川対岸に、それぞれ最も近い住宅地が存在している。
	(3) 産業	平成 28 年の産業（大分類）別従業者数を割合で見ると、松本市は卸売業・小売業の占める割合が 22.3%で最も高く、次いで医療・福祉（13.6%）、製造業（12.2%）の順になっている。また、塩尻市と朝日村、安曇野市は製造業の占める割合が最も高く、山形村は卸売業・小売業の占める割合が最も高くなっている。
2.2.2 交通の状況		対象事業実施区域周辺の主要道路は、長野自動車道、一般国道 19 号、一般国道 143 号、一般国道 147 号、一般国道 158 号などが挙げられる。対象事業実施区域の北西側には安曇野インターチェンジが、西側には梓川スマートインターチェンジが、南側には松本インターチェンジがある。また、鉄道は、東日本旅客鉄道（JR 東日本）の篠ノ井線及び大糸線、松本電鉄上高地線がある。対象事業実施区域の東側の奈良井川及び一般国道 19 号の向こう側に、南北にかけて JR 篠ノ井線が走っている。
2.2.3 土地利用の状況	(1) 土地利用	松本市では、61.2%を山林が占めており、次いで宅地が 5.2%、田が 5.1%の順になっている。他の市村も山林の占める割合が最も高くなっているが、山形村では次いで畑の割合が 23.9%と比較的高くなっている。また、安曇野市では田の割合が 16.7%で他と比較して高くなっている。 対象事業実施区域は河川に挟まれた場所に位置している。周辺は、西側の河川（梓川）を挟んだ安曇野市方面や南側は主に田が広がっている。東側の河川（奈良井川）を超えると、広葉樹林や針葉樹林等の山林が広がっていて、果樹園としての利用もある。南東側は松本市の中心市街地方面で住宅地や商業地がある。
	(2) 都市計画区域	対象事業実施区域は、用途地域の指定はされていない。また、山形村と朝日村については、都市計画区域には指定されていない。
2.2.4 環境保全についての配慮が必要な施設の状況	(1) 幼稚園、小学校等	幼稚園、学校等のうち最も近い施設は、「島内小学校」及び「豊科南中学校」であり、南側約 2.1km の距離に位置する。
	(2) 病院等	病院等のうち最も近い施設は、「飯田歯科医院」であり、西側約 1.1km の距離に位置する。
	(3) 社会福祉施設等	社会福祉施設等のうち最も近い施設は、「集皆所ひだまり・グループホームひだまりの里とよしな」であり、西側約 1.1km の距離に位置する。
2.2.5 水域の利用状況	(1) 河川、湖沼及び地下水の利用状況	1) 水道水源としての利用状況 松本市の水道事業（上水道）は 4 地区に分かれており、対象事業実施区域のある松本地区は主に浄水受水であるが、地下水も一部利用されている。一方で、対象事業実施区域に近い安曇野市の上水道は、全て地下水（深井戸水）である。

表 2.2.1(2) 対象事業実施区域及びその周辺の社会的状況（生活環境等）

項 目		内 容
2.2.5 水域の 利用状 況	(1) 河川、 湖沼及び地下 水の利用状況	2) 地下水の利用状況 松本市では、豊富な地下水を利用するため、多くの井戸が現存しており、農業用、工業用、飲料用等に利用されている。対象事業実施区域がある松本市島内地区でも井戸の利用がある。 3) 水面利用の状況 対象事業実施区域及びその周囲における水面利用の場として、奈良井川、梓川、犀川などが挙げられる。これらの流域における漁業の名称は、あゆ漁業、こい漁業、ふな漁業、うぐい漁業、おいかわ漁業、かじか漁業、うなぎ漁業、にじます漁業、やまめ漁業、いwana漁業、しなのゆきます漁業である。漁業番号「内共第4号」が設定されている。
2.2.6 環境整 備の状 況	(1) 廃棄物 処理の状況	1) ごみ処理 松塩地区広域施設組合の松本クリーンセンター現焼却施設では、構成市村である松本市、塩尻市、山形村及び朝日村から排出される可燃ごみの焼却処理を行っている。 共同処理の仕組みとして、構成市村から排出された可燃ごみの焼却処理後に発生する焼却灰等は、各市村の可燃ごみ量に応じて分配される。可燃ごみ以外の資源物、埋立ごみ、有害ごみ等は、各市村で処理されている。 2) ごみ排出量 ごみの排出量は、主に生活系ごみが減っているため、平成27年度から平成30年度までは、主に生活系ごみが減っているため減少傾向にあり、令和元年度には一旦増加に転じたが、令和2年度は減少した。また、過去6年の1人1日当たりの排出量を見ると、本組合の構成市村の平均は、長野県平均よりも150g程度多く推移している。 3) ごみ処理量 構成市村のごみの処理量（合計）は、焼却以外の中間処理量は増加傾向にあるが、直接資源化量は減少傾向にある。 4) 資源化量 構成市村の資源化量（合計）は、過去6年は減少傾向にあり、リサイクル率も低下傾向にある。 5) 最終処分量 構成市村の最終処分量（合計）は、平成29年度に前年より大幅に減少し、それ以降は増加していたが、令和2年度には減少している。 6) 産業廃棄物処理施設 松本市の産業廃棄物中間処理施設及び産業廃棄物最終処分場の事業場数は、産業廃棄物処分業中間処理が22場、特別管理産業廃棄物処分業中間処理が3場、産業廃棄物処分業最終処分場はない。
	(2) 下水道 の普及状況	対象事業実施区域のある松本市の水洗化の割合は、98.7%となっている。 「松本市下水道事業経営戦略」（平成29年3月 松本市）（令和4年5月改定）では、対象事業実施区域のうち、松本クリーンセンターの南側部分が公共下水道事業計画処理区域内となっている。北西側の（株）長野県食肉公社、松本市リサイクルセンター、民間事業所の範囲は、公共下水道事業計画処理区域外である。
2.2.7	環境の保全を目的とした関係法令等による指定、規制等の状況	表 2.2.2(1)、(2)に示す。

表 2.2.2(1) 環境の保全を目的とした関係法令等による指定、規制等の状況（生活環境等）

項目	法令等	規制・基準	指定区域
(1) 大気質	環境基本法	大気汚染に係る環境基準	区域を定めず指定
	ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類の大気の汚染に係る環境基準	区域を定めず指定
	大気汚染防止法	規制基準（排出基準）	工場及び事業場に設置される政令で定める施設（ばい煙発生施設）を対象に、硫黄酸化物やばいじん、その他有害物質の排出規制が定められている。計画施設はばい煙発生施設に該当するため、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物が規制項目となっている。
(2) 騒音	環境基本法	・騒音に係る環境基準（等価騒音レベル） ・道路に面する地域に係る環境基準（等価騒音レベル） ・幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準（等価騒音レベル）	対象事業実施区域は用途地域の指定はないため、騒音に係る環境基準は適用されない。
	騒音規制法	道路交通騒音 ・自動車騒音に係る要請限度	対象事業実施区域は用途地域の指定はないため、自動車騒音に係る要請限度は適用されない。
		工場騒音 ・特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準	対象事業実施区域は用途地域の指定はないため、特定工場等で発生する騒音の規制に関する基準は適用されない。
		建設作業騒音 ・特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準	対象事業実施区域は用途地域の指定はないため、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は適用されない。
	松本市公害防止条例	工場騒音 ・指定事業（一般騒音）に関する規制基準	対象事業実施区域は用途地域の定めのない地域であるため、指定事業（一般騒音）に関する規制基準（その他の区域）が適用される。
		建設作業騒音 ・指定事業（建設騒音）に関する規制基準	対象事業実施区域は用途地域の定めのない地域であるため、指定事業（建設騒音）に該当する建設作業を実施する際には規制基準（第2号区域）が適用される。

表 2.2.2(2) 環境の保全を目的とした関係法令等による指定、規制等の状況（生活環境等）

項目	法令等	規制・基準	指定区域
(3) 振動	振動規制法	道路交通振動 ・道路に面する地域の要請限度	業実施想定区域は用途地域の指定はないため、道路交通で発生する振動の規制に関する基準は適用されない。
		工場振動 ・特定工場等に係る振動の規制基準	対象事業実施区域は用途地域の指定はないため、特定工場等で発生する振動の規制に関する基準は適用されない。
		建設作業振動 ・特定建設作業に係る振動の規制基準	対象事業実施区域は用途地域の指定はないため、特定建設作業で発生する振動の規制に関する基準は適用されない。
(4) 悪臭	悪臭防止法	臭気指数規制による規制基準	規制基準の規制方式は、特定悪臭物質の排出濃度及び臭気指数の2つの方式があり、対象事業実施区域のある松本市では、市内全域で臭気指数による規制が行われている。 対象事業実施区域には用途地域の指定がないため、第2地域に該当する。
(5) 水質	・環境基本法 ・ダイオキシン類対策特別措置法	河川及び湖沼 ・人の健康の保護に関する環境基準 ・生活環境の保全に関する環境基準 ・ダイオキシン類に関する水質の環境基準	対象事業実施区域の周囲には、信濃川水系の奈良井川、犀川が流れており、環境基準の水域類型の指定を受けている。BOD等については、いずれの河川もA類型に指定されている。また、水生生物保全項目については、いずれの河川も生物Aに指定されている。
	・水質汚濁防止法 ・ダイオキシン類対策特別措置法	・水質汚濁防止法に基づく排水基準 ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排水基準	区域を定めず指定
	・長野県公害の防止に関する条例	・長野県公害の防止に関する条例に基づく上乗せ排水基準	
(6) 地下水	・環境基本法 ・ダイオキシン類対策特別措置法	・地下水の水質汚濁に係る環境基準 ・ダイオキシン類に係る地下水環境基準	区域を定めず指定
(7) 土壌	・環境基本法 ・ダイオキシン類対策特別措置法	・土壌の汚染に係る環境基準 ・ダイオキシン類に関する環境基準	区域を定めず指定

表 2.2.3(1) 対象事業実施区域及びその周辺の社会的状況（地域環境等）

項 目	内 容
2.2.8 地域の 環境に 係る方 針等の 状況	(1) 土地利 用基本計画 対象事業実施区域及びその周囲における「長野県土地利用基本計画」に基づく指定状況は以下のとおりである。 1) 都市地域 対象事業実施区域は、都市地域の市街化調整区域に区分される。 2) 農業地域 対象事業実施区域は、農業地域に指定されている。 3) 森林地域 対象事業実施区域は、森林地域には該当していない。 4) 自然公園地域 対象事業実施区域及びその周囲には、自然公園地域に指定されている場所はない。 なお、対象事業実施区域のある松本市では、八ヶ岳連峰が八ヶ岳中信高原国定公園に、北アルプス山域が中部山岳国立公園に指定されている。 5) 自然保全地域 対象事業実施区域及びその周囲には、自然保全地域に指定されている場所はない。また、「長野県自然環境保全条例」では、「自然環境保全地域」「郷土環境保全地域」「大規模開発調整地域」を指定しており、対象事業実施区域及びその周囲は、「大規模開発調整地域」に指定されている。 なお、対象事業実施区域のある松本市では、虚空蔵山と牛伏寺鉢伏山麓が、郷土環境保全地域に指定されている。
	(2) 土地利 用に関する計 画 松本市では、令和3年8月に策定した松本市総合計画において、基本理念を「豊かさと幸せに 挑み続ける 三ガク都」とし、まちづくりの基本目標を示している。松本市都市計画マスタープラン（令和4年3月）では、都市づくりの課題を解決するための基本方針として「歴史や自然を活かし、活力ある産業を育てる都市づくり」、「誰もが快適で安心して暮らせる都市づくり」、「集約連携型都市構造の実現による効率的かつ機能的な都市づくり」、「自然災害による被害を最小限に抑える安全な都市づくり」、「市民や地域が自ら考え、自ら行動する都市づくり」の5つをあげ、将来都市像として「ゆとりと活気にあふれる、自然共生都市」を掲げている。 松本市都市計画マスタープランでは、具体的な将来の都市構造に関して、都市機能の集積や都市活動を集中的に展開するエリアとして、都市活動拠点を配置し、それぞれの役割に応じた誘導や整備の方針を定めている。また、自然環境の保全を優先すべき区域、市街地や都市基盤の整備を進める区域、そして都市と自然の調和・共生が必要となる区域を明確にするためにゾーニングを設定している。対象事業実施区域は、農業環境保全ゾーンの中の田園環境保全ゾーンに該当する。
	(3) 景観に 関する計画 松本市は、四季折々の表情が美しい自然や、由緒ある歴史的資源、人々が育んできた文化的資源などの世界に誇るべき豊かな景観資産を、守り、育て、未来へと引き継いでいくために、平成20年4月に景観形成の指針となる「松本市景観計画」を策定するとともに、併せて景観法に基づく「松本市景観条例」を施行した。 景観計画では松本市全域を景観計画区域と定め、地形構造や都市化、歴史集積等の特徴から6つの景観区域に区分し、これら景観区域を、土地利用状況や集落・町丁界等による20の景観類型地区に細分し、さらに土地利用規制別地域を類型地区の要素として捉え、最終区分している。対象事業実施区域は田園風景景観区域（河西部地区）に該当する。

表 2.2.3(2) 対象事業実施区域及びその周辺の社会的状況（地域環境等）

項 目	内 容
2.2.8 地域の 環境に 係る方 針等の 状況	（４）ごみ 処理に關 する主な 施策 【長野県】 ・長野県廃棄物処理計画（第５期）（令和３年度～令和７年度） ・第四次長野県環境基本計画（平成３０年度～令和４年度） 【松本市】 ・松本市総合計画（基本構想 2030・第 11 次基本計画）（令和３年度～令和 12 年度） ・第 4 次松本市環境基本計画（令和 3 年度～令和 12 年度） ・松本市一般廃棄物処理計画（平成 30 年度～令和 9 年度） 【塩尻市】 ・第五次塩尻市総合計画（長期戦略・第 3 期中期戦略）（平成 27 年度～令和 5 年度） ・第二次一般廃棄物（ごみ）処理基本計画第 3 期【令和 2 年度改訂版】 （令和 3 年度～令和 5 年度） 【山形村】 ・第 5 次山形村総合計画 後期基本計画（平成 30 年度～令和 4 年度） ・一般廃棄物処理基本計画（平成 29 年度～令和 8 年度） 【朝日村】 ・朝日村第 6 次総合計画（令和 2 年度～令和 11 年度） ・朝日村第 3 次環境基本計画（令和 2 年度～令和 6 年度）
	（５）地球 温暖化対 策、長野 県及び構 成市村の ゼロカー ボン戦略 【地球温暖化対策にかかわる法律や条例等】 ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号） ・長野県地球温暖化対策条例（2006（平成 18）年 3 月制定、2020（令和 2）年 7 月改正） 【ゼロカーボン戦略】 ・長野県：長野県ゼロカーボン戦略〔第四次長野県地球温暖化防止県民計画、第一次長野県脱炭素社会づくり行動計画、第一次長野県気候変動適応計画、第六次長野県職員率先実行計画〕（令和 3 年 6 月） ・松本市：まつもとゼロカーボン実現計画（松本市地球温暖化対策実行計画（令和 4 年度改訂版）（令和 4 年 8 月） ・塩尻市：塩尻市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）【令和 2 年度改定版】（令和 3 年 3 月） ・朝日村：朝日村 2050 ゼロカーボンビジョン（令和 4 年 3 月） ・山形村：第 4 次 山形村環境基本計画 第 4 章 山形村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（令和 3 年 3 月）
（６）開発 動向等	対象事業実施区域の東にある芥子坊主山市民の森について、周辺の自然環境との調和と市街地からの眺望景観に配慮しながら、隣接するアルプス公園～城山公園～重文旧開智学校等を相互に結ぶ散策路を整備する方針としている。

2.3 自然的状況

対象事業実施区域及びその周囲の自然的状況は表 2.3.1(1)～(6)に示すとおりである。

表 2.3.1(1) 対象事業実施区域及びその周辺の自然的状況

項 目		内 容
2.3.1 気象の状況		松本市は本州中央部にあって、周囲を山で囲まれた松本盆地の中に位置しており、夏・冬の季節風が強い時期でも盆地内は常に周囲の山の風下となるため降水量は少なく、また標高は平野部でも 600m 程度あり、冷涼な気候となっている。 松本特別地域気象観測所の気象観測結果では、年間平均気温の平年値は 12.2℃であり、2021 年の平均気温は 13.0℃で平年より 0.8℃高かった。月別平均風速の平年値は 2.0～2.8m/s であり、年間降水量の平年値は 1,045.0mm である。風向別出現頻度をみると、最多風向は北で、北北西や南の風も多い。
2.3.2 水象の 状況	(1) 河川、 ため池	「主要水系調査 利水現況図 信濃川Ⅱ松本」(昭和 61 年 国土庁土地局)によると、対象事業実施区域周辺の水系は、信濃川上流の犀川水系に属している。対象事業実施区域の西側を流れる梓川は、飛騨山脈(北アルプス)を源流とし、当初南流し、梓湖を形成した後、東に流向を変える。対象事業実施区域の北側で奈良井川と合流して犀川に名を変え、安曇野市を北流して、信濃川に合流する。対象事業実施区域の東側を流れる奈良井川は、木曽駒ヶ岳茶臼山(中央アルプス)を源流とし、塩尻市及び松本市を北流し、梓川と合流する。この他に女鳥羽川や田川、薄川など多くの河川があり、松本市街はこれらの河川によって作られた扇状地の上に広がってできており、水の豊かな街である。また、対象事業実施区域の東側の山間地には、田溝池や塩倉池など田畑の灌漑用に作られたため池が多く存在する。
	(2) 用水路	対象事業実施区域の西側の平野部の地域には灌漑用の用水路が多く存在する。主要な用水路としては、奈良井川から取水している拾ヶ堰や勘左衛門堰、犀川から取水している矢原堰、梓川から取水している新田堰などがある。
2.3.3 地象の 状況	(1) 地形	対象事業実施区域の地形分類は谷底平野で、一部が河原及び崖、砂礫台地となっている。
	(2) 地質	対象事業実施区域の表層地質は、堆積岩類のはんらん原で、一部が水域及び段丘丘陵となっている。
	(3) 注目すべき地形・地質	対象事業実施区域及びその周囲には、「日本の地形レッドデータブック(第 1 集) 危機にある地形」(2000 年 古今書院)に保存すべきものとして記載されている地形はない。
	(4) 対象事業実施区域のボーリング調査結果	対象事業実施区域において、現施設を建設する際にボーリング調査を 2 ヶ所で実施している。 No.1 の地点(施設北側)は、地表から 3.6m 付近まで砂礫層が堆積していた。地下水位は GL-2.10m に確認されていた。3.6m～20.1m までは粘土状の泥岩が堆積していた。 No.2 の地点(施設中央)は、0.9m～6.9m 付近まで砂礫層が堆積していて、地下水は GL-3.9m で確認されていた。6.9m～15.0m までは粘土状の泥岩が堆積していた。

表 2.3.1(2) 対象事業実施区域及びその周辺の自然的状況

項 目		内 容
2.3.3 地象の 状況	(5) 活断層	長野県から山梨県にかけて、フォッサマグナの西縁にあたる糸魚川－静岡構造線断層帯が存在している。この糸魚川－静岡構造線断層帯は、長野県北部から諏訪湖付近を経由して山梨県南部にかけて北北西～南南東方向に延びる長さ約 158km の断層帯である。 対象事業実施区域周辺では、この断層帯を構成する松本盆地東縁断層の存在が知られており、既存文献では対象事業実施区域の近辺の、奈良井川から犀川に沿う形で活断層の記載がある。また、対象事業実施区域の南東側には女鳥羽川断層、さらに南には牛伏寺断層の記載がある。 糸魚川－静岡構造線断層帯（全体）の地震が発生した場合、松本市では最大震度 7 の揺れが生じ、24,220 棟が全壊・焼失すると想定されている。
	(6) 過去に発生した地震	松本市において被害が発生した主な地震として、1791 年 7 月 23 日マグニチュード 6.7 と 2011 年 6 月 30 日マグニチュード 5.4 の地震が挙げられる。2011 年 6 月 30 日の地震は、長野県中部を震源とし、松本市最大震度 5 強を観測した。
	(7) 砂防指定地、土砂災害警戒区域及び浸水想定等の状況	対象事業実施区域は、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域には含まれていない。 対象事業実施区域のほとんどが浸水想定範囲に入っており、100 年に 1 度程度起こる大雨の場合、区域の北側で 5.0～10m 未満の浸水が想定されている。1000 年に 1 度程度起こる大雨の場合は、全体的に浸水想定が深くなって、5.0～10m 未満の浸水の想定範囲が広がり、区域の西側は家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）に指定されている。なお、対象事業実施区域は土砂災害（特別）警戒区域には含まれていない。
	(8) 災害履歴等	松本市の主な風水害の発生状況としては、昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風、昭和 36 年 9 月の第 2 室戸台風、昭和 56 年 7 月の集中豪雨、昭和 57 年 9 月の台風 18 号、昭和 58 年 9 月の台風 10 号、平成 16 年 10 月の台風 23 号、平成 23 年 6 月の大雨、平成 23 年 9 月の台風 15 号、平成 25 年 9 月の台風 18 号、平成 28 年 8 月の大雨、令和元年 10 月の令和元年東日本台風(台風 19 号)、令和 2 年 7 月の令和 2 年 7 月豪雨、令和 3 年 8 月の停滞前線による大雨が挙げられる。
2.3.4 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	(1) 動物	1) 動物相の概要 松本市は東側に美ヶ原・茶臼山などの筑摩山地があり、亜高山帯から高山帯の森林をもつ。美ヶ原は亜高山帯にあり、山頂は台上で、草原を形成している。そのため、草原性の動物と亜高山帯の動物に高山帯の森林性の動物が生息し、生物相が豊富である。また、上・中流域の河川と河原をもち、さらに水田地帯を含む田園環境と都市環境を有する。 松本市の動物の分布の特色を見ると、雑木林を含む山地帯の動物（ノウサギ・タヌキ・イタチなど）や亜高山帯の森林の動物（ツキノワグマ・キツネ・オオトリなど）、高山帯の動物（オコジョ・イワヒバリ・ホシガラスなど）と、美ヶ原台上の草原性の動物（野ネズミ・ヒバリ・ミドリヒョウモンなど）と日本海と犀川を遡上・遡下している北方系の魚種（サケやサクラマスやイワナ）が多く生息している。さらに北方系の動物の南下や南方系動物の北上の接点になり、生息する動物の種類が多いことも特色の一つである。北方系の動物としては、ヒメギフチョウ・ヒメハマトビムシが、南方系動物の北上動物としては、ヒメアケビコノハ・ツマグロヒョウモン・イネミズゾウムシなどがあげられる。また、安曇野市は北アルプスの高山から東側の低地まで多様な環境があり、野生動物が生息するうえで貴重な自然が残されている。高山にはライチョウやタカネヒカゲなどの高山特有の動物が生息しており、山地帯から亜高山帯にかけてヤマネやヒダサンショウウオが生息している。また、山麓部には里山的環境が広がっており、多くの里山の鳥類や昆虫類を擁している。さらに、北アルプスより東へ流下する多くの河川にはカモ類をはじめとする水辺の鳥類や魚類、水生生物が多くみられる。

表 2.3.1(3) 対象事業実施区域及びその周辺の自然的状況

項 目	内 容
2.3.4 動植物 の生息 又は生 育、植 生及び 生態系 の状況	(1) 動物 2) 注目すべき動物 対象事業実施区域を含む周辺地域で確認された注目すべき動物は、哺乳類 10 種、鳥類 41 種、爬虫類 3 種、両生類 6 種、魚類 13 種、昆虫類は 269 種、その他の無脊椎動物は 16 種が挙げられる。 3) 動物からみた対象事業実施区域の位置付け 対象事業実施区域は、梓川と奈良井川の両河川に挟まれた、合流点に近い平坦な場所に位置している。河川、河畔林に近く湧水起源の水路も流れているが、対象事業実施区域の大半は既存の焼却施設などに利用されている既に改変された場所であるため、生息する動物は限られている。
	(2) 植物 1) 植生の概要 長野県内の大部分は冷温帯であり、夏緑（落葉）広葉樹林からなるブナクラスの植生が広がっている。しかし、多くの人々が生活を送る暖温帯から冷温帯にかけては、古くからの人々が暮らす生活圏と重なってきたために、自然植生の大半は消滅して代償植生と化している。また、松本市は本州中部に位置し、標高は 600～2000m の範囲にあるため、植生としては落葉広葉樹林帯から亜高山針葉樹林帯に属している。平地部（標高 600～700m）は、大部分が市街地や宅地、農地、果樹園であるが、水辺（湧水・流水域、河原、ため池）の植生や平地林（社寺林・アカマツ林・コナラ・クヌギ林・ヤナギ林・ハリエンジュ林）も見られる。山麓部・丘陵部などの山地帯（標高 700～1600m）は多くはアカマツ・ヒノキ・スギ・カラマツの植林地であり、城山の東斜面（奈良井川沿い）や、筑摩山地の山麓の一部には、かつて薪炭林として利用された二次林としてのコナラ林・クヌギ林・ミズナラ林などが見られる。なお小規模ではあるが、自然性のケヤキ林やブナ林、アカマツ林やツガ林なども見られる。そのほかの代償植生として、マダケ林、ススキ草原、シバ草原（ゴルフ場）などがある。亜高山帯地域も人為の影響を強く受けており、大部分はカラマツ人工林となっている。なお、美ヶ原には二次林としてのダケカンバ林が一部に見られ、かなり自然性の高いシラビソ林、コメツガ林あるいはこれらが混交した森林もかろうじて残存している。美ヶ原の山頂付近の岩場や岩礫地には、高山性の植物が自生する特異な風衝草原が発達している。また、安曇野市は北アルプスの高山から東側の低地まで標高差が大きく、高山帯、亜高山帯、山地帯、山麓部・平野部、河川・水辺の多様な環境が存在している。山麓部・平野部の多くは人間の生活域と重なっており、水田や畑地、果樹園等が多く、セイヨウタンポポやオオイヌノフグリ、イネ科等の草本がみられ、多くは外来生物である。山地帯の河川ではサワグルミ、カツラ等を中心とした湿性林がみられ、山麓部・平野部の河川ではコゴメヤナギ、タチヤナギ等やハリエンジュがみられるほか、砂礫地にはカワラヨモギやカワラハハコ等の草本が生育している。湧水地や池沼にはバイカモ、カワヂシャ、エビモ、ミクリ、ガマ等の水生植物が生育している。 2) 注目すべき植物及び植物群落 対象事業実施区域を含む周辺地域で確認された注目すべき植物として 236 種が挙げられる。 3) 植物からみた対象事業実施区域の位置付け 対象事業実施区域は、梓川と奈良井川の両河川に挟まれた、合流点に近い平坦場所に位置している。河川、河畔林に近く湧水起源の水路も流れているが、対象事業実施区域の大半は既存の焼却施設などに利用されている既に改変された場所であるため、生育する植物は限られている。

表 2.3.1(4) 対象事業実施区域及びその周辺の自然的状況

項 目		内 容
2.3.4 動植物 の生息 又は生 育、植 生及び 生態系 の状況	(3) 生態系	対象事業実施区域は、松本盆地の東縁をなす城山丘陵の西側、梓川と奈良井川に挟まれた場所にある。区域内東側の奈良井川沿いはニセアカシア群落が多くを占めており、南側の平瀬緑地は芝地となっている。その他は工場帯もしくは造成地で無植生となっている。 対象事業実施区域の周囲をみると、東側の城山丘陵はクリーコナラ群落が多くを占め、アカマツ群落やスギ・ヒノキ・サワラ植林もみられる。西側の梓川沿いにはヤナギ高木群落やススキ群団などがみられる。また、南側や西側の平野部は水田としての利用が多く、水田雑草群落が多くを占めている。 対象事業実施区域は河川に挟まれた区域に位置しており、河川や河原には多くの動物が存在している。
2.3.5 自然環境の総合的な状況		対象事業実施区域のある松本市は、中央高地式気候（内陸性気候）であり、気温の年較差、日較差が大きい特徴がある。松本特別地域気象観測所の観測結果では、月別平均風速の平年値は 2.0～2.8m/s であり、春は風が強く、秋は風が弱い傾向がある。風向は北～北北西及び南の風が多い。 対象事業実施区域は、梓川と奈良井川が合流する場所に位置し、東側には城山丘陵、西側には平野部が広がっており、周囲は田畑に囲まれている。 対象事業実施区域は、既に改変された場所であるため、存在する動物や植物は限られる。しかし、河川に挟まれた区域であり、河川、河原などの水辺があるため、周囲には多くの動物や植物がみられる。
2.3.6 景観・ 文化財 の状況	(1) 景観	1) 自然景観資源 松本市西部は、乗鞍岳、槍ヶ岳、穂高岳などの標高 3,000m 級の高峰を有する北アルプス連峰がそびえ立ち、中部山岳国立公園内の上高地に代表される美しい山岳自然景観を有している。東部は、八ヶ岳中信高原国定公園の北端に位置し、王ヶ鼻や王ヶ頭などからなる美ヶ原高原を有し、南北に広がる松本平と北アルプス連峰の絶景を望むことができる。 なお、対象事業実施区域及びその周囲に自然景観資源は存在しない。 2) 主要な眺望景観 対象事業実施区域の東側は丘陵になっており、青年の家周辺展望台やアルプス公園、城山公園などからも視認することができる。
	(2) 文化財	対象事業実施区域のある島内地区では、「島内の鳥居火」が重要無形民俗文化財として、松本市の指定を受けている。また、対象事業実施区域には埋蔵文化財包蔵地に指定された箇所はない。
2.3.7 触れ合 い活動 の場の 状況	(1) 触れ合 い活動の場 の資源状況	対象事業実施区域内には平瀬緑地があり、周辺には松本市アルプス公園や芥子坊主農村公園などがある。
	(2) 触れ合 い活動の場 の利用状況	対象事業実施区域の約 4km 南東側に松本城がある。令和 3 年の「松本城」の利用者数は 3,847 百人となっている。新型コロナウイルスの感染拡大の影響により旅行や移動などを控えるようになったため、令和元年と比較して、令和 2 年からの利用者数は全体的に大幅に減少している。
2.3.8 大気 質・水 質等の 状況	(1) 公害苦 情の状況	松本市における令和 2 年度の公害苦情の件数の総数は 50 件である。種別にみると、最も多いのは大気汚染の 30 件である。次いで騒音の 9 件、悪臭の 8 件の順となっている。なお、過去 5 年間で土壌汚染に関する苦情は寄せられていなかったが、令和 2 年度では 1 件の苦情が寄せられた。 寄せられた苦情には、松本クリーンセンターに関連するものはなかった。

表 2.3.1(5) 対象事業実施区域及びその周辺の自然的状況

項 目	内 容
2.3.8 大気 質・水 質等の 状況	(2) 大気質 1) 大気汚染測定局 長野県では大気汚染防止法第 20 条及び第 22 条の規定に基づき、二酸化硫黄等の大気汚染物質の調査を実施している。対象事業実施区域のある松本市では固定局による常時監視を行っている。 2) 二酸化硫黄 令和 2 年度は環境基準を達成している。令和 2 年度までの過去 6 年間の二酸化硫黄の日平均値の年間 2%除外値は環境基準を下回っており、概ね横ばいで推移している。 3) 二酸化窒素 令和 2 年度は、いずれも環境基準を達成している。令和 2 年度までの過去 6 年間の二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は環境基準を下回っている。
	(2) 大気質 4) 浮遊粒子状物質 令和 2 年度は、いずれも環境基準を達成している。令和 2 年度までの過去 6 年間の浮遊粒子状物質の日平均値の年間 2%除外値は環境基準を下回っており、概ね横ばいで推移している。 5) 光化学オキシダント 令和 2 年度の環境基準を超過した日数は、松本局では 24 日であり、環境基準を達成していない。令和 2 年度までの過去 6 年間の光化学オキシダントの昼間の 1 時間値の最高値は環境基準を超過しており、いずれの年度においても環境基準を達成していない。 6) 炭化水素 炭化水素に環境基準は設定されていないが、光化学オキシダントの生成防止のため、非メタン炭化水素に指針値（昭和 51 年 8 月 13 日通知）が設定されている。令和 2 年度は指針値の範囲を超過した日はない。 令和 2 年度までの過去 6 年間の非メタン炭化水素の午前 6 時から 9 時における年平均値は、概ね横ばいで推移している。 7) 微小粒子状物質 令和 2 年度は、いずれも環境基準を達成している。令和 2 年度までの過去 6 年間の微小粒子状物質の年平均値、日平均値の年間 98%値はいずれも環境基準を下回っている。 8) 一酸化炭素 令和 2 年度は環境基準を達成している。令和 2 年度までの過去 6 年間の一酸化炭素の日平均値の年間 2%除外値は環境基準を下回っており、概ね横ばいで推移している。 9) 有害大気汚染物質 令和 2 年度は環境基準または指針値の設定されているいずれの有害大気汚染物質も、基準等を達成している。 10) ダイオキシン類 令和 2 年度は環境基準を達成している。令和 2 年度までの過去 6 年間のダイオキシン類の調査結果は環境基準を下回っており、概ね横ばいで推移している。 11) 現施設周辺の大気質調査（安曇野市実施） 安曇野市では、現施設周辺で大気中のダイオキシン類と窒素酸化物の調査を実施している。過去 6 年間で、環境基準を超過した地点はなかった。 12) 現施設周辺の大気質調査（本組合実施） 本組合では、現施設周辺で大気汚染物質の調査を毎年実施している。過去 6 年間で、環境基準等を超過した項目、地点はなかった。

表 2.3.1(6) 対象事業実施区域及びその周辺の自然的状況

項 目		内 容
2.3.8 大気 質・水 質等の 状況	(3) 騒音・振動	1) 道路交通騒音・振動調査（市実施） 松本市は、市の環境基本計画に基づき、毎年度道路交通騒音・振動の測定を行っている。平成 27 年度～令和 2 年度は主に一般国道 19 号などの交通量が多い道路で、騒音の環境基準値を超過している地点がある。 2) 現施設敷地境界の騒音振動調査（本組合実施） 本組合では、現施設の敷地境界で、施設稼働時と停止時における騒音と振動の調査を毎年実施している。過去 6 年間の調査結果は、全て規制基準値を満足していた。
	(4) 低周波音	対象事業実施区域及びその周囲では、現時点で低周波音に関する既存資料はない。
	(5) 悪臭	本組合では、現施設の南側敷地境界で、臭気指数と特定悪臭物質の調査を毎年実施している。過去 6 年間の調査結果は、臭気指数は全て 10 未満であり、特定悪臭物質（22 項目）は全ての項目で定量下限値未満であった。
	(6) 水質	長野県では、松本市や安曇野市内を流れる河川の水質の常時監視結果を取りまとめている。また、松本市と安曇野市は、市内を流れる河川の水質検査を実施している。
	(7) 地下水	1) 地下水の水質 長野県では、地下水の水質保全を図るため、政令市である長野市及び松本市とともに、毎年調査地点を変えながら地下水の水質測定を実施している。令和 2 年度においては、松本市内の 16 箇所と安曇野市内の 14 箇所の井戸について概況調査を実施している。また、この他に松本市内の数箇所の井戸については、過去に環境基準を超過した分析項目があるため、継続的な調査（継続監視調査）を実施している。令和 2 年度は、概況調査においては全ての地点で環境基準を満足する結果であった。継続監視調査においては 8 地点のうち 2 地点で環境基準を超過していた。 安曇野市は、市内の 28 箇所の井戸で年 2 回、夏期と冬期に水質検査を実施している。令和 3 年度の調査では、一般細菌が夏期の 1 地点、色度と濁度が夏季 1 地点と冬季 1 地点で基準値を超過していた。 2) 条例等の指定状況 対象事業実施区域及びその周辺には、「長野県水環境保全条例」（平成 4 年 3 月 19 日条例第 12 号）の水道水源保全地区及び「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」（平成 25 年 3 月 25 日条例第 11 号）の水資源保全地域はない。
	(8) 土壌汚染	1) 県による調査 長野県では、平成 11 年度から県内の数地点について、土壌中のダイオキシン類の調査を実施している。松本市内では、平成 26 年度及び令和元年度に各 1 地点ずつ調査を実施している。いずれの地点においても環境基準を達成している。 2) 農用地 松本市では、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づく農用地土壌汚染対策地域の指定を受けている農用地はない。 3) 市街地 長野県及び松本市では、「土壌汚染対策法」に基づく要措置区域及び形質変更時届出区域の区域指定が行われている。対象事業実施区域から 4km の範囲に入る指定区域は 5 箇所が挙げられる。
	(9) 地盤沈下	松本市は、「松本市水環境を守る条例」（平成 13 年 3 月 16 日、条例第 2 号）を制定し、地下水の適正かつ合理的な利用を求め、地下水資源の保全に取り組んでいる。松本市においてはこれまでに地盤沈下の被害は報告されていない。

第3章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

3.1 環境影響評価の項目の選定

対象事業に係る環境影響評価項目は、「長野県環境影響評価技術指針」の〔様式〕影響要因－環境要素関連表を基に、「ごみ焼却処理施設環境アセスメントマニュアル」（昭和 61 年 5 月、社団法人全国都市清掃会議）及び「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年 9 月、環境省）等を参考に事業の特性及び地域の特性を考慮して選定した。選定結果は表 3.1.1 に示すとおりである。

（１）一体整備する施設の取り扱い

本事業は、新ごみ処理施設として、ごみ焼却施設に加え破砕ごみ処理施設等のごみの中間処理及び資源化に関連する施設を一体整備する計画である。このうち、ごみ焼却施設が長野県環境影響評価条例に規定する第 1 種事業に該当するが、一体整備する破砕ごみ処理施設等その他の施設についても、環境影響評価の予測評価の対象とする。

（２）複数案の取り扱い

現段階では、対象事業実施区域は A 案、B 案の 2 案があるため、環境影響評価の項目の選定にあたり、以下のように取り扱った。

1) 整備する施設の種類の

A 案、B 案で一体整備する施設の種類の異なるが（P14、表 1.7.1 参照）、施設の種類による影響要因及び環境要素の差はないため、同様に扱った。また A 案では、松本市リサイクルセンター機能の一体整備を行うかどうかにより、整備する施設の種類の異なるものの（P14、表 1.7.1 参照）、影響要因及び環境要素の項目には差がないため、同様に扱った。

2) 工作物の撤去・廃棄

A 案では、用地の引渡し時点で既に敷地内の既存施設（（株）長野県食肉公社、松本市リサイクルセンター）が解体されている予定であるが、一部の解体が本事業に含まれる可能性がある。B 案では、必須である敷地内のゲートボール場や野球場の照明施設の解体が本事業に含まれる。

このため、A 案、B 案はいずれも工事による影響のうち「工作物の撤去・廃棄」があるものとして同様に扱った。

表 3.1.1 環境影響評価の項目の選定結果

環境要素 影響要因	(小区分)	大気質 粉じん 環境基準が設定されている物質	騒音 総合騒音 特定騒音	振動 低周波音 悪臭	水質 環境基準が設定されている項目及び物質 その他必要な項目 水生生物 底質 地下水質	水象 河川及び湖沼等 地下水 利水及び水面利用等	土壌汚染 環境基準が設定されている項目及び物質 その他必要な項目	地形・地質 地形 地質 土地の安定性	植物 植物相 植生 土壌 注目すべき個体、集団、種及び群落 保全機能等	動物 動物相 注目すべき種及び個体群	生態系	景観 景観資源及び構成要素 主要な景観	文化財 触れ合い活動の場	廃棄物等 廃棄物 残土等の副産物	温室効果ガス等	その他の環境要素 日照障害 電波障害 風害 光害
区分	(具体的な要因)															
工事による影響	運搬(機材・資材・廃材等)	○	○	○									○			
	樹木の伐採								○	○	○		○	○		
	土地造成(切土・盛土)	○	○	○	△		△	△	○	○	○		○	○		
	掘削	○	○	○	△		△	△	○	○	○		○	○		
	工作物の撤去・廃棄(建築物の解体等)	○	○	○		○	△		○	○	○		○	○		
	舗装工事・コンクリート工事	○	○	○	△				○	○	○		○	○		
	建築物の工事	○	○	○						○	○		○	○		
	廃材・残土等の発生・処理													○		
	地形変化											○				
	樹木伐採後の状態											○				
存在・供用による影響	建築物・工作物等の存在					○			○	○	○	○			○	○
	緑化								△	△	△	○				
	自動車交通の発生	△	△	△									△		○	
	焼却処理施設の稼働	◎	◎	◎	△	△	○		△	○	○		○		○	
	廃棄物の排出・処理						△							○		

【凡例】
◎：重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）
○：標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）
△：簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）
無記入：非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）

3.2 選定の理由

環境影響評価の項目の選定理由は、以下に示すとおりである。

3.2.1 大気質

表 3.2.1 環境影響評価の項目の選定理由（大気質 工事による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類・根拠等	
運搬（機材・資材・廃材等）	環境基準が設定されている物質	○	工事関係車両の走行に伴い発生する二酸化窒素等により、周辺地域に影響を及ぼすおそれがある。
	粉じん	○	工事区域内における裸地等の未舗装路部分の走行に伴い発生する粉じんが、周辺地域に影響を及ぼすおそれがある。
樹木の伐採	—	—	影響が考えられる要因はない。
土地造成（切土・盛土） 掘削 工作物の撤去・廃棄 （建築物の解体等） 舗装工事・コンクリート工事 建築物の工事	環境基準が設定されている物質	○	工事関係車両の走行に伴い発生する二酸化窒素等により、周辺地域に影響を及ぼすおそれがある。
	粉じん	○	建設機械の稼働に伴い、粉じんが発生する可能性があり、周辺地域に影響を及ぼすおそれがある。
廃材・残土等の発生・処理	—	—	影響が考えられる要因はない。

注）◎：重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）
○：標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）
△：簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）
—：非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）

表 3.2.2 環境影響評価の項目の選定理由（大気質 存在・供用による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類・根拠等	
地形改変 樹木伐採後の状態 建築物・工作物等の存在 緑化	—	—	影響が考えられる要因はない。
自動車交通の発生	環境基準が設定されている物質	△	廃棄物搬出入車両等の走行に伴い発生する二酸化窒素等により、周辺地域に影響を及ぼす可能性があるが、通行台数は明らかな影響がみられていない現状と大きく変わらない。
焼却処理施設の稼働	環境基準が設定されている物質	◎	焼却処理施設の稼働に伴い発生する排ガス中に含まれる二酸化硫黄等により、広範囲に影響を及ぼすおそれがある。
	その他必要な項目	◎	
廃棄物の排出・処理	—	—	影響が考えられる要因はない。

注）◎：重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）
○：標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）
△：簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）
—：非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）

3.2.2 騒音

表 3.2.3 環境影響評価の項目の選定理由（騒音 工事による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類・根拠等	
運搬（機材・資材・廃材等）	総合騒音	○	工事関係車両の走行に伴い発生する騒音により、周辺環境に影響を及ぼすおそれがある。
	特定騒音	○	
樹木の伐採	—	—	影響が考えられる要因はない。
土地造成（切土・盛土） 掘削 工作物の撤去・廃棄 （建築物の解体等） 舗装工事・コンクリート工事 建築物の工事	総合騒音	○	建設機械の稼働に伴い発生する騒音により、周辺地域に影響を及ぼすおそれがある。
	特定騒音	○	
廃材・残土等の発生・処理	—	—	影響が考えられる要因はない。

注）◎：重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）
○：標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）
△：簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）
—：非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）

表 3.2.4 環境影響評価の項目の選定理由（騒音 存在・供用による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類・根拠等	
地形改変 樹木伐採後の状態 建築物・工作物等の存在 緑化	—	—	影響が考えられる要因はない。
自動車交通の発生	総合騒音	△	発生する騒音により、周辺地域に影響を及ぼす可能性があるが、廃棄物搬出入車両等の通行台数は明らかな影響がみられていない現状と大きく変わらない。
	特定騒音	△	
焼却処理施設の稼働	総合騒音	○	焼却処理施設の稼働に伴い発生する騒音により、周辺地域に影響を及ぼすおそれがある。
	特定騒音	○	
廃棄物の排出・処理	—	—	影響が考えられる要因はない。

注）◎：重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）
○：標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）
△：簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）
—：非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）

3.2.3 振動

表 3.2.5 環境影響評価の項目の選定理由（振動 工事による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類・根拠等	
運搬（機材・資材・廃材等）	振動	○	工事関係車両の走行に伴い発生する振動により、周辺環境に影響を及ぼすおそれがある。
樹木の伐採	—	—	影響が考えられる要因はない。
土地造成（切土・盛土） 掘削 工作物の撤去・廃棄 （建築物の解体等） 舗装工事・コンクリート工事 建築物の工事	振動	○	建設機械の稼働に伴い発生する振動により、周辺地域に影響を及ぼすおそれがある。
廃材・残土等の発生・処理	—	—	影響が考えられる要因はない。

注）◎：重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）
○：標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）
△：簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）
—：非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）

表 3.2.6 環境影響評価の項目の選定理由（振動 存在・供用による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類・根拠等	
地形改変 樹木伐採後の状態 建築物・工作物等の存在 緑化	—	—	影響が考えられる要因はない。
自動車交通の発生	振動	△	発生する振動により、周辺地域に影響を及ぼす可能性があるが、廃棄物搬出入車両等の通行台数は明らかな影響がみられていない現状と大きく変わらない。
焼却処理施設の稼働	振動	○	焼却処理施設の稼働に伴い発生する振動により、周辺地域に影響を及ぼすおそれがある。
廃棄物の排出・処理	—	—	影響が考えられる要因はない。

注）◎：重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）
○：標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）
△：簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）
—：非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）

3.2.4 低周波音

表 3.2.7 環境影響評価の項目の選定理由（低周波音 工事による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類・根拠等	
運搬（機材・資材・廃材等） 樹木の伐採 土地造成（切土・盛土） 掘削 工作物の撤去・廃棄 （建築物の解体等） 舗装工事・コンクリート工事 建築物の工事 廃材・残土等の発生・処理	—	—	影響が考えられる要因はない。

注) ◎：重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）
○：標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）
△：簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）
—：非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）

表 3.2.8 環境影響評価の項目の選定理由（低周波音 存在・供用による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類・根拠等	
地形改変 樹木伐採後の状態 建築物・工作物等の存在 緑化 自動車交通の発生	—	—	影響が考えられる要因はない。
焼却処理施設の稼働	低周波音	△	焼却処理施設の稼働に伴い低周波音が発生する可能性があるが、稼働する施設の種類の明らかな影響がみられていない現状と大きく変わらない。
廃棄物の排出・処理	—	—	影響が考えられる要因はない。

注) ◎：重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）
○：標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）
△：簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）
—：非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）

3.2.5 悪臭

表 3.2.9 環境影響評価の項目の選定理由（悪臭 工事による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類・根拠等	
運搬（機材・資材・廃材等） 樹木の伐採 土地造成（切土・盛土） 掘削 工作物の撤去・廃棄 （建築物の解体等） 舗装工事・コンクリート工事 建築物の工事 廃材・残土等の発生・処理	—	—	影響が考えられる要因はない。

注）◎：重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）
○：標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）
△：簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）
—：非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）

表 3.2.10 環境影響評価の項目の選定理由（悪臭 存在・供用による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類・根拠等	
地形改変 樹木伐採後の状態 建築物・工作物等の存在 緑化	—	—	影響が考えられる要因はない。
自動車交通の発生	悪臭	△	廃棄物搬出入車両等の走行に伴う臭気の漏えいが発生する可能性があるが、廃棄物搬出入車両等の通行台数は明らかな影響がみられていない現状と大きく変わらない。
焼却処理施設の稼働	悪臭	○	焼却処理施設の稼働に伴い発生する悪臭により、周辺地域に影響を及ぼすおそれがある。
廃棄物の排出・処理	—	—	影響が考えられる要因はない。

注）◎：重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）
○：標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）
△：簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）
—：非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）

3.2.6 水質

表 3.2.11 環境影響評価の項目の選定理由（水質 工事による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類・根拠等	
運搬（機材・資材・廃材等） 樹木の伐採	—	—	影響が考えられる要因はない。
土地造成（切土・盛土） 掘削	環境基準が設定されている項目及び物質	△	掘削・造成工事等に伴い排水（濁水）が流出するおそれがあるが、流出防止策により周辺地域への影響の低減が可能である。
	水生生物	△	
工作物の撤去・廃棄 （建築物の解体等）	—	—	影響が考えられる要因はない。
舗装工事・コンクリート工事	環境基準が設定されている項目及び物質	△	コンクリートの打設等に伴い排水（アルカリ排水）が流出するおそれがあるが、流出防止策により周辺地域への影響の低減が可能である。
建築物の工事 廃材・残土等の発生・処理	—	—	影響が考えられる要因はない。

注）◎：重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）
○：標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）
△：簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）
—：非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）

表 3.2.12 環境影響評価の項目の選定理由（水質 存在・供用による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類・根拠等	
地形改変 樹木伐採後の状態 建築物・工作物等の存在 緑化 自動車交通の発生	—	—	影響が考えられる要因はない。
焼却処理施設の稼働	—	—	プラント排水は無放流又は公共下水道接続、生活排水は下水道接続とし、周辺河川への放流は行わないため、水質への影響が考えられる要因はない。
廃棄物の排出・処理	—	—	影響が考えられる要因はない。

注）◎：重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）
○：標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）
△：簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）
—：非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）

3.2.7 水象

表 3. 2. 13 環境影響評価の項目の選定理由（水象 工事による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類・根拠等	
運搬（機材・資材・廃材等） 樹木の伐採 土地造成（切土・盛土）	—	—	影響が考えられる要因はない。
掘削	河川及び湖沼等	○	基礎工事（ごみピット等）に伴い地下水位が変化する場合には、周辺地域に影響を及ぼすおそれがある。
	地下水	○	
工作物の撤去・廃棄 （建築物の解体等）	河川及び湖沼等	○	地下構造物の撤去工事に伴い地下水位が変化する場合には、周辺地域に影響を及ぼすおそれがある。
	地下水	○	
舗装工事・コンクリート工事 建築物の工事 廃材・残土等の発生・処理	—	—	影響が考えられる要因はない。

注）◎：重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）
○：標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）
△：簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）
—：非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）

表 3. 2. 14 環境影響評価の項目の選定理由（水象 存在・供用による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類・根拠等	
地形改変 樹木伐採後の状態	—	—	影響が考えられる要因はない。
建築物・工作物等の存在	河川及び湖沼等	○	地下構造物（ごみピット等）の存在に伴い地下水の流れ及び水位が変化する場合には、周辺地域に影響を及ぼすおそれがある。
	地下水	○	
緑化 自動車交通の発生	—	—	影響が考えられる要因はない。
焼却処理施設の稼働	河川及び湖沼等	△	焼却処理施設の地下水の揚水に伴い地下水位が変化する可能性があるが、明らかな影響がみられていない現施設の取水位置から変更はなく、取水量も大きく変わらない。
	地下水	△	
廃棄物の排出・処理	—	—	影響が考えられる要因はない。

注）◎：重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）
○：標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）
△：簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）
—：非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）

3.2.8 土壌汚染

表 3.2.15 環境影響評価の項目の選定理由（土壌汚染 工事による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類・根拠等	
運搬（機材・資材・廃材等） 樹木の伐採	—	—	影響が考えられる要因はない。
土地造成（切土・盛土） 掘削 工作物の撤去・廃棄 （建築物の解体等）	環境基準が設定されている項目及び物質	△	土地造成及び掘削に伴い残土の発生・搬出、搬入・盛土により、周辺地域に影響を及ぼす可能性があるが、現状では敷地内の土壌汚染は確認されていない。
舗装工事・コンクリート工事 建築物の工事 廃材・残土等の発生・処理	—	—	土壌への影響のおそれはない。

注) ◎：重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）
 ○：標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）
 △：簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）
 —：非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）

表 3.2.16 環境影響評価の項目の選定理由（土壌汚染 存在・供用による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類・根拠等	
地形改変 樹木伐採後の状態 建築物・工作物等の存在 緑化 自動車交通の発生	—	—	影響が考えられる要因はない。
焼却処理施設の稼働	環境基準が設定されている項目及び物質	○	焼却施設の稼働に伴い発生する排ガス中のダイオキシン類により、周辺地域に影響を及ぼすおそれがある。
廃棄物の排出・処理	環境基準が設定されている項目及び物質	△	廃棄物（焼却残渣）の排出・処理に伴い土壌汚染（ダイオキシン類等）が生じる可能性があるが、飛散防止対策により、周辺地域への影響の回避が可能である。

注) ◎：重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）
 ○：標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）
 △：簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）
 —：非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）

3.2.9 地盤沈下

表 3.2.17 環境影響評価の項目の選定理由（地盤沈下 工事による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類・根拠等	
運搬（機材・資材・廃材等） 樹木の伐採 土地造成（切土・盛土）	—	—	影響が考えられる要因はない。
掘削	地盤沈下	△	基礎工事（ごみピット等）に伴い地下水位の変化による地盤沈下の可能性があるが、周辺地域では地盤沈下の事例はない。
工作物の撤去・廃棄 （建築物の解体等）	地盤沈下	△	地下構造物の撤去工事に伴い地下水位の変化による地盤沈下の可能性があるが、周辺地域では地盤沈下の事例はない。
舗装工事・コンクリート工事 建築物の工事 廃材・残土等の発生・処理	—	—	影響が考えられる要因はない。

注）◎：重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）
○：標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）
△：簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）
—：非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）

表 3.2.18 環境影響評価の項目の選定理由（地盤沈下 存在・供用による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類・根拠等	
地形改変 樹木伐採後の状態	—	—	影響が考えられる要因はない。
建築物・工作物等の存在	地盤沈下	△	地下構造物（ごみピット等）の存在に伴い地下水位の変化による地盤沈下の可能性があるが、現施設の存在による地盤沈下は見られていない。
緑化 自動車交通の発生	—	—	影響が考えられる要因はない。
焼却処理施設の稼働	地盤沈下	△	焼却処理施設の地下水の揚水に伴い地下水位の変化による地盤沈下の可能性があるが、現施設の稼働（揚水）による地盤沈下は見られていない。
廃棄物の排出・処理	—	—	影響が考えられる要因はない。

注）◎：重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）
○：標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）
△：簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）
—：非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）

3.2.10 地形・地質

表 3.2.19 環境影響評価の項目の選定理由（地形・地質 工事による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類・根拠等	
運搬（機材・資材・廃材等） 樹木の伐採	—	—	影響が考えられる要因はない。
土地造成（切土・盛土） 掘削	地形	△	基礎工事（ごみピット等）及びに伴い、土地の安定性等に影響を及ぼす可能性があるが、設計、施工段階の配慮により、影響の回避・低減が可能である。
	地質	△	
	土地の安定性	△	
工作物の撤去・廃棄 （建築物の解体等） 舗装工事・コンクリート工事 建築物の工事 廃材・残土等の発生・処理	—	—	影響が考えられる要因はない。

注）◎：重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）
○：標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）
△：簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）
—：非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）

表 3.2.20 環境影響評価の項目の選定理由（地形・地質 存在・供用による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類・根拠等	
地形改変 樹木伐採後の状態 建築物・工作物等の存在 緑化 自動車交通の発生 焼却処理施設の稼働 廃棄物の排出・処理	—	—	影響が考えられる要因はない。

注）◎：重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）
○：標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）
△：簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）
—：非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）

3.2.11 植物

表 3.2.21 環境影響評価の項目の選定理由（植物 工事による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類・根拠等	
運搬（機材・資材・廃材等）	—	—	影響が考えられる要因はない。
樹木の伐採 土地造成（切土・盛土）	植物相	○	樹木の伐採及び土地造成に伴う生育環境の変化により、植物に影響を及ぼすおそれがある。
	植生	○	
	注目すべき個体、集団、種及び群落	○	
掘削 工作物の撤去・廃棄 （建築物の解体等）	植物相	○	掘削や地下構造物の撤去工事に伴う地下水位の変化により、生育環境の水分条件が変化する可能性があり、周辺の植物に影響を及ぼすおそれがある。
	植生	○	
	注目すべき個体、集団、種及び群落	○	
舗装工事・コンクリート工事	植物相	○	コンクリートの打設等に伴い排水（アルカリ排水）が流出する可能性があり、周辺の植物に影響を及ぼすおそれがある。
	植生	○	
	注目すべき個体、集団、種及び群落	○	
建築物の工事 廃材・残土等の発生・処理	—	—	影響が考えられる要因はない。

注）◎：重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）
○：標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）
△：簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）
—：非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）

表 3.2.22 環境影響評価の項目の選定理由（植物 存在・供用による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類・根拠等	
地形改変 樹木伐採後の状態	—	—	影響が考えられる要因はない。
建築物・工作物等の存在	植物相	○	建築物・工作物等の存在に伴う日照阻害により、植物に影響を及ぼすおそれがある。
	植生	○	
	注目すべき個体、集団、種及び群落	○	
緑化	植物相	△	敷地内の緑化により、植物に影響を及ぼす可能性があるが、緑化樹種等の配慮により、影響の回避・低減が可能である。
	植生	△	
	注目すべき個体、集団、種及び群落	△	
自動車交通の発生	—	—	影響が考えられる要因はない。
焼却処理施設の稼働	植物相 植生 注目すべき個体、集団、種及び群落	△	地下水の取水により、地下水位に変化があれば植物に影響を及ぼすおそれがあるが、現施設の取水位置から変更はなく、取水量も大きく変わらない。
廃棄物の排出・処理	—	—	影響が考えられる要因はない。

注）◎：重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）
○：標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）
△：簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）
—：非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）

3.2.12 動物

表 3.2.23 環境影響評価の項目の選定理由（動物 工事による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類・根拠等	
運搬（機材・資材・廃材等）	—	—	影響が考えられる要因はない。
樹木の伐採 土地造成（切土・盛土）	動物相	○	樹木の伐採及び土地造成に伴う生息環境の変化により、周辺の動物に影響を及ぼすおそれがある。
	注目すべき種及び 個体群	○	
掘削 工作物の撤去・廃棄 （建築物の解体等） 舗装工事・コンクリート工事 建築物の工事	動物相	○	建設機械の稼働に伴い発生する騒音、濁水の流出等により、動物に影響を及ぼすおそれがある。
	注目すべき種及び 個体群	○	
廃材・残土等の発生・処理	—	—	影響が考えられる要因はない。

注）◎：重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）
○：標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）
△：簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）
—：非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）

表 3.2.24 環境影響評価の項目の選定理由（動物 存在・供用による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類・根拠等	
地形改変 樹木伐採後の状態	—	—	影響が考えられる要因はない。
建築物・工作物等の存在	動物相	△	建築物や外灯の照明により、周辺の動物に影響を及ぼすおそれがあるが、照明の漏洩防止策等により、影響の低減が可能である。
	注目すべき種及び 個体群	△	
緑化	動物相	△	敷地内の緑化により、動物に影響を及ぼすおそれがあるが、緑化樹種等の配慮により、影響の低減が可能である。
	注目すべき種及び 個体群	△	
自動車交通の発生	—	—	影響が考えられる要因はない。
焼却処理施設の稼働	動物相	○	焼却施設の稼働に伴い発生する騒音等により、動物に影響を及ぼすおそれがある。
	注目すべき種及び 個体群	○	
廃棄物の排出・処理	—	—	影響が考えられる要因はない。

注）◎：重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）
○：標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）
△：簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）
—：非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）

3.2.13 生態系

表 3.2.25 環境影響評価の項目の選定理由（生態系 工事による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類・根拠等	
運搬（機材・資材・廃材等）	—	—	影響が考えられる要因はない。
樹木の伐採 土地造成（切土・盛土）	生態系	○	樹木の伐採及び土地造成に伴う生育・生息環境の変化により、周辺の生態系に影響を及ぼすおそれがある。
掘削 工作物の撤去・廃棄 （建築物の解体等） 舗装工事・コンクリート工事 建築物の工事	生態系	○	掘削や地下構造物の撤去工事に伴う地下水位の変化による生育環境の水分条件が変化する可能性があり、また建設機械の稼働に伴い発生する騒音等により、周辺の生態系に影響を及ぼすおそれがある。
廃材・残土等の発生・処理	—	—	影響が考えられる要因はない。

注）◎：重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）
○：標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）
△：簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）
—：非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）

表 3.2.26 環境影響評価の項目の選定理由（生態系 存在・供用による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類・根拠等	
地形改変 樹木伐採後の状態	—	—	影響が考えられる要因はない。
建築物・工作物等の存在	生態系	○	建築物・工作物等の存在に伴う日照阻害等により、周辺の生態系に影響を及ぼすおそれがある。
緑化	生態系	△	敷地内の緑化により、生態系に影響を及ぼすおそれがあるが、緑化樹種等の配慮により、影響の低減が可能である。
自動車交通の発生	—	—	影響が考えられる要因はない。
焼却処理施設の稼働	生態系	○	施設から発生する騒音等により、周辺の生態系に影響を及ぼすおそれがある。
廃棄物の排出・処理	—	—	影響が考えられる要因はない。

注）◎：重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）
○：標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）
△：簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）
—：非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）

3.2.14 景観

表 3.2.27 環境影響評価の項目の選定理由（景観 工事による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類・根拠等	
運搬（機材・資材・廃材等） 樹木の伐採	—	—	影響が考えられる要因はない。
土地造成（切土・盛土） 掘削 工作物の撤去・廃棄 （建築物の解体等） 舗装工事・コンクリート工事 建築物の工事	—	—	建設工事に伴い大型クレーン等の建設機械が稼働するが、一時的なものであり、景観への影響は小さいと考えられる。
廃材・残土等の発生・処理	—	—	影響が考えられる要因はない。

注) ◎：重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）
 ○：標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）
 △：簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）
 —：非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）

表 3.2.28 環境影響評価の項目の選定理由（景観 存在・供用による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類・根拠等	
地形改変 樹木伐採後の状態	景観資源及び構成要素	○	地形改変及び樹木伐採後の状況が、眺望景観等に影響を及ぼすおそれがある。
	主要な景観	○	
建築物・工作物等の存在	景観資源及び構成要素	○	建築物・工作物の存在により、眺望景観等に影響を及ぼすおそれがある。
	主要な景観	○	
緑化	景観資源及び構成要素	○	敷地内の緑化により、眺望景観等に影響を及ぼすおそれがある。
	主要な景観	○	
自動車交通の発生 焼却処理施設の稼働 廃棄物の排出・処理	—	—	影響が考えられる要因はない。

注) ◎：重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）
 ○：標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）
 △：簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）
 —：非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）

3.2.15 触れ合い活動の場

表 3.2.29 環境影響評価の項目の選定理由
(人と自然との触れ合い活動の場 工事による影響)

影響要因	環境要素	選定項目の分類・根拠等	
運搬（機材・資材・廃材等）	触れ合い活動の場	○	工事関係車両の走行に伴い交通状況が変化する可能性があり、周辺の触れ合い活動の場の利用に影響を及ぼすおそれがある。
樹木の伐採 土地造成（切土・盛土） 掘削 工作物の撤去・廃棄（建築物の解体等） 舗装工事・コンクリート工事 建築物の工事	触れ合い活動の場	○	建設機械の稼働に伴う騒音等が、周辺の触れ合い活動の場の利用に影響を及ぼすおそれがある。
廃材・残土等の発生・処理	—	—	影響が考えられる要因はない。

注) ◎：重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）
○：標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）
△：簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）
—：非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）

表 3.2.30 環境影響評価の項目の選定理由
(人と自然との触れ合い活動の場 存在・供用による影響)

影響要因	環境要素	選定項目の分類・根拠等	
地形改変 樹木伐採後の状態 建築物・工作物等の存在 緑化	—	—	影響が考えられる要因はない。
自動車交通の発生	触れ合い活動の場	△	廃棄物搬出入車両等の走行に伴い交通状況が変化する場合には周辺の触れ合い活動の場の利用に影響を及ぼす可能性があるが、廃棄物搬出入車両等の通行台数は明らかな影響がみられていない現状と大きく変わらない。
焼却処理施設の稼働	触れ合い活動の場	○	施設の稼働に伴い騒音等が発生する可能性があり、周辺の触れ合い活動の場の利用に影響を及ぼすおそれがある。 「平瀬環境エリア」の創出を目指しており、事業により触れ合い活動の場が充実したものとなる可能性がある。
廃棄物の排出・処理	—	—	影響が考えられる要因はない。

注) ◎：重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）
○：標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）
△：簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）
—：非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）

3.2.16 文化財

対象事業実施区域内に指定文化財及び埋蔵文化財包蔵地が存在していないことから、本事業による直接的影響はない。また、対象事業実施区域に最も近い指定文化財は約 1km 離れた位置にあることなど、周囲で確認された文化財の状況や騒音等による利用環境の変化に対する間接的な影響要因はない。以上のことから環境影響評価の項目として選定しない。

3.2.17 廃棄物等

表 3.2.31 環境影響評価の項目の選定理由（廃棄物等 工事による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類・根拠等	
運搬（機材・資材・廃材等）	—	—	廃棄物を発生させる要因はない。
樹木の伐採	廃棄物	○	樹木の伐採により、廃棄物が発生するおそれがある。
土地造成（切土・盛土） 掘削	残土等の副産物	○	土地造成及び掘削工事において、残土等が生じるおそれがある。
工作物の撤去・廃棄 （建築物の解体等） 舗装工事・コンクリート工事 建築物の工事 廃材・残土等の発生・処理	廃棄物	○	工事により、廃棄物等が生じるおそれがある。
	残土等の副産物	○	

注）◎：重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）
○：標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）
△：簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）
—：非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）

表 3.2.32 環境影響評価の項目の選定理由（廃棄物 存在・供用による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類・根拠等	
地形改変 樹木伐採後の状態 建築物・工作物等の存在 緑化 自動車交通の発生 焼却処理施設の稼働	—	—	影響が考えられる要因はない。
廃棄物の排出・処理	廃棄物	○	施設から焼却残渣等が排出される。

注）◎：重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）
○：標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）
△：簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）
—：非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）

3.2.18 温室効果ガス等

表 3.2.33 環境影響評価の項目の選定理由（温室効果ガス等 工事による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類・根拠等	
運搬（機材・資材・廃材等） 樹木の伐採 土地造成（切土・盛土） 掘削 工作物の撤去・廃棄（建築物の解体等） 舗装工事・コンクリート工事 建築物の工事	—	—	工事関係車両の走行及び建設機械の稼働に伴い温室効果ガス等が発生するが、一時的なものであり、影響は極めて小さいと考えられる。
廃材・残土等の発生・処理	—	—	影響が考えられる要因はない。

注) ◎：重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）
 ○：標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）
 △：簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）
 —：非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）

表 3.2.34 環境影響評価の項目の選定理由（温室効果ガス等 存在・供用による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類・根拠等	
地形改変 樹木伐採後の状態 建築物・工作物等の存在 緑化	—	—	影響が考えられる要因はない。
自動車交通の発生	温室効果ガス	○	廃棄物搬出入車両等の走行に伴い温室効果ガス等が発生する。
焼却処理施設の稼働	温室効果ガス	○	施設の稼働に伴い温室効果ガス等が発生する。また、焼却熱を利用した発電等により、温室効果ガス排出削減効果が見込まれる。
廃棄物の排出・処理	—	—	影響が考えられる要因はない。

注) ◎：重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）
 ○：標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）
 △：簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）
 —：非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）

3.2.19 日照障害

表 3.2.35 環境影響評価の項目の選定理由（日照障害 工事による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類・根拠等	
運搬（機材・資材・廃材等） 樹木の伐採 土地造成（切土・盛土） 掘削 工作物の撤去・廃棄 （建築物の解体等） 舗装工事・コンクリート工事 建築物の工事 廃材・残土等の発生・処理	—	—	影響が考えられる要因はない。

表 3.2.36 環境影響評価の項目の選定理由（日照障害 存在・供用による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類・根拠等	
地形改変 樹木伐採後の状態	—	—	影響が考えられる要因はない。
建築物・工作物等の存在	日照障害	○	建築物・工作物等の存在に伴う日照障害により、周辺環境に影響を及ぼすおそれがある。
緑化 自動車交通の発生 焼却処理施設の稼働 廃棄物の排出・処理	—	—	影響が考えられる要因はない。

3.2.20 電波障害

表 3.2.37 環境影響評価の項目の選定理由（電波障害 工事による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類・根拠等	
運搬（機材・資材・廃材等） 樹木の伐採 土地造成（切土・盛土） 掘削 工作物の撤去・廃棄 （建築物の解体等） 舗装工事・コンクリート工事 建築物の工事 廃材・残土等の発生・処理	—	—	影響が考えられる要因はない。

表 3.2.38 環境影響評価の項目の選定理由（電波障害 存在・供用による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類・根拠等	
地形改変 樹木伐採後の状態	—	—	影響が考えられる要因はない。
建築物・工作物等の存在	電波障害	○	建築物・工作物等の存在に伴い電波障害が生じる可能性があり、周辺環境に影響を及ぼすおそれがある。
緑化 自動車交通の発生 焼却処理施設の稼働 廃棄物の排出・処理	—	—	影響が考えられる要因はない。

注）◎：重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）

○：標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）

△：簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）

一：非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）

3.3 調査、予測及び評価手法の選定

選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の手法は、「長野県環境影響評価技術指針」を基に、「ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル」及び「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」等を参考に事業の特性及び地域の特性を考慮した。

なお、現段階では対象事業実施区域はA案、B案の2案があるため、調査、予測及び評価手法の選定にあたり、以下のように取り扱った。

（１）調査地点の位置

A案、B案で対象事業実施区域の位置が異なるため（P13、図1.7.3参照）、敷地内や敷地境界に調査地点を設ける調査項目では、調査地点に複数案を設定し、「A-○」、「B-○」の名称で識別した。A案については、松本市リサイクルセンターの敷地が加わった状態の敷地境界線上の調査地点の位置を示した。

（２）調査、予測及び評価手法

A案、B案で一体整備する施設の種類、対象事業実施区域の位置、工作物の撤去・廃棄の有無が異なるが、調査、予測及び評価手法には差がないため、同様に扱った。

3.3.1 大気質

(1) 調査の手法

大気質項目に係る影響要因と環境要素、並びに調査項目との関係を表 3.3.1 に示す。

表 3.3.1 影響要因と環境要素、並びに調査項目との関係（大気質）

影響要因		環境要素	調査項目
工事による影響	・運搬 (機材・資材・廃材等)	環境基準が設定されている物質	【沿道大気質】 環境基準が設定されている物質 二酸化窒素 浮遊粒子状物質 ベンゼン
	・土地造成(切土・盛土) ・掘削 ・工作物の撤去・廃棄 (建築物の解体等) ・舗装工事・ コンクリート工事 ・建築物の工事	環境基準が設定されている物質 粉じん	【一般環境大気質】 環境基準が設定されている物質 二酸化窒素 浮遊粒子状物質 粉じん 降下ばいじん ※上記と併せて地上気象調査を実施 ^{注)}
存在・供用による影響	・自動車交通の発生	環境基準が設定されている物質	【沿道大気質】 環境基準が設定されている物質 二酸化窒素 浮遊粒子状物質 ベンゼン
	・焼却処理施設の稼働	環境基準が設定されている物質 その他必要な項目	【一般環境大気質】 環境基準が設定されている物質 二酸化硫黄 二酸化窒素 浮遊粒子状物質 ダイオキシン類 微小粒子状物質 その他必要な項目 塩化水素 水銀 ※上記と併せて地上気象及び上層気象調査を実施 ^{注)}

注) 地上気象：風向、風速、気温、湿度、日射量、放射収支量

上層気象：風向、風速、気温

大気質の調査方法及び調査期間等は表 3.3.2 に、気象の調査方法及び調査期間等を表 3.3.3 に示す。

また、調査地点を図 3.3.1(1) 及び図 3.3.1(2) に、その選定理由を表 3.3.4(1) 及び表 3.3.4(2) に示す。調査地点は、周辺河川等の地形条件、風向の気象条件、住宅等の分布状況、関係車両の走行ルート等を考慮して設定した。なお、調査地点は図 3.3.1(1) 及び図 3.3.1(2) に示す想定範囲の中で、調査可能な場所に設定する。

表 3.3.2 大気質の調査方法及び調査期間等

調査項目		調査方法	調査期間・頻度	調査地点
一般環境大気質	二酸化硫黄 浮遊粒子状物質	「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号)による	4 季/年 各 24 時間連続測定×7 日間	対象事業実施区域 1 地点 周辺 5 地点 (図 3.3.1(1)参照)
	二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示第 38 号)による		
	ダイオキシン類	「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」(平成 20 年 3 月環境省)による	4 季/年 各 7 日間連続捕集	
	降下ばいじん	ダストジャー又はデポジットゲージによる捕集	4 季/年 各 30 日連続捕集	
	塩化水素	大気汚染物質測定法指針(昭和 63 年環境庁)に掲げる方法(ろ紙捕集、イオンクロマトグラフ法)	4 季/年 各 24 時間連続捕集×7 日間	
	水銀	「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」による	4 季/年 各 24 時間連続捕集×7 日間	
	微小粒子状物質	「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」による(平成 21 年 9 月環境省告示第 33 号)による	4 季/年 各 24 時間連続捕集×7 日間	対象事業実施区域 1 地点 周辺 1 地点 (図 3.3.1(1)参照)
沿道大気質	二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」による	2 季/年(夏季、冬季) 各 24 時間連続測定×7 日間	主要なアクセス道路沿道 3 地点 (図 3.3.1(2)参照)
	浮遊粒子状物質	「大気の汚染に係る環境基準について」による		
	ベンゼン	「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成 9 年 2 月 4 日環境庁告示第 4 号)による	2 季/年(夏季、冬季) 各 24 時間連続捕集×7 日間	

表 3.3.3 気象の調査方法及び調査期間等

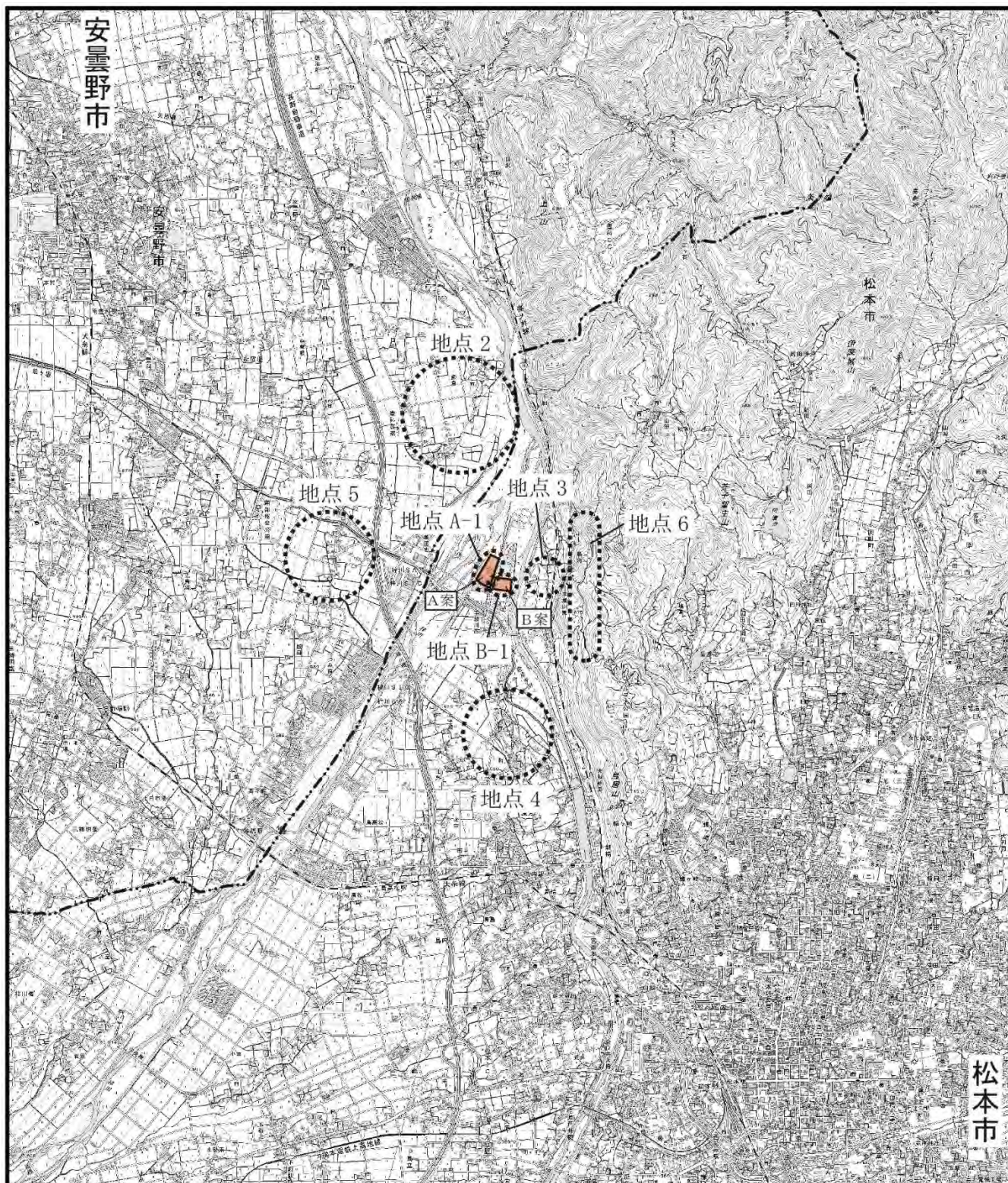
調査項目		調査方法	調査期間・頻度	調査地点
地上気象	風向・風速 気温、湿度 日射量	地上気象観測指針(平成 14 年 3 月気象庁)による	1 年間連続測定	対象事業実施区域 1 地点 (図 3.3.1(1)参照)
	放射収支量	環境大気常時監視マニュアル第 6 版(平成 22 年 3 月環境省)による		
上層気象	風向・風速、気温 の鉛直分布	「高層気象観測指針」による GPS ゾンデ等による	4 季/年 各 1 日 8 観測×5 日間 (3 時間毎)	対象事業実施区域 1 地点 (図 3.3.1(1)参照)

表 3. 3. 4(1) 大気質に係る現地調査地点の設定理由

調査項目	地点番号	地点名	測定項目	設定理由
一般環境大気質	A-1 又は B-1	対象事業実施区域	二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、ダイオキシン類、降下ばいじん、塩化水素、水銀、微小粒子状物質、地上気象、上層気象	対象事業実施区域内における現況の大気質の現況を把握するため。
	2	対象事業実施区域北側	二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、ダイオキシン類、降下ばいじん、塩化水素、水銀	松本特別地域気象観測所における年間最多風向（南）の風下側となる住宅地周辺に位置する。調査地点近隣地域への影響を確認するため。
	3	対象事業実施区域東側	二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、ダイオキシン類、降下ばいじん、塩化水素、水銀	奈良井川対岸の住宅地周辺に位置する。調査地点近隣地域への影響を確認するため。
	4	対象事業実施区域南側	二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、ダイオキシン類、降下ばいじん、塩化水素、水銀	松本特別地域気象観測所における年間で2番目に多い風向（北）の風下側となる住宅地周辺に位置する。調査地点近隣地域への影響を確認するため。
	5	対象事業実施区域西側	二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、ダイオキシン類、降下ばいじん、塩化水素、水銀	梓川対岸の住宅地周辺に位置する。調査地点近隣地域への影響を確認するため。
	6	対象事業実施区域東側丘陵上部	二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、ダイオキシン類、降下ばいじん、塩化水素、水銀	計画段階環境配慮書で実施した焼却施設の稼働に係る大気質の予測における、最大着地濃度地点の周辺に位置する。東側にある丘陵の斜面上部の農地である。調査地点近隣地域への影響を確認するため。

表 3. 3. 4(2) 大気質に係る現地調査地点の設定理由

調査項目	地点番号	地点名	測定項目	設定理由
沿道大気質	a	一般国道 19 号	二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ベンゼン	工事関係車両及び廃棄物搬出入車両の主要な走行ルートの一つである一般国道 19 号の代表地点として、道路の沿道地域の状況を確認するため。
	b	市道 8012 号	二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ベンゼン	工事関係車両及び廃棄物搬出入車両の走行ルートとなり住宅地に近い市道 8012 号の代表地点として、道路の沿道地域の状況を確認するため。
	c	松本環状高家線 (市道 8091 号)	二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ベンゼン	工事関係車両及び廃棄物搬出入車両の主要な走行ルートの一つである松本環状高家線の代表地点として、道路の沿道地域の状況を確認するため。

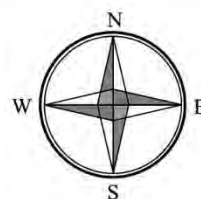


凡 例

- 対象事業実施区域 2案
- 市境
- 一般環境大気質調査地点 (想定範囲)

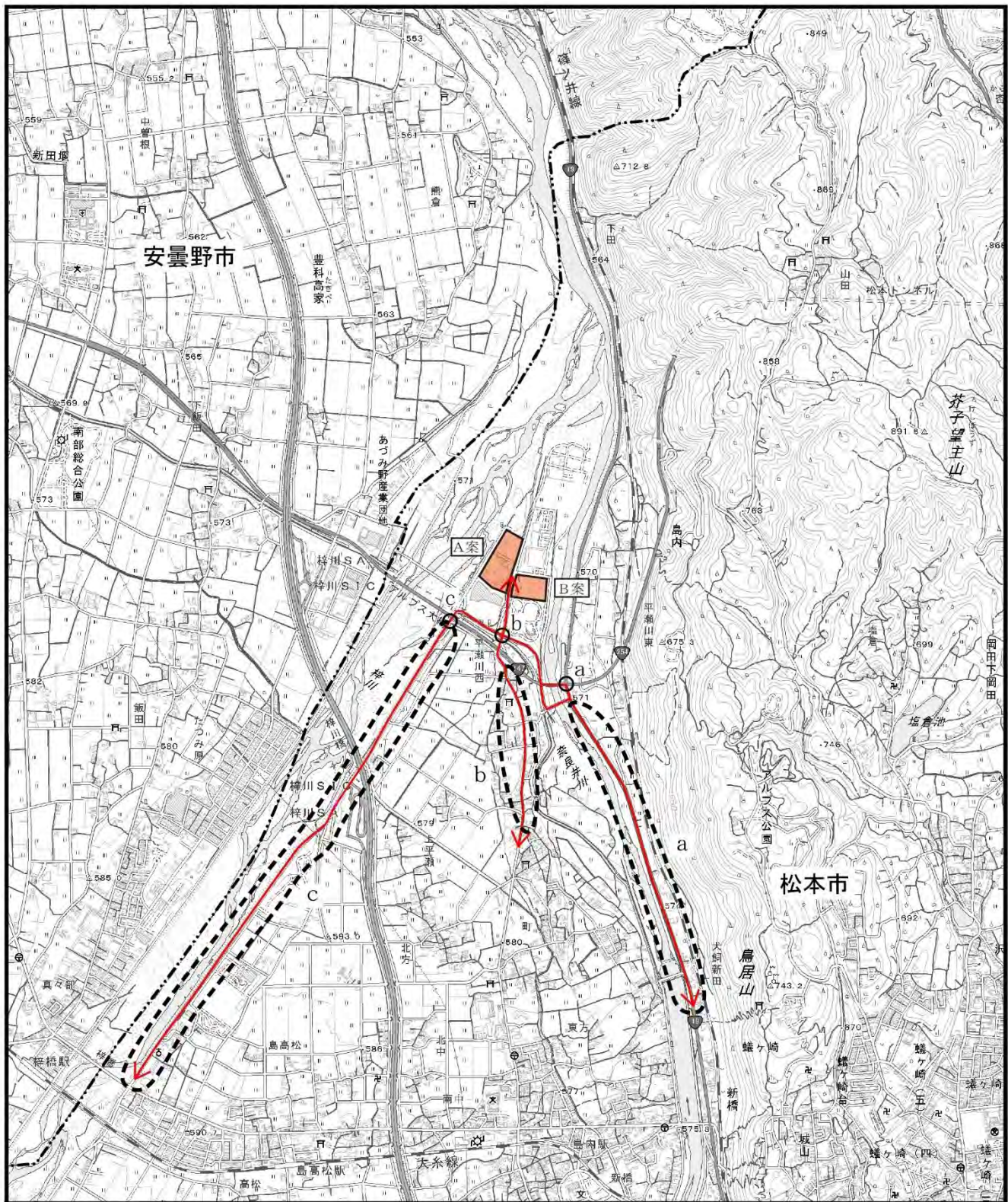
注 1) 調査地点は、それぞれの点線の円の範囲内で選定する。
 注 2) 地上気象及び上層気象の調査地点は、調査地点 A-1 または B-1 で実施する。
 注 3) 微小粒子状物質の調査は、A-1 または B-1、及び地点 4 で実施する。

図3.3.1(1) 大気調査地点 (一般環境大気質)



Scale 1/50,000
 0 1,000 2,000 3,000m

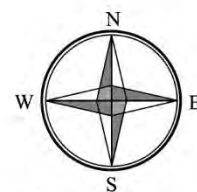
この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。



凡 例

- 対象事業実施区域 2案
- 市境
- 車両走行ルート
- 沿道大気質調査地点 (想定範囲)

図3.3.1(2) 大気質調査地点 (沿道大気質)



Scale 1/25,000
0 500 1,000 1,500m

注) 調査地点は、それぞれの点線の円の範囲内で選定する。

この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に作成した。

(2) 予測

大気質の予測手法を表 3.3.5 に示す。

表 3.3.5 大気質の予測手法

影響要因		予測項目	予測方法	予測対象 時期	予測地域、 地点
工事による影響	・運搬 (機材・資材・廃材等)	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	大気拡散式(プルーム式・パフ式)により予測	施工による影響が最大となる時期	道路周辺大気の現地調査地点
		粉じん (降下ばいじん)	事例の解析による定量的予測手法により予測	施工による影響が最大となる時期	対象事業実施区域周辺
	・土地造成(切土・盛土) ・掘削 ・工作物の撤去・廃棄 (建築物の解体等) ・舗装工事・ コンクリート工事 ・建築物の工事	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	大気拡散式(プルーム式・パフ式)により予測	施工による影響が最大となる時期	最大着地濃度地点及び周辺住居地域
		粉じん (降下ばいじん)	事例の解析による定量的予測手法により予測		
存在・供用による影響	・自動車交通の発生	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	大気拡散式(プルーム式・パフ式)により予測	施設が定常的に稼働する時期	沿道大気質の現地調査地点
	・焼却処理施設の稼働	二酸化硫黄 二酸化窒素 浮遊粒子状物質 ダイオキシン類 水銀	【長期平均濃度】 大気拡散式(プルーム式・パフ式)により予測	施設が定常的に稼働する時期	対象事業実施区域及びその周辺
		二酸化硫黄 二酸化窒素 浮遊粒子状物質 塩化水素	【短期高濃度】 高濃度発生の可能性がある気象条件(大気不安定時、逆転層発生時、接地逆転層崩壊時、ダウンウォッシュ時、ダウンドラフト時)を対象として大気拡散式(プルーム式等)により予測		
		微小粒子状物質	既存調査事例を引用した定性的な手法で予測		

(3) 評価

1) 評価の内容

評価の内容は、予測の内容に準じる。

2) 評価の方法

ア 環境に対する影響緩和の観点

予測結果を踏まえ、発生源や走行ルート等についての環境保全措置の内容を明らかにし、事業者が実行可能な範囲において、できる限り環境緩和が図られているかの見解を示すものとする。

イ 環境保全のための目標等との整合の観点

大気質に係る環境基準等を環境保全目標として、その目標との整合が図られているか否か評価する。

3.3.2 騒音

(1) 調査の手法

騒音項目に係る影響要因と環境要素、並びに調査項目との関係を表 3.3.6 に示す。

表 3.3.6 影響要因と環境要素、並びに調査項目との関係（騒音）

影響要因		環境要素	調査項目
工事による影響	・運搬 (機材・資材・廃材等)	総合騒音 特定騒音	【道路交通騒音】 騒音レベル、交通量、 走行速度、道路構造
	・土地造成（切土・盛土） ・掘削 ・工作物の撤去・廃棄（建築物の解体等） ・舗装工事・コンクリート工事 ・建築物の工事		【環境騒音】 騒音レベル
存在・供用による影響	・自動車交通の発生		【道路交通騒音】 騒音レベル、交通量、 走行速度、道路構造
	・焼却処理施設の稼働		【事業場騒音】 騒音レベル 【環境騒音】 騒音レベル

騒音の調査方法及び調査期間等を表 3.3.7 に示す。

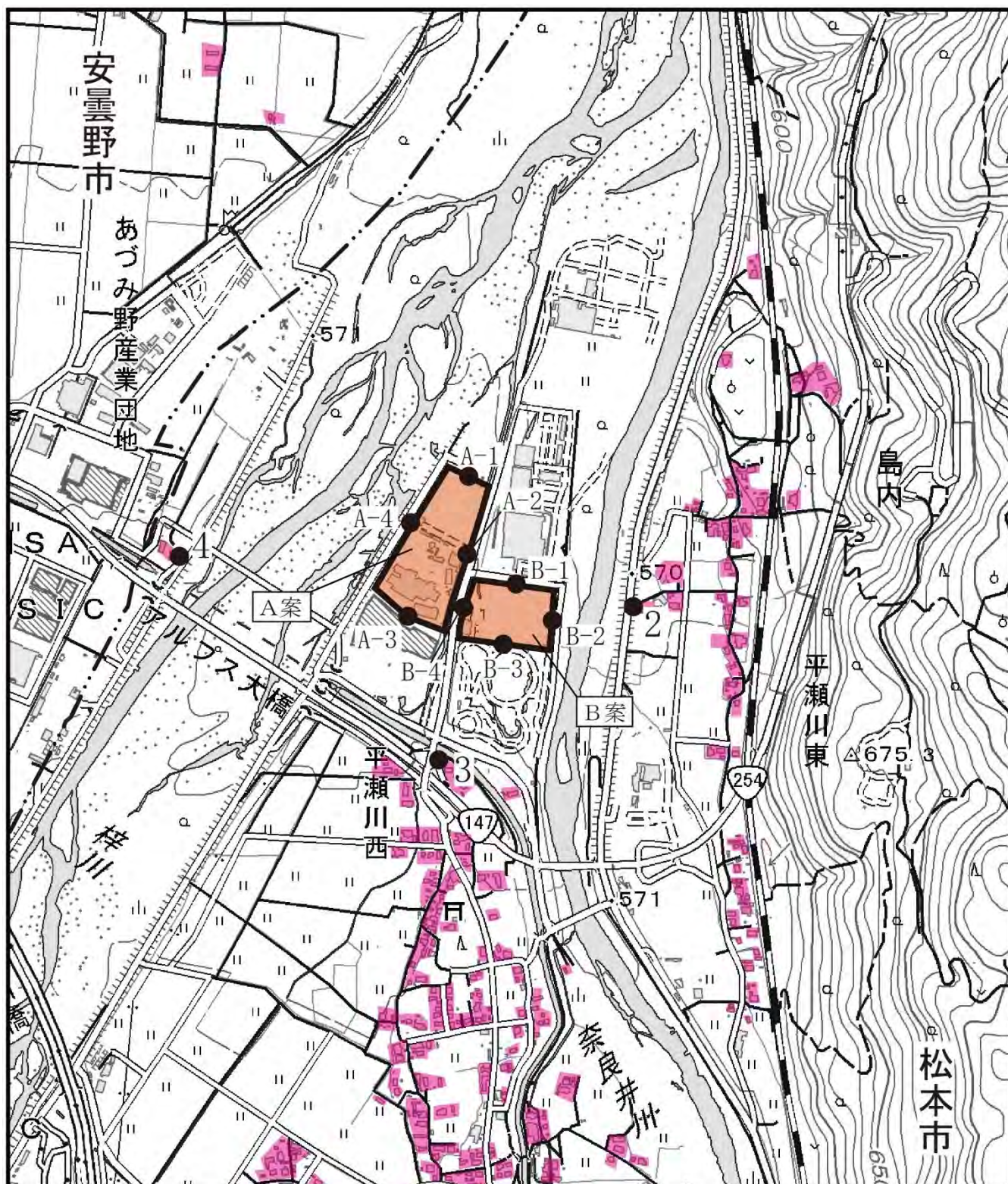
また、環境騒音・振動の調査地点は図 3.3.2(1)及び図 3.3.2(2)に示すとおりである。なお、A 案については、松本市リサイクルセンターの敷地が加わらなかった場合には、敷地境界線上の調査地点は、東西南北の代表地点として敷地境界に合わせて移動する。道路交通騒音・振動の調査地点は、「3.3.1 大気質」における沿道大気質と同地点とし、図 3.3.1(2)に示す。調査地点の設定範囲は、住宅等の分布状況、関係車両の走行ルート等を考慮して設定した。なお、設定理由を表 3.3.8 に示す。

表 3.3.7 騒音等の調査方法及び調査期間等

調査項目	調査方法	調査期間・頻度	調査地点
環境騒音	「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環告 64 号)等に準じる方法	2 季／年（夏季、冬季） （1 季につき平日、休日の各 1 回） 24 時間連続測定	対象事業実施区域 敷地境界 4 地点 周辺 3 地点 (図 3.3.2(1)参照)
事業場騒音	「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年厚・農・通・運告 1 号)等に準じる方法	2 季／年（夏季、冬季） （1 季につき平日、休日の各 1 回） 24 時間連続測定	対象事業実施区域 敷地境界 4 地点 (図 3.3.2(1)参照)
道路交通騒音	「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環告 64 号)等に準じる方法	2 季／年（夏季、冬季） （1 季につき平日、休日の各 1 回） 16 時間連続測定	主なアクセス道路 3 地点 (図 3.3.2(2)参照)
道路構造	道路断面の道幅等を計測	道路交通騒音測定時に 1 回	
自動車交通量	方向別、大型車・小型車・二輪車別に 1 時間毎の通過台数を計測	2 季／年（夏季、冬季） （1 季につき平日、休日の各 1 回、 道路交通騒音調査と同時に実施） 16 時間連続測定	主なアクセス道路の 交差点 3 地点 (図 3.3.2(2)参照)
走行速度	方向別、大型車・小型車・二輪車別に 10 台程度の速度を計測		

表 3.3.8 騒音及び振動に係る現地調査地点の設定理由

調査項目	地点番号	地点名	設定理由
環境騒音・振動	A-1～A-4 又は B-1～B-4	対象事業実施区域 (敷地境界 4 地点)	対象事業実施区域の敷地境界における現況の騒音・振動の状況を把握するため。
	2	対象事業実施区域 東側近傍住宅	対象事業実施区域の東側約 300m (A 案)、120m (B 案) に位置する。対象事業実施区域最寄の住宅周辺への影響を確認するため。
	3	対象事業実施区域 南側近傍住宅	対象事業実施区域の南側約 200m (A 案、B 案) に位置する。対象事業実施区域最寄の住宅周辺への影響を確認するため。
	4	対象事業実施区域 西側近傍住宅	対象事業実施区域の西側約 220m (A 案)、320m (B 案) に位置する。対象事業実施区域最寄の住宅周辺への影響を確認するため。
道路交通 騒音・振動	a	一般国道 19 号	工事関係車両及び廃棄物搬出入車両の走行ルートの一つである一般国道 19 号の代表地点として、道路の沿道地域の状況を確認するため。
	b	市道 8012 号	工事関係車両及び廃棄物搬出入車両は通行しないが、一般の直接搬入車両の通行がある。住宅地に近い市道 8012 号の代表地点として、道路の沿道地域の状況を確認するため。
	c	松本環状高家線 (市道 8091 号)	工事関係車両及び廃棄物搬出入車両の主要な走行ルートの一つである南西方向の代表地点として、道路の沿道地域の状況を確認するため。

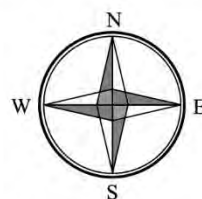


凡 例

- 対象事業実施区域 2案
- 住宅地
- 騒音・振動調査地点
- 市境

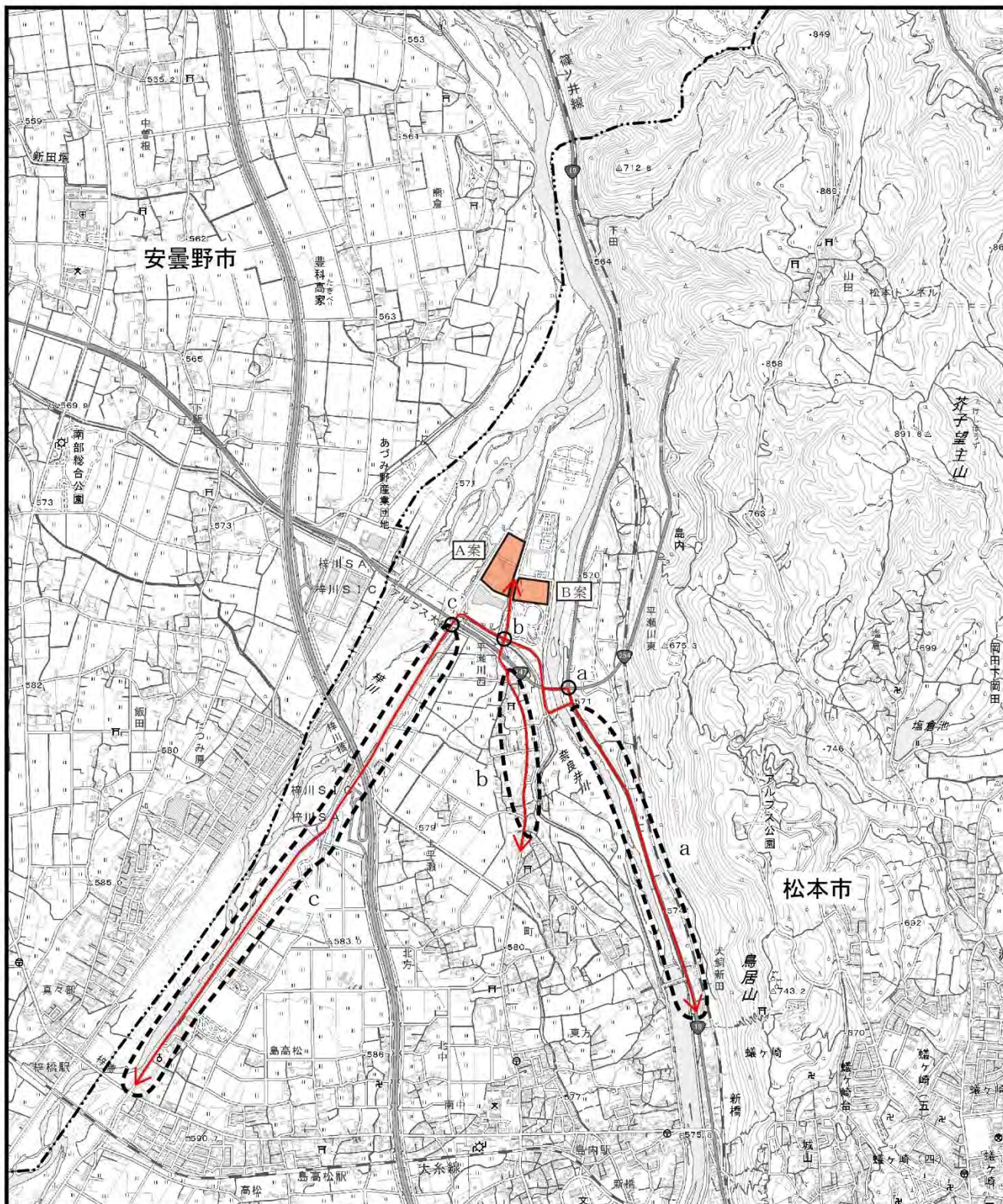
注) A-1～A-4は、敷地境界の東西南北の中央付近とし、敷地形状に合わせて変更する。

図3.3.2(1) 環境騒音・振動調査地点



Scale 1/10,000
0 200 400 600m

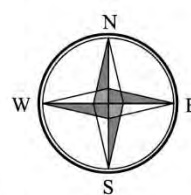
この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。



凡 例

- 対象事業実施区域 2案
- 市境
- 騒音・振動調査地点 (想定範囲)
- 自動車交通量・走行速度調査地点

図3.3.2(2) 騒音・振動調査地点 (道路交通騒音・振動)



Scale 1/25,000
0 500 1,000 1,500m

注) 調査地点は、それぞれの点線の円の範囲内で選定する。

この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に作成した。

(2) 予測

騒音の予測手法を表 3.3.9 に示す。

表 3.3.9 騒音の予測手法

影響要因		予測項目	予測方法	予測対象 時期	予測地域、 予測地点
工事による 影響	・運搬 (機材・資材・廃材等)	道路交通騒音	音の伝搬理論に基づ く予測式 (ASJ RTN- Model2018) により予 測	施工による 影響が最大 となる時期	道路交通 騒音の現 地調査地 点
	・土地造成(切土・盛土) ・掘削 ・工作物の撤去・廃棄 (建築物の解体等) ・舗装工事・ コンクリート工事 ・建築物の工事	建設作業騒音	音の伝搬理論に基づ く予測式 (ASJ CN- Model2007) により予 測	施工による 影響が最大 となる時期	敷地境界 及び周辺 住居地域
存在・供用 による影響	・自動車交通の発生	道路交通騒音	廃棄物搬入車両の通 行台数に着目して定 性的に予測	施設が定常 的に稼働す る時期	道路交通 騒音の現 地調査地 点
	・焼却処理施設の稼働	事業場騒音	音の伝搬理論に基づ く予測式により予測		敷地境界 及び周辺 住居地域

(3) 評価

1) 評価の内容

評価の内容は、予測の内容に準じる。

2) 評価の方法

ア 環境に対する影響緩和の観点

予測結果を踏まえ、発生源や走行ルート等についての環境保全措置等の内容を明らかにし、事業者が実行可能な範囲において、できる限りの影響緩和が図られているかの見解を示すものとする。

イ 環境保全のための目標等との整合の観点

騒音に係る環境基準及び騒音規制法の規制基準等を環境保全目標として、その目標との整合が図られているか否か評価する。

3.3.3 振動

(1) 調査の手法

振動項目に係る影響要因と環境要素、並びに調査項目との関係を表 3.3.10 に示す。

表 3.3.10 影響要因と環境要素、並びに調査項目との関係（振動）

影響要因	環境要素	調査項目
工事による影響	振動	【道路交通振動】 振動レベル、地盤卓越振動数
		【環境振動】 振動レベル
存在・供用による影響		【道路交通振動】 振動レベル、地盤卓越振動数
		【事業場振動】 振動レベル 【環境振動】 振動レベル

振動の調査方法及び調査期間等を表 3.3.11 に示す。

また、環境騒音・振動の調査地点は「3.3.2 騒音」と同様の調査地点とし、環境振動の調査地点を図 3.3.2(1)及び図 3.3.2(2)（前出）に、道路交通振動及び地盤卓越振動数の調査地点を図 3.3.1(2)（前出）に示す。調査地点の設定範囲は、住宅等の分布状況、関係車両の走行ルート等を考慮して設定した。なお、設定理由を表 3.3.8（前出）に示す。

表 3.3.11 振動等の調査方法及び調査期間等

調査項目	調査方法	調査期間・頻度	調査地点
環境振動	「JIS Z 8735 振動レベル測定方法」等に準じる方法	2 季／年（夏季、冬季） （1 季につき平日、休日の各 1 回） 24 時間連続測定	対象事業実施区域 敷地境界 4 地点 周辺 3 地点 （図 3.3.2(1)参照；前出）
事業場振動	「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和 51 年環告 90 号）等に準じる方法	2 季／年（夏季、冬季） （1 季につき平日、休日の各 1 回） 24 時間連続測定	対象事業実施区域 敷地境界 4 地点 （図 3.3.2(1)参照；前出）
道路交通振動	「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総令 58 号）等に準じる方法	2 季／年（夏季、冬季） （1 季につき平日、休日の各 1 回） 16 時間連続測定	主なアクセス道路 3 地点 （図 3.3.2(2)参照；前出）
地盤卓越振動	「道路環境整備マニュアル」（財団法人日本道路協会、平成元年）に準じる方法	道路交通振動測定時に 1 回	
自動車交通量	方向別、大型車・小型車・二輪車別に 1 時間毎の通過台数を計測	2 季／年（夏季、冬季） （1 季につき平日、休日の各 1 回、道路交通振動調査と同時に実施） 16 時間連続測定	主なアクセス道路の交差点 3 地点 （図 3.3.2(2)参照；前出）
走行速度	方向別、大型車・小型車・二輪車別に 10 台程度の速度を計測		

(2) 予測

振動の予測手法を表 3.3.12 に示す。

表 3.3.12 振動の予測手法

影響要因		予測項目	予測方法	予測対象 時期	予測地域、 予測地点
工事による 影響	・運搬 (機材・資材・廃材等)	道路交通振動	建設省土木 研究所提案 式により予 測	施工による 影響が最大 となる時期	道路交通振動 の現地調査地 点
	・土地造成 (切土・盛土) ・掘削 ・工作物の撤去・廃棄 (建築物の解体等) ・舗装工事・ コンクリート工事 ・建築物の工事	建設作業振動	振動の距離 減衰式によ り予測	施工による 影響が最大 となる時期	敷地境界及び 周辺住居地域
存在・供用 による影響	・自動車交通の発生	道路交通振動	廃棄物搬入 車両の通行 台数に着目 して定性的 に予測	施設が定常 的に稼働す る時期	道路交通振動 の現地調査地 点
	・焼却処理施設の稼働	事業場振動	振動の距離 減衰式によ り予測		敷地境界及び 周辺住居地域

(3) 評価

1) 評価の内容

評価の内容は、予測の内容に準じる。

2) 評価の方法

ア 環境に対する影響緩和の観点

予測結果を踏まえ、発生源や走行ルート等についての環境保全措置等の内容を明らかにし、事業者が実行可能な範囲において、できる限りの影響緩和が図られているかの見解を示すものとする。

イ 環境保全のための目標等との整合の観点

振動に係る要請限度及び振動規制法の規制基準等を環境保全目標として、その目標との整合が図られているか否か評価する。

3.3.4 低周波音

(1) 調査の手法

低周波音項目に係る影響要因と環境要素、並びに調査項目との関係を表 3.3.13 に示す。

表 3.3.13 影響要因と環境要素、並びに調査項目との関係（低周波音）

影響要因		環境要素	調査項目
存在・供用 による影響	・焼却処理施設の稼働	低周波音	低周波音の音圧レベル

低周波音の調査方法及び調査期間等を表 3.3.14 に示す。

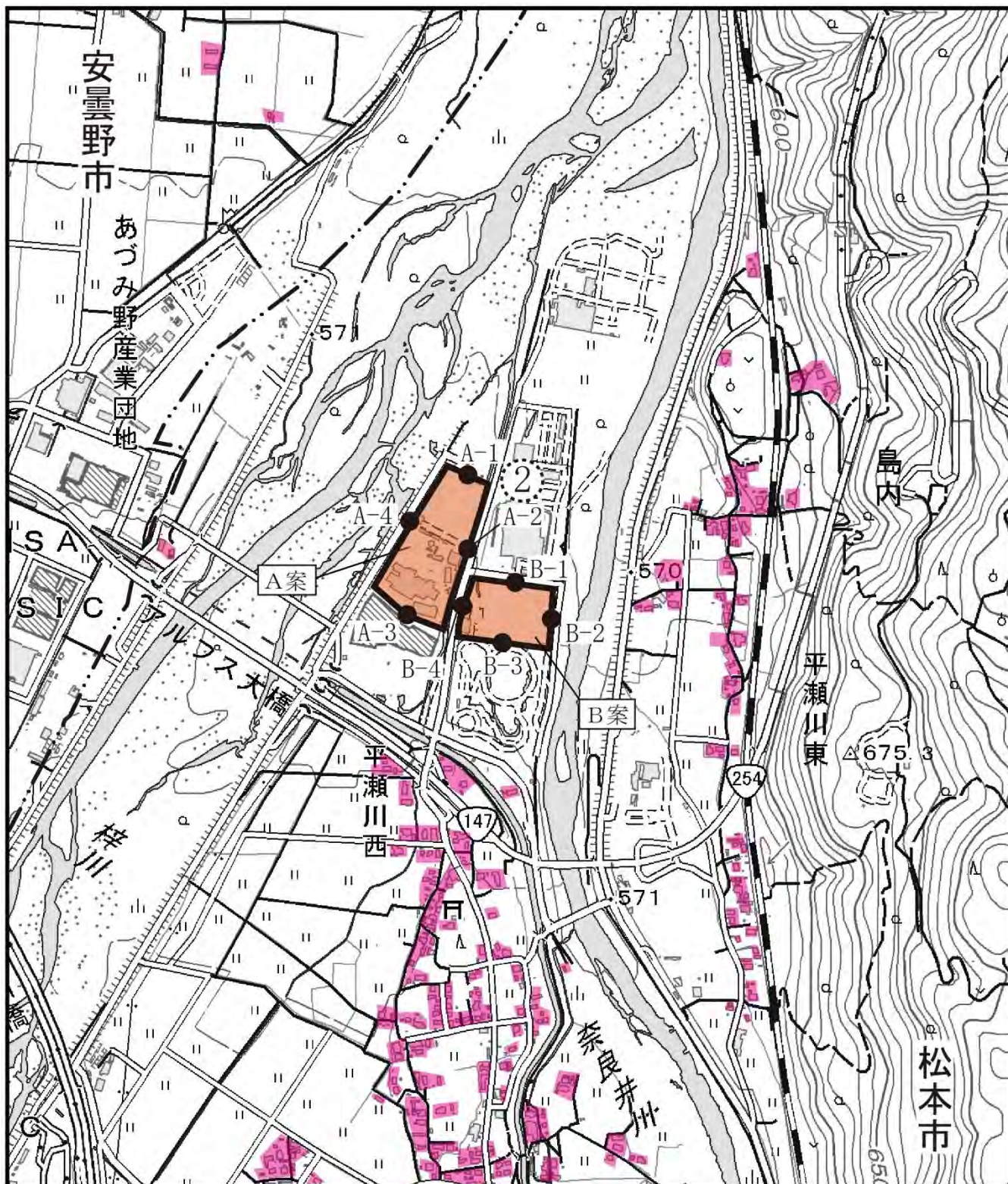
また、低周波音の調査地点を図 3.3.3 に示す。調査地点の設定範囲は、住宅等の分布状況等を考慮して対象事業実施区域敷地境界及び半径 200m 以内の住居地点等を対象として設定した。なお、設定理由を表 3.3.15 に示す。

表 3.3.14 低周波音の調査方法及び調査期間等

調査項目	調査方法	調査期間・頻度	調査地点
低周波音	低周波音の測定方法に関するマニュアルに準じる方法（平成 12 年環境庁）	2 季／年（夏季、冬季） （1 季につき平日、休日の各 1 回） 24 時間連続測定	対象事業実施区域 敷地境界 4 地点 （図 3.3.3 参照）
		2 回 （施設稼働時、停止時）	現施設発生源周辺 1 地点 （図 3.3.3 参照）

表 3.3.15 低周波音に係る現地調査地点の設定理由

調査項目	地点番号	地点名	設定理由
低周波音	A-1～A-4 又は B-1～B-4	対象事業実施区域 （敷地境界 4 地点）	対象事業実施区域の敷地境界における現況の低周波音の状況を把握するため。
	2	現施設発生源周辺	現処理施設における低周波音を把握する。将来施設における低周波音による影響を評価の参考とするため。

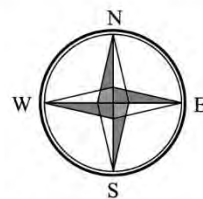


凡 例

- 対象事業実施区域 2案
- 住宅地
- 低周波音調査地点
- 市境

注) A-1～A-4は、敷地境界の東西南北の中央付近とし、敷地形状に合わせて変更する。

図3.3.3 低周波音調査地点



Scale 1/10,000
0 200 400 600m

この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。

(2) 予測

低周波音の予測手法を表 3.3.16 に示す。

表 3.3.16 低周波音の予測手法（存在・供用による影響）

影響要因		予測項目	予測方法	予測対象時期	予測地域、 予測地点
存在・供用 による影響	・焼却処理施設の 稼働	低周波音	類似施設における測定 結果等を基に定性的に 予測	施設が定常的 に稼働する時 期	敷地境界及び 周辺住居地域

(3) 評価

1) 評価の内容

評価の内容は、予測の内容に準じる。

2) 評価の方法

ア 環境に対する影響緩和の観点

予測結果を踏まえ、発生源等についての環境保全措置等の内容を明らかにし、事業者が実行可能な範囲において、できる限りの影響緩和が図られているかの見解を示すものとする。

イ 環境保全のための目標等との整合の観点

現況の低周波音を大きく悪化させないことを環境保全目標に設定し、その目標との整合が図られているか否か評価する。

3.3.5 悪臭

(1) 調査の手法

悪臭項目に係る影響要因と環境要素、並びに調査項目との関係を表 3.3.17 に示す。

表 3.3.17 影響要因と環境要素、並びに調査項目との関係（悪臭）

影響要因		環境要素	調査項目
存在・供用 による影響	・自動車交通の発生	悪臭	特定悪臭物質（22 物質） 臭気指数
	・焼却処理施設の稼働		

悪臭の調査方法及び調査期間等を表 3.3.18 に示す。

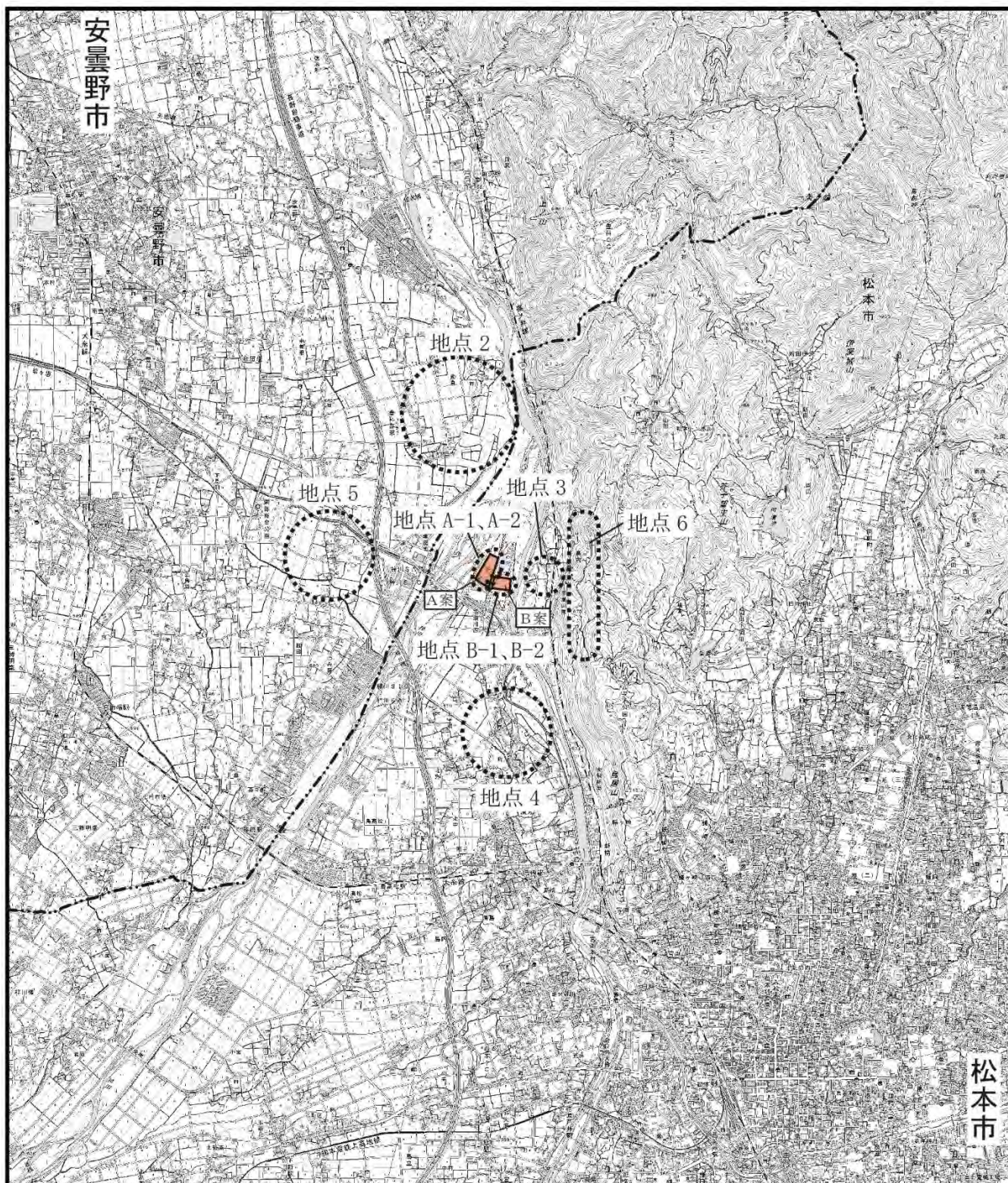
また、調査地点は図 3.3.4 に、その設定理由を表 3.3.19 に示す。調査地点の設定範囲は、周辺河川等の地形条件、風向の気象条件、住宅等の分布状況、関係車両の走行ルート等を考慮して設定した。なお、調査地点は図 3.3.4 に示す想定範囲内で設定する。

表 3.3.18 悪臭の調査方法及び調査期間等

調査項目	調査方法	調査期間・頻度	調査地点
特定悪臭物質 (22 物質)	「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和 47 年環告 9 号) に準じる方法	2 季／年（夏季、冬季） (1 季につき 1 回)	対象事業実施区域 敷地境界 2 地点 (風上側、風下側) (図 3.3.4 参照)
臭気指数	「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」 (平成 7 年環告 63 号) に準じる方法		対象事業実施区域 敷地境界 2 地点 (風上側、風下側) 周辺 5 地点 (図 3.3.4 参照)

表 3.3.19 悪臭に係る現地調査地点の設定理由

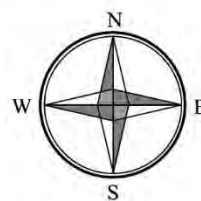
調査項目	地点番号	地点名	設定理由
臭気指数 特定悪臭物質	A-1～A-2 又は B-1～B-2	対象事業実施区域 (敷地境界 2 地点)	対象事業実施区域内における現況の悪臭の現況を把握するため。
臭気指数	2	対象事業実施区域 北側	松本特別地域気象観測所における年間最多風向（南）の風下側となる住宅地周辺に位置する。調査地点近隣地域への影響を確認するため。
	3	対象事業実施区域 東側	奈良井川対岸の住宅地周辺に位置する。調査地点近隣地域への影響を確認するため。
	4	対象事業実施区域 南側	松本特別地域気象観測所における年間で 2 番目に多い風向（北）の風下側となる住宅地周辺に位置する。調査地点近隣地域への影響を確認するため。
	5	対象事業実施区域 西側	梓川対岸の住宅地周辺に位置する。調査地点近隣地域への影響を確認するため。
	6	対象事業実施区域 東側丘陵上部	計画段階環境配慮書で実施した焼却施設の稼働に係る大気質の予測における、最大着地濃度地点の周辺に位置する。東側にある丘陵の斜面上部の農地である。調査地点近隣地域への影響を確認するため。



凡 例

- 対象事業実施区域 2案 市境
- 悪臭調査地点 (想定範囲)

図3.3.4 悪臭調査地点



Scale 1/50,000
 0 1,000 2,000 3,000m

この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。

(2) 予測

悪臭の予測手法を表 3.3.20 に示す。

表 3.3.20 悪臭の予測手法（存在・供用による影響）

影響要因		予測項目	予測方法	予測対象時期	予測地域、 予測地点
存在・供用 による影響	・自動車交通の 発生	廃棄物搬入車両 の悪臭	現況調査結果、類似 事例等を基に定性的 に予測	施設が定常的 に稼働する時 期	敷地境界 及び周辺 住居地域
	・焼却処理施設 の稼働	煙突排出ガスに よる悪臭	大気の拡散式に基づ き予測	施設が定常的 に稼働する時 期	敷地境界 及び周辺 住居地域
		施設からの悪臭 の漏洩	類似施設の測定事 例等により定性的に 予測		

(3) 評価

1) 評価の内容

評価の内容は、予測の内容に準じる。

2) 評価の方法

ア 環境に対する影響緩和の観点

予測結果を踏まえ、発生源等についての環境保全措置の内容を明らかにし、事業者が実行可能な範囲において、できる限り環境緩和が図られているかの見解を示すものとする。

イ 環境保全のための目標等との整合の観点

悪臭防止法に基づく規制基準等を環境保全目標として、その目標との整合が図られているか否か評価する。

3.3.6 水質

(1) 調査の手法

水質項目に係る影響要因と環境要素、並びに調査項目との関係を表 3.3.21 に示す。

なお、水生生物については、「3.3.11 植物」、「3.3.12 動物」で扱う。

表 3.3.21 影響要因と環境要素、並びに調査項目との関係（水質）

影響要因		環境要素	調査項目
工事による影響	・土地造成(切土・盛土) ・掘削	環境基準が設定されている物質 その他必要な項目	水質汚濁に係る環境基準項目（生活項目） 浮遊物質（SS） 水質汚濁に係る環境基準項目（健康項目） その他必要な項目 河川流量、濁度 土質の状況（粒度組成分析、土壌沈降試験）
	・舗装工事・コンクリート工事	環境基準が設定されている物質 その他必要な項目	水質汚濁に係る環境基準項目（生活項目） 水素イオン濃度（pH） 水質汚濁に係る環境基準項目（健康項目） その他必要な項目 河川流量

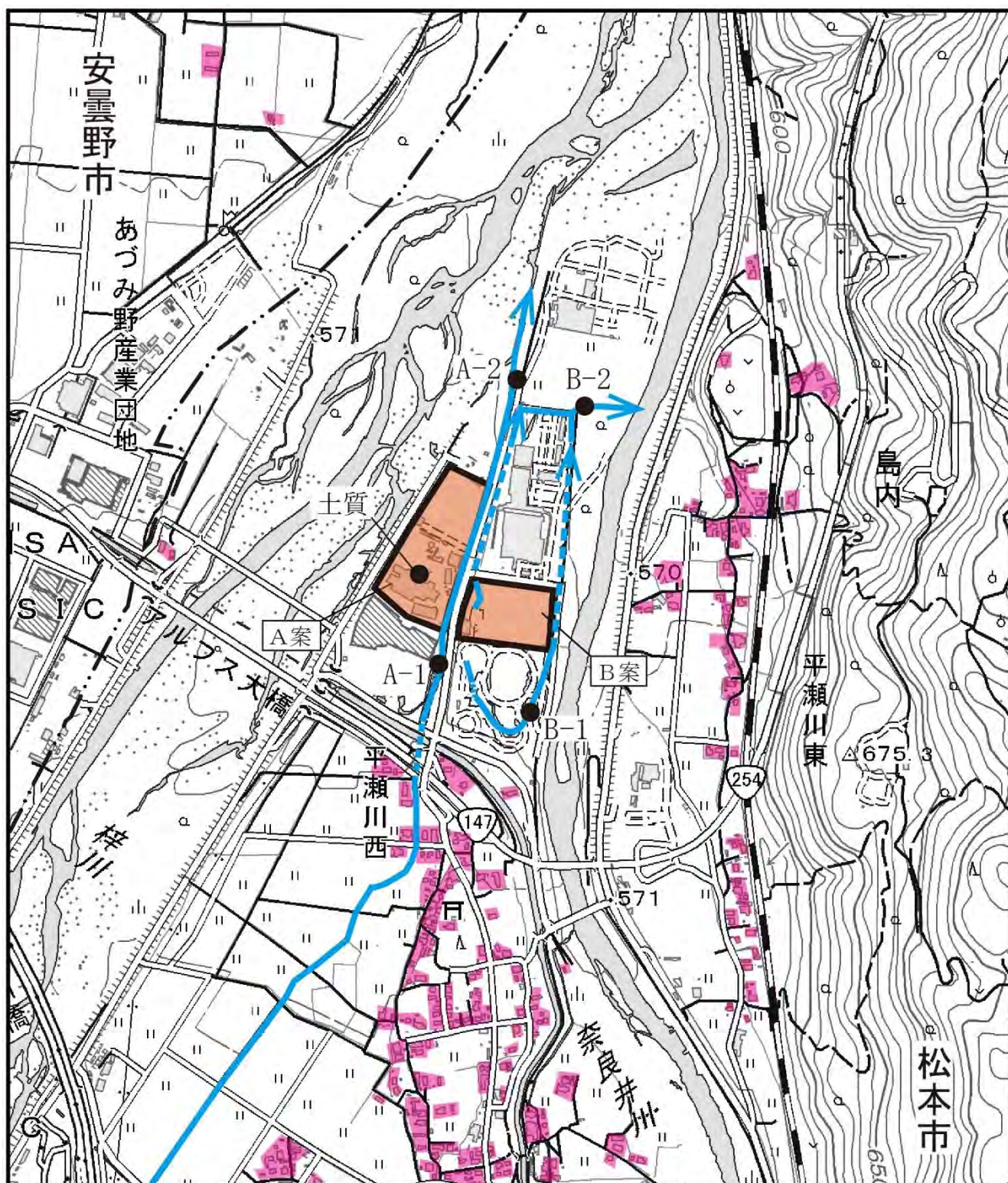
水質に係る現地調査方法及び調査期間等を表 3.3.22 に示す。

また、調査地点は図 3.3.5 に、その設定理由を表 3.3.23 に示す。工事中の雨水・湧水が流入する可能性がある河川（水路）を設定した。

表 3.3.22 水質の調査方法及び調査期間等

調査項目		調査方法	調査期間・頻度	調査地点
水質	水質汚濁に係る環境基準項目（生活環境項目）	「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環告 59 号）等に定める方法等	4 季／年	対象事業実施区域 上流 1 地点 下流 1 地点 (図 3.3.5 参照)
	水質汚濁に係る環境基準項目（健康項目）	「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環告 59 号）等に定める方法等	2 季／年 (夏季及び冬季)	
	ダイオキシン類	「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）に定める方法		
	降雨時濁水項目 pH、SS、濁度	「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環告 59 号）等に定める方法等	1 回 (降雨時、時間をおいて 5 回以上試料採取)	
流量	流量	JIS K 0094 に準じる方法	4 回 (4 季に各 1 回)	
土質	粒度組成 沈降試験	JIS A 1204 及び JIS M 0201-12 による	1 回	対象事業実施区域 1 地点

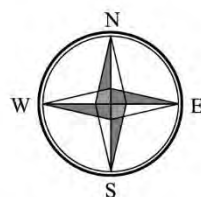
注) 水生生物の調査については、3.3.11 植物及び 3.3.12 動物に記述。



凡 例

- 対象事業実施区域 2案
- 水質調査地点
- 水路
- 水路（暗渠部分）
- 市境

図3.3.5 水質調査地点



Scale 1/10,000
0 200 400 600m

この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。

表 3.3.23 水質に係る現地調査地点の設定理由

調査項目	地点番号	地点名	設定理由
水質 流量	A-1 又は B-1	上流側	工事中の排水の放流や濁水の流入の可能性がある水路の、対象事業実施区域より上流側に位置する。 工事中の排水及び濁水の流入による影響を確認するため。
	A-2 又は B-2	下流側	工事中の排水の放流や濁水の流入の可能性がある水路の、対象事業実施区域より下流側に位置する。 工事中の排水及び濁水の流入による影響を確認するため。
土質の状況	—	対象事業実施区域	対象事業実施区域内の土質の状況を把握するため。

(2) 予測

水質の予測手法を表 3.3.24 に示す。

表 3.3.24 水質の予測手法

影響要因		予測項目	予測方法	予測対象 時期	予測地域、 予測地点
工事による 影響	・土地造成 (切土・盛土)	土砂による水の濁り	対象事業の工事内容、水質及び土質の現地調査結果を基に類似事例の引用もしくは解析により予測	施工による 影響が最大 となる時期	対象事業実施区域の下流域
	・掘削	工事中の排水による水の濁り	対象事業の工事内容、水質及び土質の現地調査結果を基に類似事例の引用もしくは解析により予測		
	・舗装工事・コンクリート工事	工事に伴うアルカリ排水の影響	対象事業の工事内容、類似事例の引用もしくは解析により予測		

注) 水生生物の調査については、3.3.11 植物及び 3.3.12 動物に記述。

(3) 評価

1) 評価の内容

評価の内容は、予測の内容に準じる。

2) 評価の方法

ア 環境に対する影響緩和の観点

予測結果を踏まえ、発生源等についての環境保全措置等の内容を明らかにし、事業者が実行可能な範囲において、できる限りの影響緩和が図られているかの見解を示すものとする。

イ 環境保全のための目標等との整合の観点

水質に係る環境基準等を環境保全目標として、その目標との整合が図られているか否か評価する。

3.3.7 水象

(1) 調査の手法

水象項目にかかる影響要因と環境要素、並びに調査項目との関係を表 3.3.25 に示す。

表 3.3.25 影響要因と環境要素、並びに調査項目との関係（水象）

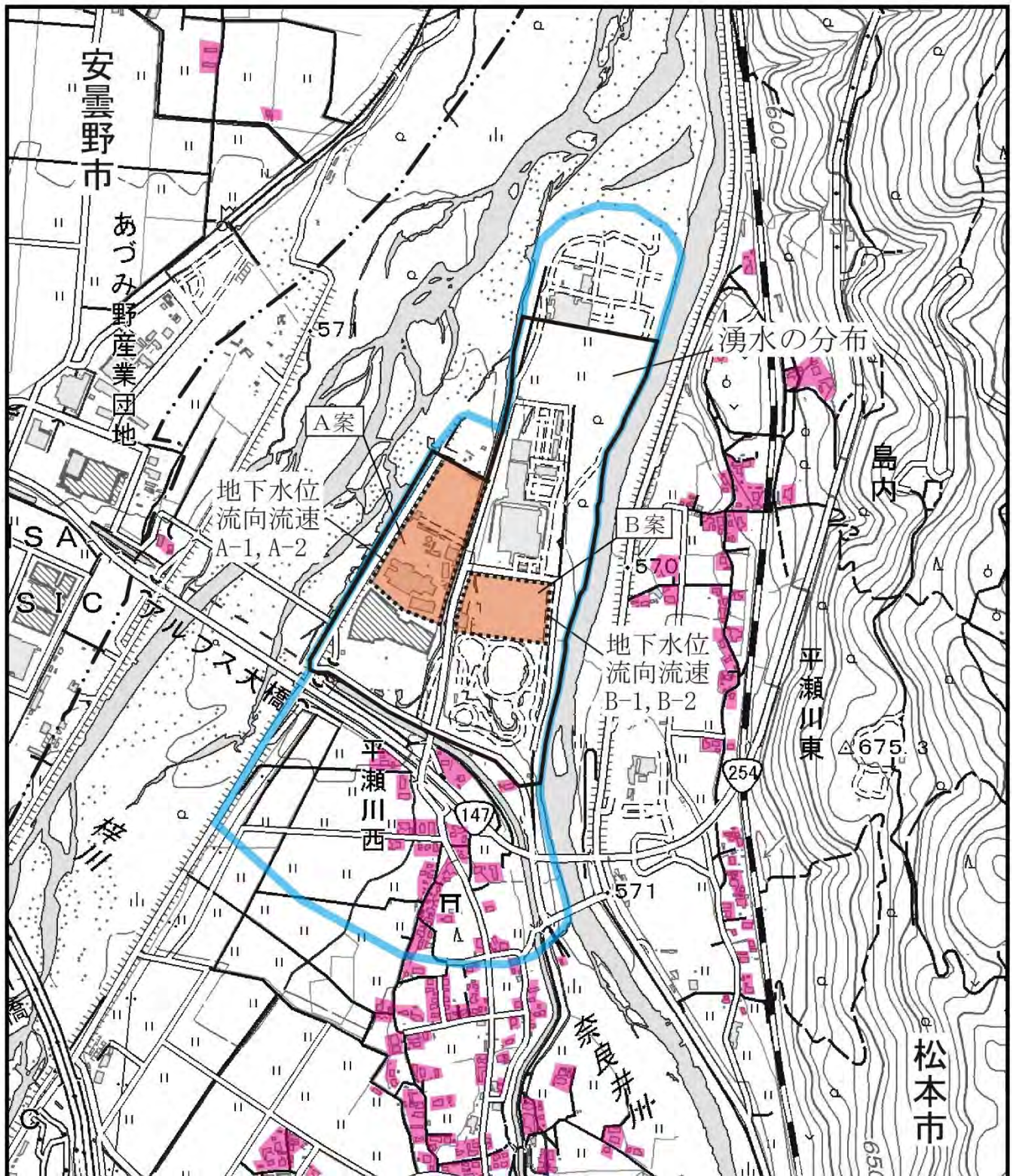
影響要因		環境要素	調査項目
工事による影響	・掘削 ・工作物の撤去・廃棄（建築物の解体等）	河川及び湖沼等 地下水	湧水の分布 地下水位 地下水の流向流速
存在・供用による影響	・建築物・工作物等の存在 ・焼却処理施設の稼働	河川及び湖沼等 地下水	地下水の利用状況 地下水位

水象に係る現地調査内容を表 3.3.26 に示す。

また、調査地点を図 3.3.6 に示す。

表 3.3.26 水象の調査方法及び調査期間等

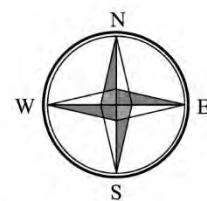
調査項目	調査方法	調査期間・頻度	調査地点
湧水の分布 地下水の利用状況	現地踏査及び聞き取り調査又は資料調査による	1 回	対象事業実施区域 又は周辺 (図 3.3.6 参照)
地下水位	自記式水位計等による	1 年間 (1 回／月以上)	対象事業実施区域 2 地点 (図 3.3.6 参照)
地下水の流向流速	地下水用流向流速計による	1 回	対象事業実施区域 2 地点 (図 3.3.6 参照)



凡 例

- 対象事業実施区域 2案
- 住宅地
- 水象調査範囲（地下水位、流向流速）
- 湧水の分布
- 地下水の利用状況
- 市境

図3.3.6 水象調査地点



Scale 1/10,000
0 200 400 600m

この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。

(2) 予測

水象の予測手法を表 3.3.27 に示す。

表 3.3.27 水象の予測手法

影響要因		予測項目	予測方法	予測対象 時期	予測地域、 予測地点
工事による 影響	・掘削	地下掘削工事による地下水位及び湧水の変化	掘削工法、掘削深度、底面積、土質の状況、地下水位及び地下水の流向流速の測定結果から定性的に予測	施工による影響が最大となる時	地下水位に係る環境影響を受けるおそれがある地域
	・工作物の撤去・廃棄（建築物の解体等）	地下構造物の撤去工事による地下水位及び湧水の変化	地下構造物の撤去の工法、掘削深度、底面積、土質の状況、地下水位及び地下水の流向流速の測定結果から定性的に予測		
存在・供用による影響	・建築物・工作物等の存在	地下構造物の存在による地下水の流れ、地下水位及び湧水の変化	対象事業の地下構造、地下水位及び地下水の流向流速の測定結果から定性的に予測	施設が定常的に稼働する時期	地下水位に係る環境影響を受けるおそれがある地域
	・焼却処理施設の稼働	地下水の揚水による地下水位及び湧水の変化	対象事業の取水量及び地下水の現況から定性的に予測		

(3) 評価

1) 評価の内容

評価の内容は、予測の内容に準じる。

2) 評価の方法

ア 環境に対する影響緩和の観点

予測結果を踏まえ、環境保全措置等の内容を明らかにし、事業者が実行可能な範囲において、できる限りの影響緩和が図られているかの見解を示すものとする。

イ 環境保全のための目標等との整合の観点

地下水位等に著しい影響を及ぼさないことを環境保全目標に設定し、その目標との整合が図られているか否か評価する。

3.3.8 土壌汚染

(1) 調査の手法

土壌汚染項目に係る影響要因と環境要素、並びに調査項目との関係を表 3.3.28 に示す。

表 3.3.28 影響要因と環境要素、並びに調査項目との関係（土壌汚染）

	影響要因	環境要素	調査項目
工事による影響	・土地造成（切土・盛土） ・掘削 ・工作物の撤去・廃棄（建築物の解体等）	環境基準が設定されている項目及び物質	環境基準が設定されている項目及び物質 ダイオキシン類
存在・供用による影響	・焼却処理施設の稼働 ・廃棄物の排出・処理	環境基準が設定されている項目及び物質	環境基準が設定されている項目及び物質 ダイオキシン類

土壌汚染の調査方法及び調査期間等を表 3.3.29 に示す。

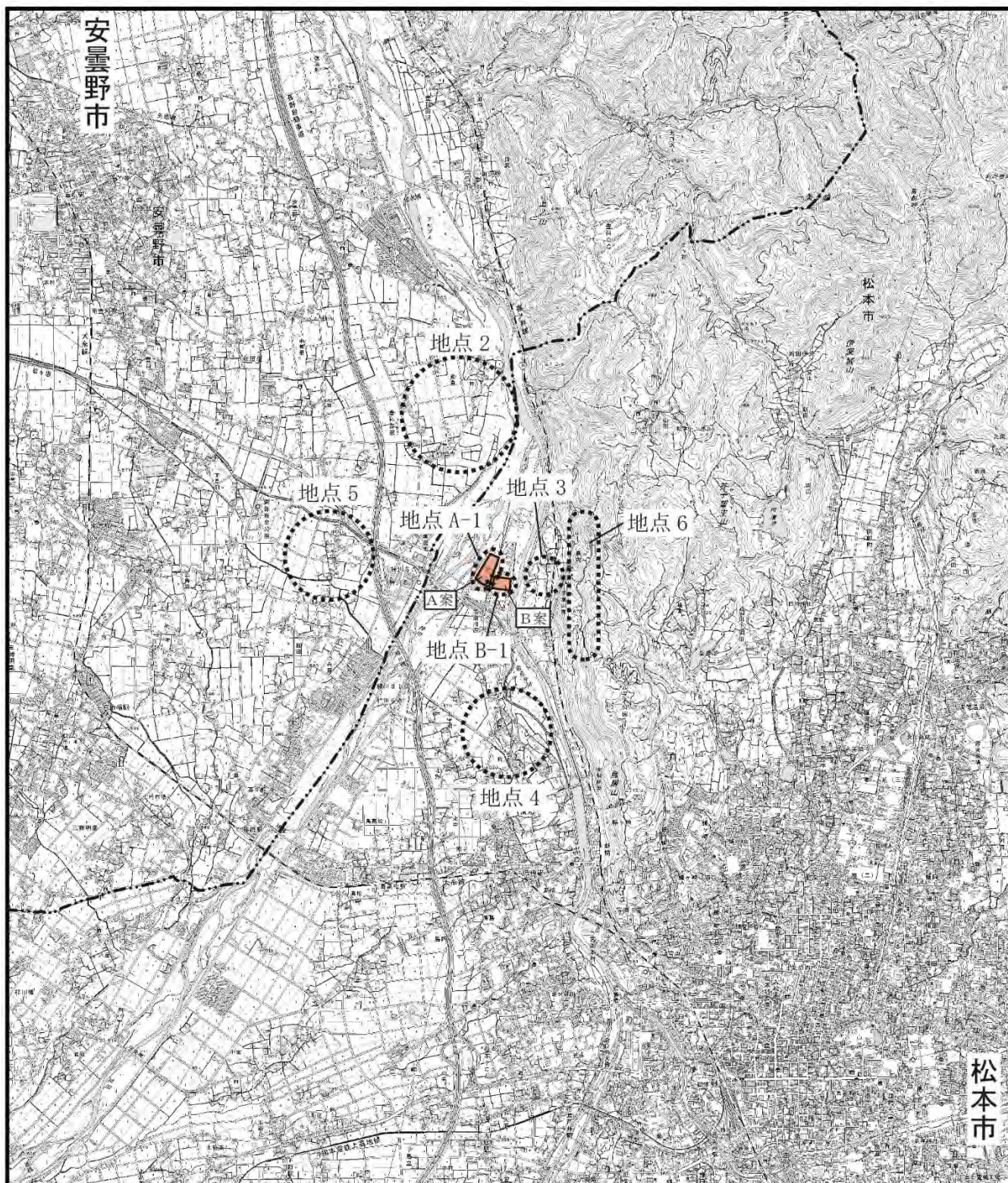
また、調査地点を図 3.3.7 に、その設定理由を表 3.3.30 に示す。調査地点の設定範囲は、周辺地形条件、風向の気象条件、住宅等の分布状況等を考慮して設定した。なお、調査地点は図 3.3.7 に示す想定範囲内で設定する。

表 3.3.29 土壌汚染の調査方法及び調査期間等

調査項目	調査方法	調査期間・頻度	調査地点
土壌の汚染に係る環境基準項目	「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環告 46 号）等に準じる方法	1 回	対象事業実施区域 1 地点 周辺 5 地点 （図 3.3.7 参照）
ダイオキシン類	「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環告 68 号）等に準じる方法	1 回	対象事業実施区域 1 地点 周辺 5 地点 （図 3.3.7 参照）

表 3.3.30 土壌汚染に係る現地調査地点の設定理由

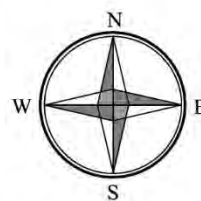
調査項目	地点番号	地点名	設定理由
ダイオキシン類	A-1 又は B-1	対象事業実施区域 (敷地境界 1 地点)	対象事業実施区域内における現況の土壌汚染の現況を把握するため。
	2	対象事業実施区域 北側	松本特別地域気象観測所における年間最多風向（南）の風下側となる住宅地周辺に位置する。調査地点近隣地域への影響を確認するため。
	3	対象事業実施区域 東側	奈良井川対岸の住宅地周辺に位置する。調査地点近隣地域への影響を確認するため。
	4	対象事業実施区域 南側	松本特別地域気象観測所における年間で 2 番目に多い風向（北）の風下側となる住宅地周辺に位置する。調査地点近隣地域への影響を確認するため。
	5	対象事業実施区域 西側	梓川対岸の住宅地周辺に位置する。調査地点近隣地域への影響を確認するため。
	6	対象事業実施区域 東側丘陵上部	計画段階環境配慮書で実施した焼却施設の稼働に係る大気質の予測における、最大着地濃度地点の周辺に位置する。東側にある丘陵の斜面上部の農地である。調査地点近隣地域への影響を確認するため。



凡 例

- 対象事業実施区域 2案
- 市境
- 土壌汚染調査地点 (想定範囲)

図3.3.7 土壌汚染調査地点 (ダイオキシン類)



Scale 1/50,000
0 1,000 2,000 3,000m

この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。

(2) 予測

土壌汚染の予測手法を表 3.3.31 に示す。

表 3.3.31 土壌汚染の予測手法

影響要因		予測項目	予測方法	予測対象時期	予測地域、 予測地点
工事による 影響	・土地造成 (切土・盛土)	残土等の土 壌汚染	対象事業の工事内容、土壌 の現地調査結果及び残土 等による土壌汚染に係る環 境保全措置等を基に予測	残土等の搬入・ 搬出時期	対 象 事 業 実 施区域
	・掘削 ・工作物の 撤去・廃棄 (建築物 の解体等)				
存在・供用 による影響	・焼却処理 施設の稼働	土壌中ダイ オキシン類 濃度	大気質におけるダイオキシ ン類の予測結果を基に土壌 ダイオキシン類濃度を予測	施設が定常的に 稼働する時期	最大着地濃 度地点及び 土壌の現地 調査地点
	・廃棄物の 排出・処理	環境基準項 目及び土壌 中ダイオキ シン類濃度	対象事業の廃棄物の搬出・ 処理計画及び環境保全措 置等を基に定性的に予測	施設が定常的に 稼働する時期	対 象 事 業 実 施区域

(3) 評価

1) 評価の内容

評価の内容は、予測の内容に準じる。

2) 評価の方法

ア 環境に対する影響緩和の観点

予測結果を踏まえ、環境保全措置等の内容を明らかにし、事業者が実行可能な範囲において、できる限りの影響緩和が図られているかの見解を示すものとする。

イ 環境保全のための目標等との整合の観点

土壌の汚染に係る環境基準及びダイオキシン類に係る土壌の環境基準を環境保全目標として、その目標との整合が図られているか否か評価する。

3.3.9 地盤沈下

(1) 調査の手法

地盤沈下項目に係る影響要因と環境要素、並びに調査項目との関係を表 3.3.32 に示す。

表 3.3.32 影響要因と環境要素、並びに調査項目との関係（地盤沈下）

影響要因		環境要素	調査項目
工事による影響	・掘削 ・工作物の撤去・廃棄 (建築物の解体等)	地盤沈下	地下水位
存在・供用による影響	・建築物・工作物等の存在 ・焼却処理施設の稼働	地盤沈下	地下水の利用状況 地下水位

地盤沈下に係る現地調査内容を表 3.3.33 に示す。

また、調査地点は、水象と同じ調査地点とする（図 3.3.6（前出））。

表 3.3.33 地盤沈下の調査方法及び調査期間等

調査項目	調査方法	調査期間・頻度	調査地点
地下水の利用状況	現地踏査及び聞き取り調査又は資料調査による	1 回	掘削工事に伴う湧水及び施設の揚水により水利用等への影響が考えられる地域
地下水位	自記式水位計等による	1 年間 (1 回／月以上)	対象事業実施区域 又は周辺 2 点 (観測井設置 図 3.3.6；前出)

(2) 予測

地盤沈下の予測手法を表 3.3.34 に示す。

表 3.3.34 地盤沈下の予測手法

影響要因		予測項目	予測方法	予測対象 時期	予測地域、 予測地点
工事による 影響	・掘削 ・工作物の撤去・廃棄 （建築物の解体等）	地下水位	対象事業の工事内容及 び地下水の現況を踏ま えて類似事例の引用・ 解析等により予測	施工による 影響が最大 となる時	地盤沈下に 係る環境影 響を受ける おそれがあ る地域
存在・供用 による影響	・建築物・工作物等の存在		対象事業の地下構造及 び地下水の現況を踏ま えて類似事例の引用・ 解析等により予測	施設が定常 的に稼働す る時期	
	・焼却処理施設の稼働		対象事業の取水量及び 地下水の現況を踏まえ て類似事例の引用・解 析等により予測		

(3) 評価

1) 評価の内容

評価の内容は、予測の内容に準じる。

2) 評価の方法

ア 環境に対する影響緩和の観点

予測結果を踏まえ、環境保全措置等の内容を明らかにし、事業者が実行可能な範囲において、できる限りの影響緩和が図られているかの見解を示すものとする。

イ 環境保全のための目標等との整合の観点

地盤沈下により地域住民の生活環境に著しい影響を及ぼさないことを環境保全目標に設定し、その目標との整合が図られているか否か評価する。

3.3.10 地形・地質

(1) 調査の手法

地形・地質項目に係る影響要因と環境要素、並びに調査項目との関係を表 3.3.35 に示す。

表 3.3.35 影響要因と環境要素、並びに調査項目との関係（地形・地質）

影響要因		環境要素	調査項目
工事による 影響	・土地造成（切土・盛土） ・掘削	地形 地質 土地の安定性	地形及び地質の 状況

地形・地質に係る現地調査内容を表 3.3.36 に示す。

また、調査地域は対象事業実施区域内及びその周辺とする。

表 3.3.36 地形・地質の調査方法及び調査期間等

調査項目	調査方法	調査期間・頻度	調査地点
地形 地質 土地の安定性	既存文献、ボーリング 調査等を参考に、危険 箇所及び災害履歴を 確認する方法	1 回	事業の実施により地形、地質 及び土地の安定性への影響 が考えられる地域

(2) 予測

地形・地質の予測手法を表 3.3.37 に示す。

表 3.3.37 地形・地質下の予測手法

影響要因		予測項目	予測方法	予測対象 時期	予測地域、 予測地点
工事による 影響	・土地造成 （切土・盛土） ・掘削	地形 地質 土地の安定性	掘削工法、掘削 深度、杭工事、 底面積、地質の 状況等から定性 的に予測	掘削工事によ る影響が 及ぶ時期	地形・地質・土 地の安定性に係 る環境影響を受 けるおそれがあ る地域

(3) 評価

1) 評価の内容

評価の内容は、予測の内容に準じる。

2) 評価の方法

ア 環境に対する影響緩和の観点

予測結果を踏まえ、環境保全措置等の内容を明らかにし、事業者が実行可能な範囲において、できる限りの影響緩和が図られているかの見解を示すものとする。

イ 環境保全のための目標等との整合の観点

地形・地質に著しい影響を及ぼさないことを環境保全目標に設定し、その目標との整合が図ら

れているか否か評価する。

3.3.11 植物

(1) 調査の手法

植物に係る影響要因と環境要素、並びに調査項目との関係を表 3.3.38 に示す。

表 3.3.38 影響要因と環境要素、並びに調査項目との関係（植物）

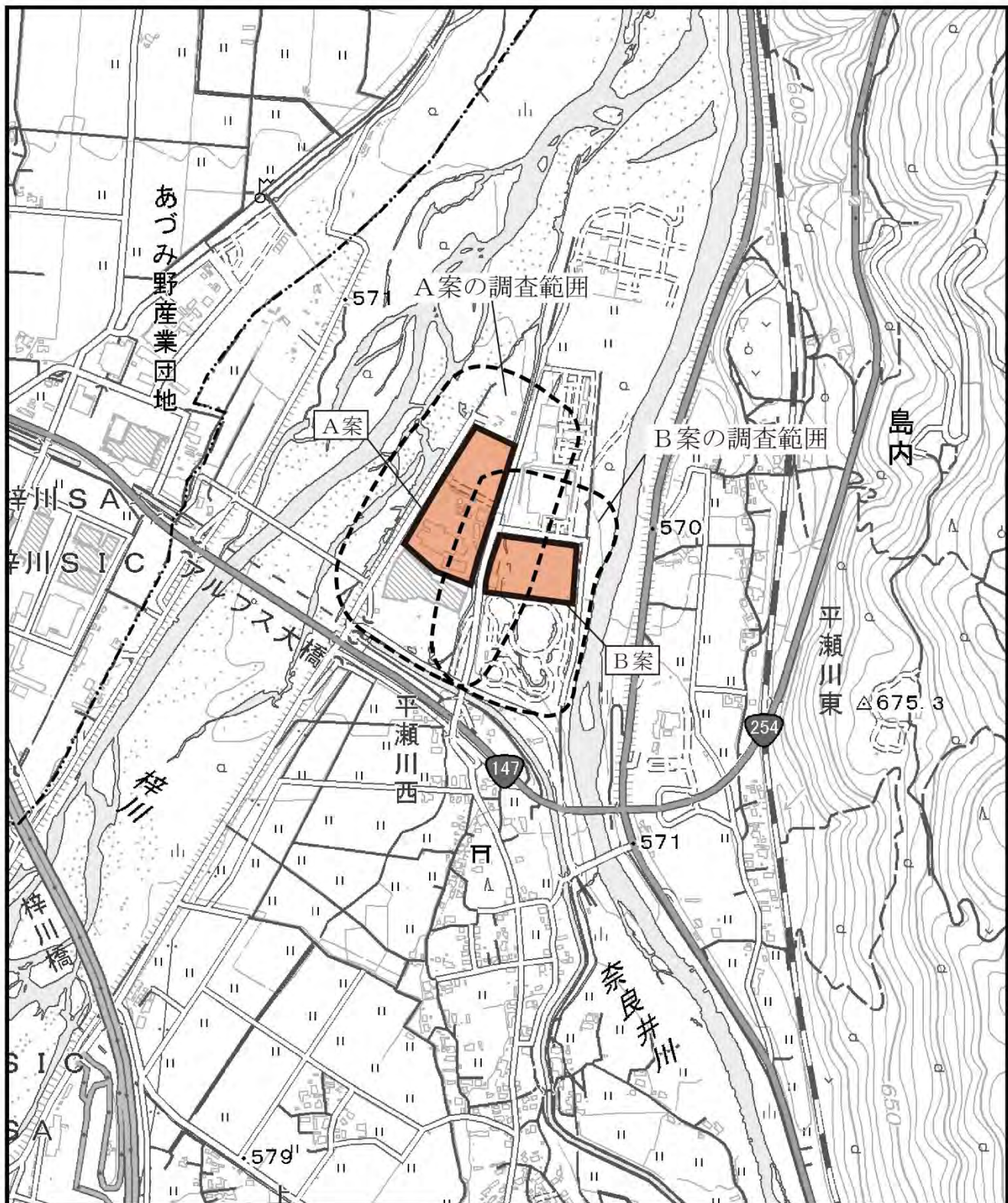
影響要因		環境要素	調査項目
工事による影響	・樹木の伐採 ・土地造成（切土・盛土） ・掘削 ・工作物の撤去・廃棄（建築物の解体等） ・舗装工事・コンクリート工事	植物相 植生 注目すべき個体、集団、種及び群落 （水生植物を含む）	植物相 植生 注目すべき個体、集団、種及び群落
存在・供用による影響	・建築物・工作物等の存在 ・緑化 ・焼却処理施設の稼働		

植物に係る現地調査内容を表 3.3.39 に示す。

また、調査地域を図 3.3.8 に示す。事業の実施により植物に影響を及ぼすと予想される地域とし、対象事業実施区域及びその周辺 200m 以内の範囲を基本とする。

表 3.3.39 植物の調査方法及び調査期間等

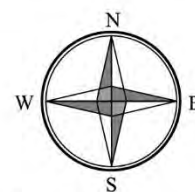
調査項目	調査方法	調査期間・頻度	調査地点
植物相 （水生植物を含む）	現地踏査により植物相を調査	4 回 （早春、春季、夏季、秋季）	対象事業実施区域及びその周辺概ね 200m の範囲 （図 3.3.8 参照）
植生 （水生植物を含む）	現地踏査により植物群落の分布、組成、構造等を調査	2 回 （夏季、秋季）	
注目すべき個体、集団、種及び群落	現地踏査により分布状況、生育環境を調査	4 回 （早春、春季、夏季、秋季）	



凡 例

- 対象事業実施区域 2案
- 行政界
- 植物調査地点

図3.3.8 植物調査地点



Scale 1/10,000

0 100 200 300 400 500 m

この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に作成した。

(2) 予測

植物の予測手法を表 3.3.40 に示す。

表 3.3.40 植物の予測手法

影響要因		予測項目	予測方法	予測対象 時期	予測地域、 予測地点
工事による影響	・樹木の伐採 ・土地造成（切土・盛土）	植物相 植生 注目すべき個体、集団、種及び群落	対象事業の計画と現地調査結果を重ね合わせ、直接的・間接的影響による変化の程度又は消滅の有無について類似事例等により予測	施工による影響が最大となる時期	調査地域に準じる
	・掘削 ・工作物の撤去・廃棄（建築物の解体等） ・舗装工事・コンクリート工事	植物相 植生 注目すべき個体、集団、種及び群落（水生植物を含む）	事業計画及び環境保全措置を踏まえ、「3.3.6水質」「3.3.7水象」の評価結果に基づき類似事例等により予測		
存在・供用による影響	・建築物・工作物等の存在 ・緑化 ・焼却処理施設の稼働	植物相 植生 注目すべき個体、集団、種及び群落（水生植物を含む）	対象事業の計画と現地調査結果を重ね合わせ、直接的・間接的影響による変化の程度又は消滅の有無について類似事例等により予測	施設が定常的に稼働する時期	調査地域に準じる

(3) 評価

1) 評価の内容

評価の内容は、予測の内容に準じる。

2) 評価の方法

ア 環境に対する影響緩和の観点

予測結果を踏まえ、環境保全措置等の内容を明らかにし、事業者が実行可能な範囲において、できる限りの影響緩和が図られているかの見解を示すものとする。

3.3.12 動物

(1) 調査の手法

動物に係る影響要因と環境要素、並びに調査項目との関係を表 3.3.41 に示す。

表 3.3.41 影響要因と環境要素、並びに調査項目との関係（動物）

影響要因		環境要素	調査項目
工事による影響	・ 樹木の伐採 ・ 土地造成（切土・盛土） ・ 掘削 ・ 工作物の撤去・廃棄（建築物の解体等） ・ 舗装工事・コンクリート工事 ・ 建築物の工事	動物相 注目すべき種および個体群	哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、昆虫類、陸産貝類、水生動物（魚類、底生動物）
存在・供用による影響	・ 建築物・工作物等の存在 ・ 緑化 ・ 焼却処理施設の稼働		

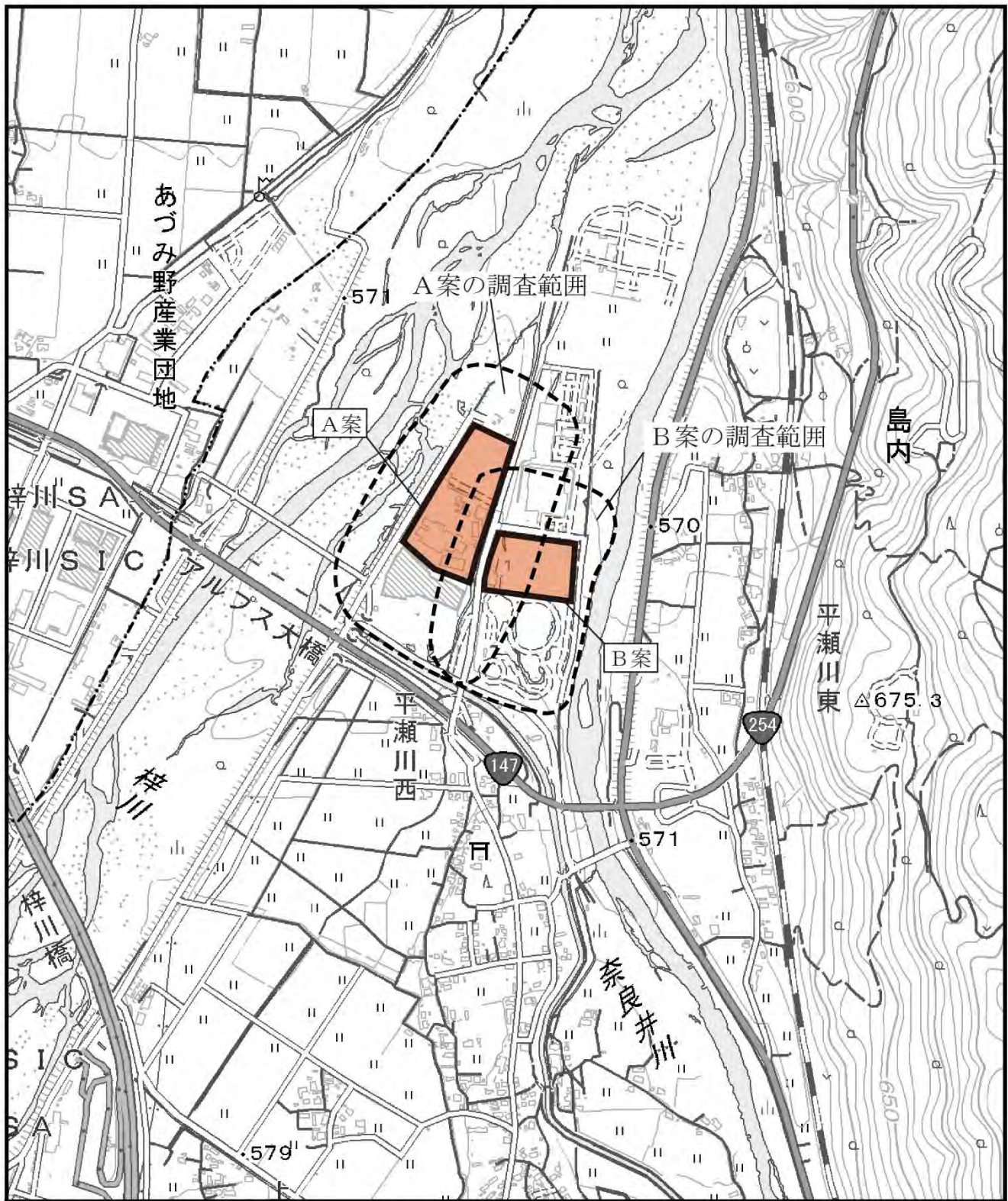
動物に係る現地調査内容を表 3.3.42 に示す。

また、調査地域を図 3.3.9 及び図 3.3.10 に示す。事業の実施により動物に影響を及ぼすと予想される地域とし、対象事業実施区域及びその周辺 200m 以内の範囲を基本とする。ただし、鳥類のうち猛禽類は対象事業実施区域及びその周辺 1km の範囲まで適宜拡大する。

表 3.3.42 動物の調査方法及び調査期間等

調査項目	調査方法	調査期間・頻度	調査地点
哺乳類	任意確認、センサーカメラ、フィールドサイン法、トラップ法等により調査	4 回 (春季、夏季、秋季、冬季に各 1 回)	対象事業実施区域及びその周辺概ね 200m 以内の範囲 (図 3.3.9 参照)
鳥類	ラインセンサス法、ポイントセンサス法及び踏査による任意確認により調査	5 回 (春季、初夏、夏季、秋季、冬季に各 1 回)	
猛禽類*	定点観測及び移動観察、踏査により調査	10 回／繁殖期、2 繁殖期 (3 月～7 月 (繁殖期)、2 回／月程度)	対象事業実施区域及びその周辺 1km の範囲まで適宜拡大 (図 3.3.10 参照)
爬虫類	任意確認及びトラップ法により調査	4 回 (春季、初夏、夏季、秋季に各 1 回)	対象事業実施区域及びその周辺概ね 200m 以内の範囲 (図 3.3.9 参照)
両生類	任意確認により調査	4 回 (春季、初夏、夏季、秋季に各 1 回)	
昆虫類	任意採集、ライトトラップ法、ベイトトラップ法により調査	4 回 (春季、初夏、夏季、秋季に各 1 回)	
陸産貝類	任意確認により調査	4 回 (春季、初夏、夏季、秋季に各 1 回)	
水生動物 (魚類・底生動物)	任意採集及び底生動物コドラート法により調査	4 回 (春季、夏季、秋季、冬季に各 1 回)	

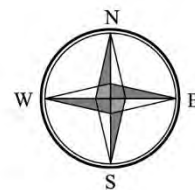
注) *希少猛禽類が確認された場合には、対象種の繁殖期を踏まえ、必要に応じ調査期間・頻度を拡充して生息状況を把握する。



凡 例

- 対象事業実施区域 2案
- 行政界
- 動物調査地点（猛禽類以外）

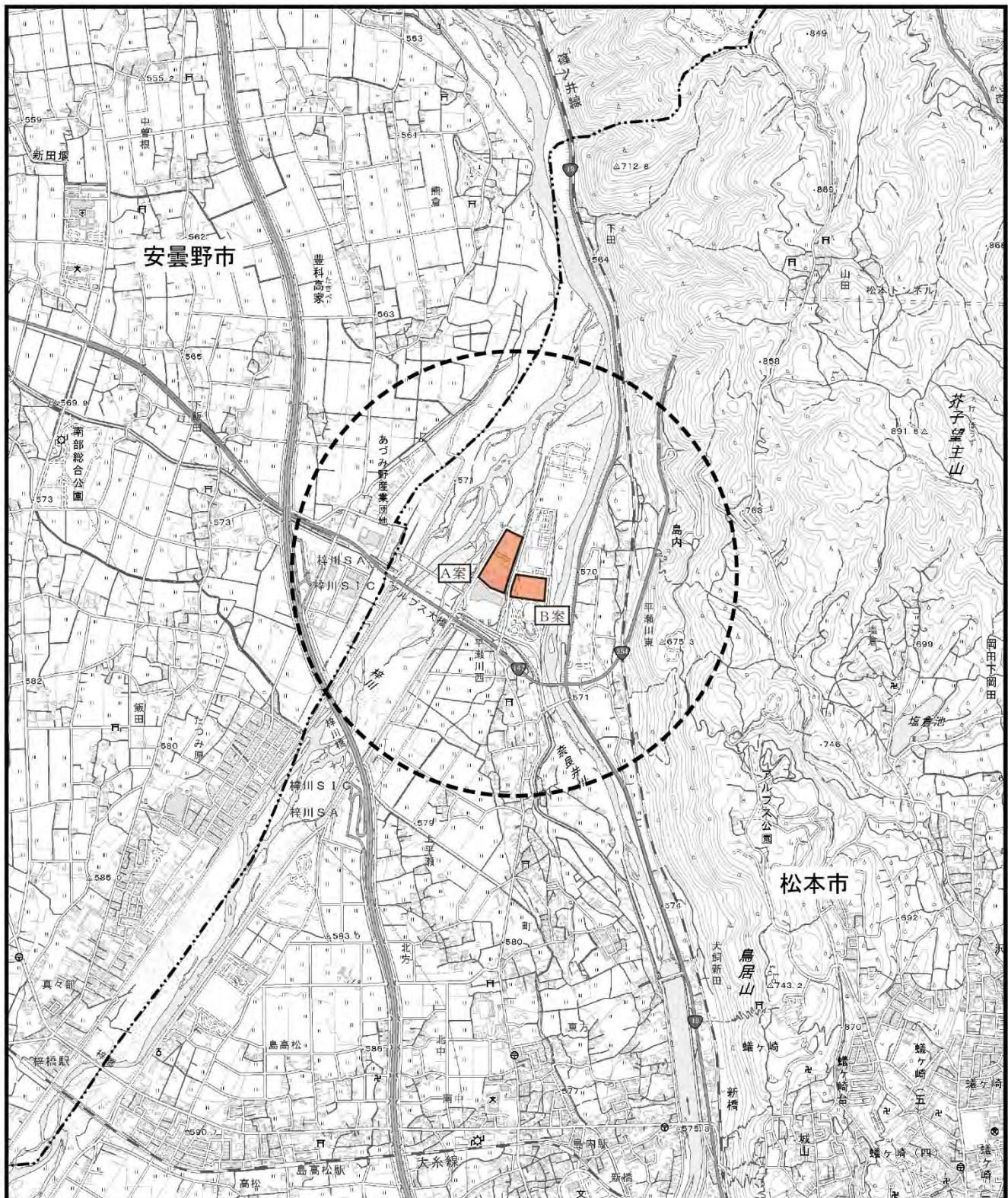
図3.3.9 動物調査地点（猛禽類以外）



Scale 1/10,000

0 100 200 300 400 500 m

この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に作成した。



凡 例



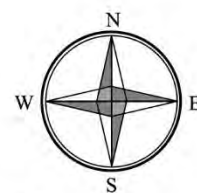
対象事業実施区域

--- 市境



動物調査地点（猛禽類）

図3.3.10 動物調査地点（猛禽類）



Scale 1/25,000

0 500 1,000 1,500m

この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に作成した。

(2) 予測

動物の予測手法を表 3.3.43 に示す。

表 3.3.43 動物の予測手法

影響要因		予測項目	予測方法	予測対象 時期	予測地域、 予測地点
工事による 影響	・樹木の伐採 ・土地造成（切土・盛土） ・建築物の工事	動物相 注目すべき種及び 個体群	対象事業の計画と現地調査結果を重ね合わせ、直接的・間接的影響による変化の程度又は消滅の有無について類似事例等により予測	施工による影響が最大となる時期	調査地域に 準じる
	・掘削 ・工作物の撤去・廃棄（建築物の解体等） ・舗装工事・コンクリート工事	動物相 注目すべき種及び 個体群 （水生動物を含む）	事業計画及び環境保全措置を踏まえ、「3.3.2 騒音」「3.3.3 振動」「3.3.6 水質」「3.3.7 水象」「3.3.11 植物」の評価結果に基づき類似事例等により予測		
存在・ 供用による 影響	・建築物・工作物等の存在 ・緑化 ・焼却処理施設の稼働	動物相 注目すべき種及び 個体群	対象事業の計画と現地調査結果を重ね合わせ、直接的・間接的影響による変化の程度又は消滅の有無について類似事例等により予測	施設が定常的に稼働する時期	調査地域に 準じる

(3) 評価

1) 評価の内容

評価の内容は、予測の内容に準じる。

2) 評価の方法

ア 環境に対する影響緩和の観点

予測結果を踏まえ、環境保全措置等の内容を明らかにし、事業者が実行可能な範囲において、できる限りの影響緩和が図られているかの見解を示すものとする。

3.3.13 生態系

(1) 調査の手法

生態系に係る影響要因と環境要素、並びに調査項目との関係を表 3.3.44 に示す。

表 3.3.44 影響要因と環境要素、並びに調査項目との関係（生態系）

影響要因		環境要素	調査項目
工事による影響	・ 樹木の伐採 ・ 土地造成（切土・盛土） ・ 掘削 ・ 工作物の撤去・廃棄（建築物の解体等） ・ 舗装工事・コンクリート工事 ・ 建築物の工事	生態系	構造、相互関係、指標種
存在・供用による影響	・ 建築物・工作物等の存在 ・ 緑化 ・ 焼却処理施設の稼働		

生態系に係る現地調査内容を表 3.3.45 に示す。

また、調査地域は「3.3.11 植物」「3.3.12 動物」に準じる。

表 3.3.45 生態系の調査方法及び調査期間等

調査項目	調査方法	調査期間・頻度	調査地点
構造	水質、水象、植物及び動物の調査結果を用い、これらを解析する。	「3.3.11 植物」	「3.3.11 植物」
相互関係		「3.3.12 動物」	「3.3.12 動物」
指標種		に準じる	に準じる

(2) 予測

生態系の予測手法を表 3.3.46 に示す。

表 3.3.46 生態系の予測手法

影響要因		予測項目	予測方法	予測対象 時期	予測地域、 予測地点
工事による 影響	・ 樹木の伐採 ・ 土地造成（切土・盛土） ・ 建築物の工事	生態系	対象事業の計画と現地調査結果を重ね合わせ、直接的・間接的影響による変化の程度又は消滅の有無について類似事例等により予測	施工による影響が最大となる時期	調査地域に準じる
	・ 掘削 ・ 工作物の撤去・廃棄（建築物の解体等） ・ 舗装工事・コンクリート工事	生態系	事業計画及び環境保全措置を踏まえ、「3.3.2 騒音」「3.3.3 振動」「3.3.6 水質」「3.3.7 水象」「3.3.11 植物」「3.3.12 動物」の評価結果に基づき類似事例等により予測		
存在・供用による影響	・ 建築物・工作物等の存在 ・ 緑化 ・ 焼却処理施設の稼働	生態系	対象事業の計画と現地調査結果を重ね合わせ、直接的・間接的影響による変化の程度又は消滅の有無について類似事例等により予測	施設が定常的に稼働する時期	調査地域に準じる

(3) 評価

1) 評価の内容

評価の内容は、予測の内容に準じる。

2) 評価の方法

ア 環境に対する影響緩和の観点

予測結果を踏まえ、環境保全措置等の内容を明らかにし、事業者が実行可能な範囲において、できる限りの影響緩和が図られているかの見解を示すものとする。

3.3.14 景観

(1) 調査の手法

景観に係る影響要因と環境要素、並びに調査項目との関係を表 3.3.47 に示す。

表 3.3.47 影響要因と環境要素、並びに調査項目との関係（景観）

影響要因		環境要素	調査項目
存在・供用 による影響	・地形改変 ・樹木伐採後の状態 ・建築物・工作物等の存在 ・緑化	景観資源及び構成要素 主要な景観	景観資源及び構成要素 主要な景観

景観に係る現地調査内容を表 3.3.48 に示す。

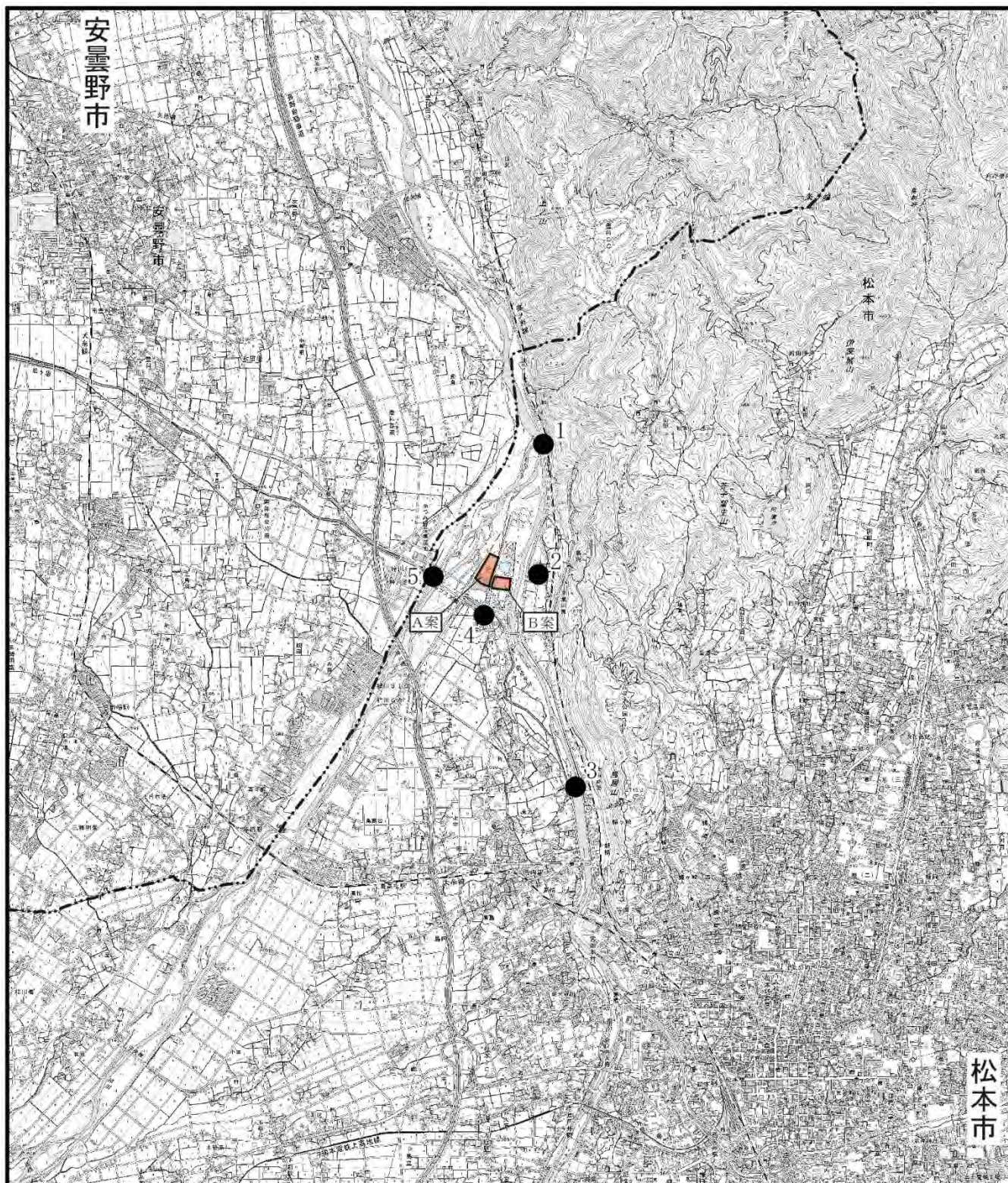
また、調査地点は図 3.3.11 に、その設定理由を表 3.3.49 に示す。調査地点は対象事業実施区域周辺の代表的な眺望地点における代表視点（人が集まる場所や車窓からの視認等を考慮して選定）とした。

表 3.3.48 景観の調査方法及び調査期間等

調査項目	調査方法	調査期間・頻度	調査地点
景観資源及び 構成要素	現地踏査及び写真撮影	1 回	対象事業実施区 域周辺 5 地点 (図 3.3.11 参照)
主要な景観	現地踏査及び写真撮影	4 回 (春季、夏季、秋季、冬季に 各 1 回)	

表 3.3.49 景観に係る現地調査地点の設定理由

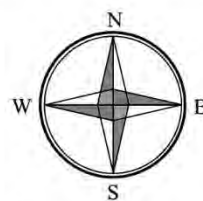
調査項目	地点 番号	地点名	設定理由
主要な景観	1	島内下田地区	一般国道 19 号からの眺望地点であり、安曇野市方面から松本市方面へ向かうとほぼ正面に計画施設が眺望できるため。
	2	平瀬川東地区	奈良井川及び国道 19 号を挟んだ東側の集落であり、西方向に計画施設が眺望できるため。
	3	犬飼新田地区	周辺に犬飼新田の集落がある拾ヶ堰頭首工からの眺望地点であり北方向に計画施設が眺望できるため。
	4	平瀬川西地区	計画施設に近い南側の集落であり、北方向に計画施設が眺望できるため。
	5	アルプス大橋西側	一般国道 147 号からの眺望地点であり、安曇野市方面から松本市方面へ向かうと左斜め前に計画施設が眺望できるため。



凡 例

- 対象事業実施区域 2案
- 市境
- 景観調査地点

図3.3.11 景観調査地点



Scale 1/50,000
 0 1,000 2,000 3,000m

この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。

(2) 予測

景観の予測手法を表 3.3.50 に示す。

表 3.3.50 景観の予測手法

影響要因		予測項目	予測方法	予測対象 時期	予測地域、 予測地点
存在・供用 による影響	・ 樹木伐採後 の状況 ・ 地形改変 ・ 建築物・工作 物等の存在 ・ 緑化	景観資源及び構 成要素 主要な景観	直接的・間接的影響による 変化の程度について、対象 事業計画との重ね合わせ、 フォトモンタージュ法等に より予測	施設が定常 的に稼働す る時期	調査地域に 準じる

(3) 評価

1) 評価の内容

評価の内容は、予測の内容に準じる。

2) 評価の方法

ア 環境に対する影響緩和の観点

予測結果を踏まえ、環境保全措置等の内容を明らかにし、事業者が実行可能な範囲において、
できる限りの影響緩和が図られているかの見解を示すものとする。

イ 環境保全のための目標等との整合の観点

松本市景観計画の景観形成基準等を環境保全目標として、その目標との整合が図られているか
否か評価する。

3.3.15 触れ合い活動の場

(1) 調査の手法

触れ合い活動の場に係る影響要因と環境要素、並びに調査項目との関係を表 3.3.51 に示す。

表 3.3.51 影響要因と環境要素、並びに調査項目との関係（触れ合い活動の場）

影響要因		環境要素	調査項目
工事による影響	・運搬（機材・資材・廃材等） ・樹木の伐採 ・土地造成（切土・盛土） ・掘削 ・工作物の撤去・廃棄（建築物の解体等） ・舗装工事・コンクリート工事 ・建築物の工事	触れ合い活動の場	利用状況 交通状況
存在・供用による影響	・自動車交通の発生 ・焼却処理施設の稼働		

触れ合い活動の場に係る現地調査内容を表 3.3.52 に示す。

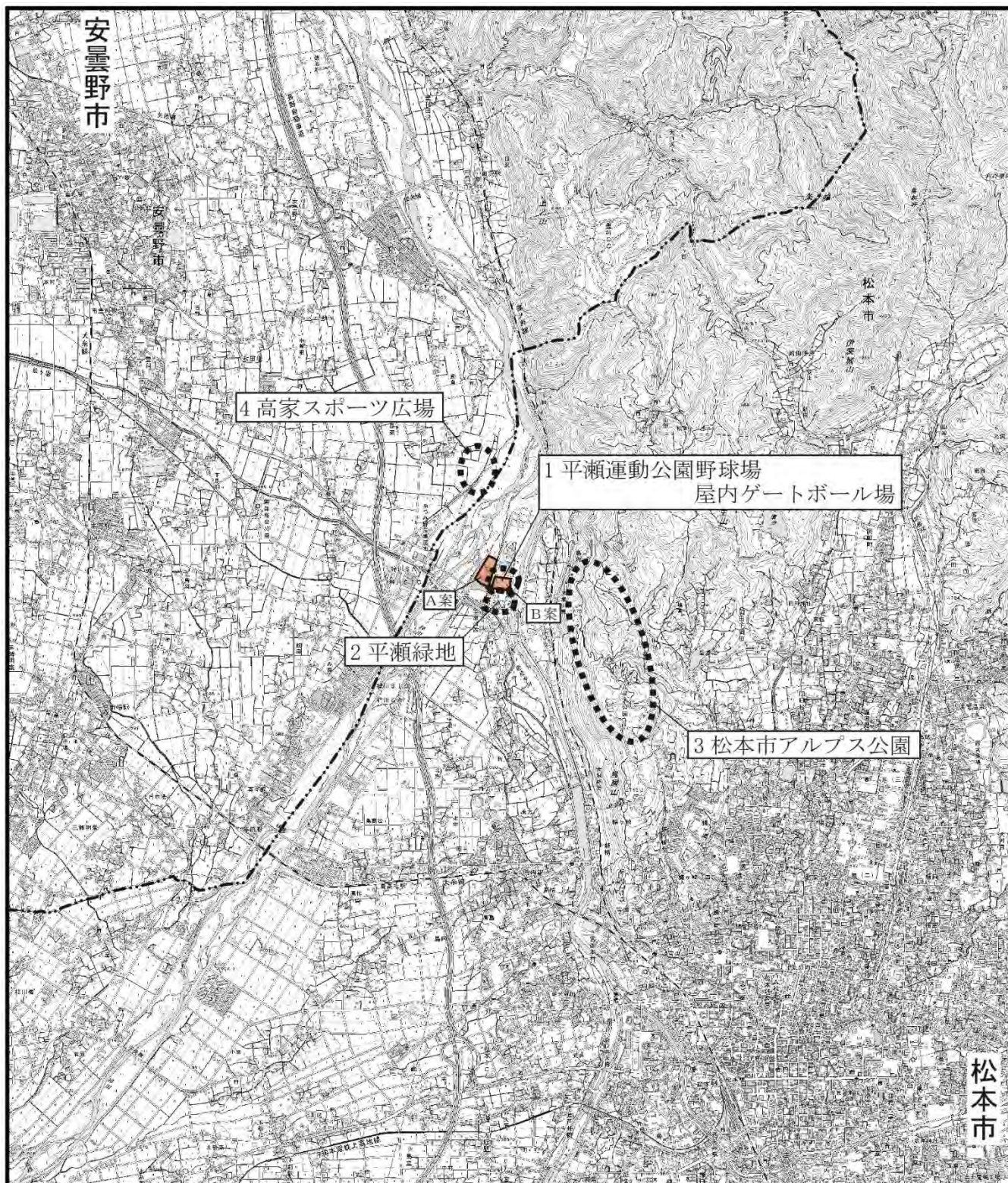
また、調査地点を図 3.3.12 に示す。なお、選定理由を表 3.3.53 に示す。

表 3.3.52 触れ合い活動の場の調査方法及び調査期間等

調査項目	調査方法	調査期間・頻度	調査地点
利用状況	現地踏査及び聞き取り調査による	4 回 （春季、夏季、秋季、冬季に各 1 回）	主要な触れ合い活動の場 4 地点 （図 3.3.12 参照）
交通状況	自動車交通量調査 （3.3.2 騒音及び 3.3.3 振動の現地調査結果を引用）	2 季／年（夏季、冬季） （1 季につき平日、休日の各 1 回） 16 時間連続	対象事業実施区域周辺 3 地点 （図 3.3.2(2) 参照；前出）

表 3.3.53 触れ合い活動の場に係る現地調査地点の設定理由

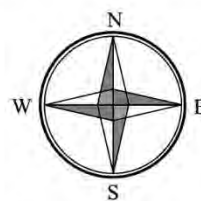
調査項目	地点番号	地点名	設定理由
利用状況	1	平瀬運動公園	対象事業実施区域（B 案）の場所である。ゲートボール場及び野球場が利用されており、触れ合い活動への影響を把握するため。
	2	平瀬緑地	対象事業実施区域の南側に近接している。散策やレジャー等、平日、休日ともに利用されており、触れ合い活動への影響を把握するため。
	3	松本市アルプス公園	大規模な都市公園として人気が高い。年間を通して利用者が多く、触れ合い活動への影響を把握するため。
	4	高家スポーツ広場	対象事業実施区域とは梓川を挟んで北北西側に位置している。野球場とサッカーコートが利用されており、触れ合い活動への影響を把握するため。



凡 例

- 対象事業実施区域 2案
 市境
- 調査地点

図3.3.12 人と自然との触れ合い活動の場調査地点



Scale 1/50,000

0 1,000 2,000 3,000m

この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。

(2) 予測

触れ合い活動の場の予測手法を表 3. 3. 54 に示す。

表 3. 3. 54 触れ合い活動の場の予測手法

影響要因		予測項目	予測方法	予測対象 時期	予測地域、 予測地点
工事による 影響	・運搬 (機材・資材・廃材等) ・樹木の伐採 ・土地造成(切土・盛土) ・掘削 ・工作物の撤去・廃棄 (建築物の解体等) ・舗装工事・コンクリート工事 ・建築物の工事	利用環境の 変化	事業計画及び環境保全措置を踏まえ、 「3. 3. 2 騒音」 「3. 3. 3 振動」 「3. 3. 5 悪臭」の評価結果に基づき予測	施工による 影響が最大 となる時期	調査地域に 準じる
存在・供用 による影響	・自動車交通の発生 ・焼却処理施設の稼働	利用環境の 変化	事業計画、環境保全措置及び地域振興策を踏まえ、「3. 3. 2 騒音」「3. 3. 3 振動」「3. 3. 5 悪臭」の評価結果に基づき予測	施設が定常的に稼働する時期	調査地域に 準じる

(3) 評価

1) 評価の内容

評価の内容は、予測の内容に準じる。

2) 評価の方法

ア 環境に対する影響緩和の観点

予測結果を踏まえ、発生源や車両等についての環境保全措置等の内容を明らかにし、事業者が実行可能な範囲において、できる限りの影響緩和が図られているかの見解を示すものとする。

3.3.16 廃棄物等

(1) 調査の手法

現地調査は実施しない。

(2) 予測

廃棄物等の予測手法を表 3.3.55 に示す。

表 3.3.55 廃棄物等の予測手法

	影響要因	予測項目	予測方法	予測対象 時期	予測地域、 予測地点
工事による 影響	・樹木の伐採 ・土地造成(切土・盛土) ・掘削 ・工作物の撤去・廃棄 (建築物の解体等) ・舗装工事・コンクリート工事 ・建築物の工事 ・廃材・残土等の発生・ 処理	廃棄物の発生 残土等の副産物 の発生	工事の施工計画、環境保全措置及び類似事例の参照等により予測	工事期間 全体	対象事業 実施区域
存在・供用 による影響	・廃棄物の排出・処理	廃棄物	事業計画、環境保全対策及び類似事例の参照等により予測	施設が定期的に稼働する時期	対象事業 実施区域

(3) 評価

1) 評価の内容

評価の内容は、予測の内容に準じる。

2) 評価の方法

ア 環境に対する影響緩和の観点

予測結果を踏まえ、発生源等についての環境保全措置等の内容を明らかにし、事業者が実行可能な範囲において、できる限りの影響緩和が図られているかの見解を示すものとする。

イ 環境保全のための目標等との整合の観点

廃棄物等に係る長野県建設リサイクル推進指針等を環境保全目標として、その目標との整合が図られているか否か評価する。

3.3.17 温室効果ガス等

(1) 調査の手法

現地調査は実施しない。

(2) 予測

温室効果ガス等の予測手法を表 3.3.56 に示す。

焼却の余熱を利用したエネルギー回収・利用の計画を踏まえ、温室効果ガスの排出量を予測し、現施設との比較を行う。

表 3.3.56 温室効果ガス等の予測手法

影響要因		予測項目	予測方法	予測対象 時期	予測地域、 予測地点
存在・供用 による影響	・自動車交通 の発生	温室効果ガス 発生量	現状と将来のごみ収集 車の走行距離の変化か ら、温室効果ガス等の排 出量の増加の程度を予 測	施設が定常 的に稼働す る時期	廃棄物運搬 ルート
	・焼却処理施 設の稼働	温室効果ガス 発生量	事業計画、環境保全対 策及び類似事例等を参 照し、「温室効果ガス排 出量算定・報告マニユ アル」等により温室効果 ガスの排出量を予測し、現 施設の排出量と比較	施設が定常 的に稼働す る時期	対象事業 実施区域

(3) 評価

1) 評価の内容

評価の内容は、予測の内容に準じる。

2) 評価の方法

ア 環境に対する影響緩和の観点

予測結果を踏まえ、発生源等についての環境保全措置等の内容を明らかにし、事業者が実行可能な範囲において、できる限りの影響緩和が図られているかの見解を示すものとする。

イ 環境保全のための目標等との整合の観点

評価を実施する時点で最新の「まつもとゼロカーボン実現計画」及び「長野県ゼロカーボン戦略」における削減目標を環境保全目標として、その目標との整合が図られているか否か評価する。

3.3.18 日照障害

(1) 調査の手法

日照障害に係る影響要因と環境要素、並びに調査項目との関係を表 3.3.57 に示す。

表 3.3.57 影響要因と環境要素、並びに調査項目との関係（日照障害）

影響要因		環境要素	調査項目
存在・供用による影響	・建築物・工作物等の存在	日照障害	日影状況

日照障害に係る現地調査内容を表 3.3.58 に示す。

また、調査地域は、事業の実施により日照障害を及ぼすと予想される範囲とする。

表 3.3.58 日照障害の調査方法及び調査期間等

調査項目	調査方法	調査期間・頻度	調査地点
日影状況	現地踏査により確認する方法	1 回（冬至日）	対象事業実施区域周辺 （日照障害を及ぼすおそれのある範囲）

(2) 予測

日照障害の予測手法を表 3.3.59 に示す。

表 3.3.59 日照障害の予測手法

影響要因		予測項目	予測方法	予測対象時期	予測地域、予測地点
存在・供用による影響	・建築物・工作物等の存在	日照障害	日照障害の影響範囲等を数値シミュレーションにより予測	施設が定常的に稼働する時期以降の冬至日	対象事業実施区域の周辺

(3) 評価

1) 評価の内容

評価の内容は、予測の内容に準じる。

2) 評価の方法

ア 環境に対する影響緩和の観点

予測結果を踏まえ、環境保全措置等の内容を明らかにし、事業者が実行可能な範囲において、できる限りの影響緩和が図られているかの見解を示すものとする。

イ 環境保全のための目標等との整合の観点

「建築基準法」（昭和 25 年 法律第 201 号）の基準等を環境保全目標として、その目標との整合が図られているか否か評価する。

3.3.19 電波障害

(1) 調査の手法

電波障害に係る影響要因と環境要素、並びに調査項目との関係を表 3.3.60 に示す。

表 3.3.60 影響要因と環境要素、並びに調査項目との関係（電波障害）

影響要因		環境要素	調査項目
存在・供用による影響	・建築物・工作物等の存在	電波障害	テレビ電波の受信状況（受信画質、電波の強度、受信形態）

電波障害に係る現地調査内容を表 3.3.61 に示す。

また、調査地域は、事業の実施により電波障害を及ぼすと予想される範囲とする。

表 3.3.61 電波障害の調査方法及び調査期間等

調査項目	調査方法	調査期間・頻度	調査地点
テレビ電波の受信状況（受信画質、電波の強度、受信形態）	「建築物によるテレビ受信障害調査要領」（平成 30 年 6 月（一社）日本 CATV 技術協会）に定める方法等	1 回	対象事業実施区域周辺（電波障害を及ぼすおそれのある範囲）

(2) 予測

電波障害の予測手法を表 3.3.62 に示す。

表 3.3.62 電波障害の予測手法

影響要因		予測項目	予測方法	予測対象時期	予測地域、予測地点
存在・供用による影響	・建築物・工作物等の存在	電波障害	「建造物障害予測の手引き 地上デジタル放送」（平成 17 年 3 月（一社）日本 CATV 技術協会）に示す電波障害予測計算式による方法	施設が定常的に稼働する時期	対象事業実施区域の周辺

(3) 評価

1) 評価の内容

評価の内容は、予測の内容に準じる。

2) 評価の方法

ア 環境に対する影響緩和の観点

予測結果を踏まえ、環境保全措置等の内容を明らかにし、事業者が実行可能な範囲において、できる限りの影響緩和が図られているかの見解を示すものとする。

第4章 方法書作成までの経緯

4.1 配慮書の概要

配慮書の手続き概要を表 4.1.1 に示す。

配慮書に対する住民等（環境の保全の見地からの意見を有する者）からの意見は 47 件（77 項目）であった。

表 4.1.1 配慮書手続の概要

項目	内容
公告日	令和 4 年 1 月 5 日（水）
縦覧期間	令和 4 年 1 月 5 日（水）～令和 4 年 2 月 4 日（金）
縦覧場所	長野県環境部環境政策課、長野県松本地域振興局環境・廃棄物対策課、松本市環境エネルギー部環境・地域エネルギー課、安曇野市市民生活部環境課、塩尻市市民生活事業部生活環境課、山形村住民課、朝日村建設環境課
意見募集期間	令和 4 年 1 月 5 日（水）～令和 4 年 2 月 4 日（金）
意見提出先	松塩地区広域施設組合施設 1 課
意見書の提出件数	47 件（77 項目）
技術委員会	令和 4 年 1 月 13 日（木）、令和 4 年 2 月 17 日（木）
松本市長意見	令和 4 年 2 月 15 日（火）
安曇野市長意見	令和 4 年 2 月 14 日（月）
長野県知事意見	令和 4 年 3 月 18 日（金）

4.2 配慮書に対する意見と事業者の見解

配慮書に対する意見と事業者の見解は、以下に示すとおりである。

4.2.1 住民等の意見と事業者の見解

配慮書に対する住民等の意見は 47 件（77 項目）の提出があった。意見の概要と事業者の見解を表 4.2.1(1)～(9)に示す。

表 4.2.1(1) 配慮書に対する住民等の意見と事業者の見解

	配慮書の該当箇所			意見書の原文	意見書に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
意見書 1	1 章	1.6.3 施設整備の概要	1-9	事業実施想定区域内施設の今後について（食肉工場）立ち退きありきではなく、次の施設建設の道筋をつけてから進めていただきたい。	長野県の畜産事業については、当組合がお答えする立場ではないため、ここでは、環境影響評価配慮書の「工作物の配置案」について、当組合の考え方を示します。 環境影響評価の第1段階である配慮書作成は、工作物の複数案の配置について現時点で具体的な案はありません。事業実施想定区域内で、最も外側の箇所を複数調査することで、環境への影響度の最も大きい値を評価することができると、最南、最北、最西を調査・予測・評価の対象個所としています。具体的な建設場所については、来年度策定予定の基本計画で検討を行います。
	1 章	1.6.4 実施予定期間	1-10	事業期間について 長野県食肉公社及び長野県農協直販と十分に話し合い、移転の目的が立つまでは計画をすすめないこと。	
	—	その他	—	食肉工場の移転候補地について 移転候補地の紹介など誠意のある対応をすること。	
意見書 3	1 章	1.6.2 事業実施想定区域の位置	1-6	ごみ処理施設建設候補地の範囲について 建設候補地から食肉公社の敷地をはずしていただきたい。	
	1 章	1.6.2 事業実施想定区域の位置 1.6.4 実施予定期間	1-6、 1-10	事業期間について（食肉工場立退き関連） 次の代替地が決まり、新たな食肉処理場の建設の目的がつかまで、食肉公社の利用ができるよう時期の延長をお願いしたい。	
意見書 4	1 章	1.6.3 施設整備の概要 1.6.4 実施予定期間 1.7.2複数案の設定	1-9～13	事業に係る工作物の配置に関する複数案の設定について（食肉工場）北側案で良いのでは。 食肉工場の移設には金額がかかり急に移設させるのは乱暴ではないか。 長野県の食肉事業の撤退を暗に示唆しているようで遺憾に思う。	長野県の畜産事業については、当組合がお答えする立場ではないため、ここでは、環境影響評価配慮書の「工作物の配置案」について、当組合の考え方を示します。 環境影響評価の第1段階である配慮書作成は、工作物の複数案の配置について現時点で具体的な案はありません。事業実施想定区域内で、最も外側の箇所を複数調査することで、環境への影響度の最も大きい値を評価することができると、最南、最北、最西を調査・予測・評価の対象個所としています。具体的な建設場所については、来年度策定予定の基本計画で検討を行います。
	—	その他	—	食肉工場の老朽化について 今の場所ですぐ永続的な稼働は不可能だと思うので、どこで、いつ、だれが、どのようにするべきか、お互い歩み寄りの中で答えを探してはいか	
意見書 5	1 章	1.6.2 事業実施想定区域の位置 1.6.4 実施予定期間	1-6、 1-10	事業期間について（食肉工場立退き関連） 次の屠畜場施設が見つかるまでの存続を切にお願い申し上げます。	
	1 章	1.6.2 事業実施想定区域の位置 1.6.4 実施予定期間	1-6、 1-10	事業期間について（食肉工場立退き関連） 次の屠畜場施設が見つかるまでの存続を切にお願い申し上げます。	
	1 章	1.6.2 事業実施想定区域の位置 1.6.4 実施予定期間	1-6、 1-10	事業期間について（食肉工場立退き関連） 次の屠畜場施設が見つかるまでの存続を切にお願い申し上げます。	

表 4. 2. 1 (2) 配慮書に対する住民等の意見と事業者の見解

意見書 6	1 章	1. 6. 2 事業実施 想定区域の位置 1. 6. 4 実施予定 期間	1-6、 1-10	事業期間について（食肉工場立退き関連） 今後の食肉処理場の方向性と移転先が見つかるとは、現在の場所での営業を続けさせていただきますようご意見致します。	2 頁に記載のとおり
	1 章	1. 6. 2 事業実施 想定区域の位置	1-6	ごみ処理施設建設候補地の範囲について 公社の敷地を新ごみ処理施設建設候補地から外して頂きますようご意見致します。	
意見書 7	1 章	1. 6. 2 事業実施 想定区域の位置	1-6	ごみ処理施設建設候補地の範囲について 食肉公社の敷地を除き、長野県の畜産業を守り、盛り上げていくような対応をしていただきたい。	
	1 章	1. 6. 2 事業実施 想定区域の位置 1. 6. 4 実施予定 期間	1-6、 1-10	事業期間について（食肉工場立退き関連） 今後の食肉処理場の方向性と移転先が見つかるとは、現在の場所での営業を続けさせていただきますようご意見致します。	
意見書 8	1 章	1. 6. 2 事業実施 想定区域の位置	1-6	ごみ処理施設建設候補地の範囲について 公社の敷地を候補地から外して頂きますよう要望致します。	
	—	その他	—	食肉処理施設について 施設の重要性と生産農家の意向をくみ取られ、現在の施設の存続を哀願するもの。	
意見書 9	1 章	1. 6. 2 事業実施 想定区域の位置 1. 6. 4 実施予定 期間	1-6、 1-10	事業期間について（食肉工場立退き関連） 今後の食肉処理場の方向性と移転先が見つかるとは、現在の場所での営業を続けさせていただきますよう要望致します。	
	1 章	1. 6. 2 事業実施 想定区域の位置	1-6	ごみ処理施設建設候補地の範囲について 公社の敷地を新ごみ処理施設建設の候補地から外して頂きますよう要望致します。	

表 4. 2. 1 (3) 配慮書に対する住民等の意見と事業者の見解

意見書 1 1	1 章	1. 6. 2 事業実施 想定区域の位置 1. 6. 4 実施予定 期間	1-6、 1-10	事業期間について（食肉工場立退き関連） 移転候補地が見つかるまでは公社の営業の存続を要望します。	2 頁に記載のとおり
意見書 1 2	1 章	1. 6. 2 事業実施 想定区域の位置 1. 6. 4 実施予定 期間	1-6、 1-10	事業期間について（食肉工場立退き関連） 共に良い形で構想を再考して建設までの時間の猶予と移転等の検討課題 に関する総合的な協議をいただくと方向でもう一度ご検討頂きたく、 お願い申し上げます。	
意見書 1 3	—	その他	—	食肉処理施設について 食肉関連施設の事業継続、または代替候補地の選定をお願いします。	
意見書 1 4	1 章	1. 6. 2 事業実施 想定区域の位置 1. 6. 4 実施予定 期間	1-6、 1-10	事業期間について（食肉工場立退き関連） 移転候補地が決定し、新施設の目的がたつまで現在の場所の事業継続を 許可して頂きますようお願いいたします。	
意見書 1 5	1 章	1. 6. 2 事業実施 想定区域の位置 1. 6. 4 実施予定 期間	1-6、 1-10	事業期間について（食肉工場立退き関連）、ごみ処理施設建設候補地の 範囲について 長野県食肉合理化計画（令和 3 年 6 月）で定める令和 1 2 年度までは、 現在の場所です畜畜出来るようご配慮いただき、クリーンセンターの候補 地を他の場所に設置いただくようご検討願います。	
	—	その他	—	食肉公社の移設申請について 新聞報道にあった長野県食肉公社に対する令和 6 年度までの移設申請に ついては、撤回いただくよう要望します。	
意見書 1 6	1 章	1. 6. 2 事業実施 想定区域の位置 1. 6. 4 実施予定 期間	1-6、 1-10	事業期間について（食肉工場立退き関連）、ごみ処理施設建設候補地の 範囲について 長野県食肉合理化計画（令和 3 年 6 月）で定める令和 1 2 年度までは、 現在の場所です畜畜出来るようご配慮いただき、クリーンセンターの候補 地を他の場所に設置いただくようご検討願います。	
	—	その他	—	食肉公社の移設申請について 新聞報道にあった長野県食肉公社に対する令和 6 年度までの移設申請に ついては、撤回いただくよう要望します。	

表 4. 2. 1 (4) 配慮書に対する住民等の意見と事業者の見解

意見書 17	1 章	1. 6. 2 事業実施 想定区域の位置 1. 6. 4 実施予定 期間	1-6、 1-10	事業期間について（食肉工場立退き関連）、ごみ処理施設建設候補地の 範囲について 長野県食肉合理化計画（令和3年6月）で定める令和12年度までは、 現在の場所で屠畜出来るようご配慮いただき、クリーンセンターの候補 地を他の場所に設置いたいただくようご検討願います。
	—	その他	—	食肉公社の移設申請について 新聞報道にあった長野県食肉公社に対する令和6年度までの移設申請に ついては、撤回いただくよう要望します。
意見書 18	1 章	1. 6. 2 事業実施 想定区域の位置 1. 6. 4 実施予定 期間	1-6、 1-10	事業期間について（食肉工場立退き関連）、ごみ処理施設建設候補地の 範囲について 長野県食肉合理化計画（令和3年6月）で定める令和12年度までは、 現在の場所で屠畜出来るようご配慮いただき、クリーンセンターの候補 地を他の場所に設置いたいただくようご検討願います。
	—	その他	—	食肉公社の移設申請について 新聞報道にあった長野県食肉公社に対する令和6年度までの移設申請に ついては、撤回いただくよう要望致します。
意見書 19	1 章	1. 6. 2 事業実施 想定区域の位置 1. 6. 4 実施予定 期間	1-6、 1-10	事業期間について（食肉工場立退き関連）、ごみ処理施設建設候補地の 範囲について 長野県食肉合理化計画で定める令和12年度までは、現在の場所で屠畜 出来るようご配慮頂き、クリーンセンターの候補地を他の場所に設置い ただくようご検討願います。
	—	その他	—	食肉公社の移設申請について 新聞報道にあった公社に対する令和6年度までの移設申請については、 撤回いただくよう要望いたします。
意見書 20	—	その他	—	ごみ処理施設建設計画について（食肉工場に関連） 計画の見直しをお願いするとともに、時間をかけた協議を経て代替案の 作成をお願いしたいと要望いたします。
意見書 21	1 章	1. 6. 2 事業実施 想定区域の位置 1. 6. 4 実施予定 期間	1-6、 1-10	事業期間について（食肉工場立退き関連） 新しい施設が整うまでの間は現在の施設を活用できるよう検討をお願い します
	—	その他	—	食肉公社の今後について 食肉処理施設の移転・新設については、JAとしても最大限その実現に向 けて努力していく、組合構成市村に置かれても、移転・新設に向けご支援 をお願いします。

2 頁に記載のとおり

表 4. 2. 1 (5) 配慮書に対する住民等の意見と事業者の見解

意見書 22	1 章	1. 6. 2 事業実施 想定区域の位置	1-6	ごみ処理施設建設候補地の範囲について 新ごみ処理施設建設の西地区を候補地から外して下さい。
意見書 23	—	その他	—	食肉公社の今後について 松本食肉公社を存続させ、常に新鮮な商品を供給できます様、ご配慮下さい。
意見書 24	1 章	1. 6. 2 事業実施 想定区域の位置 1. 6. 4 実施予定 期間	1-6、 1-10	事業期間について（食肉工場立退き関連）、ごみ処理施設建設候補地の 範囲について 長野県食肉合理化計画（令和3年6月）で定める令和12年度までは、 現在の場所で屠畜出来るようご配慮いただき、クリーンセンターの候補 地を他の場所に設置いただくようご検討願います。
	—	その他	—	食肉公社の移設申請について 新聞報道にあった公社に対する令和6年度までの移設申請については、 撤回いただくよう要望いたします。
意見書 25	1 章	1. 6. 2 事業実施 想定区域の位置 1. 6. 4 実施予定 期間	1-6、 1-10	事業期間について（食肉工場立退き関連）、ごみ処理施設建設候補地の 範囲について 長野県食肉合理化計画（令和3年6月）で定める令和12年度までは、 現在の場所で屠畜出来るようご配慮いただき、クリーンセンターの候補 地を他の場所に設置いただくようご検討願います。
	—	その他	—	食肉公社の移設申請について 新聞報道にあった公社に対する令和6年度までの移設申請については、 撤回いただくよう要望いたします。
意見書 26	—	その他	—	畜産事業について 信州ブランドの畜産物は、地元の食肉施設から提供できる体制とするべ き。
	—	その他	—	畜産事業について 酪農関係の廃用牛を扱う場所はどうするのか。
	—	その他	—	畜産事業について 県内養豚経営の出荷先の位置づけはどうするのか。
	—	その他	—	畜産事業について 家畜の日常管理で発生する事故畜を扱う場所はどうするのか。

2 頁に記載のとおり

表 4. 2. 1 (6) 配慮書に対する住民等の意見と事業者の見解

意見書 27	1章	1. 6. 2 事業実施 想定区域の位置 1. 6. 4 実施予定 期間	1-6、 1-10	事業期間について（食肉工場立退き関連） 会社の今後の方向性や代替地が決定するまで、現在の場所で同規模の事業を継続して頂きますよう要望致します。
	1章	1. 6. 2 事業実施 想定区域の位置	1-6	ごみ処理施設建設候補地の範囲について ごみ処理施設建設候補地から公社を除外して頂きますようお願いいたします。
意見書 28	1章	1. 6. 2 事業実施 想定区域の位置 1. 6. 4 実施予定 期間	1-6、 1-10	事業期間について（食肉工場立退き関連）、ごみ処理施設建設候補地の範囲について 代替え移転地の決定を待ってからにしてほしい。あるいは他の地に建設することを強く望む。
	—	その他	—	ごみ処理施設建設事業に関して 唐突にごみ焼却施設のスケジュール感を発表することで松本の食肉公社が廃止に追い込まれ、北信に想定外の負荷がかかるような状況は作らないよう要望します。
意見書 29	—	その他	—	食肉公社の移設申請について 新聞報道にあった長野県食肉公社に対する令和6年度までの移設申請については、撤回いただくよう要望します。
	—	その他	—	南信地域の食肉公社について 南信に食肉センターの施設を願います。 飯田食肉公社の廃業は何だったんですか。
意見書 30	—	その他	—	今後の畜産事業について 松本市・松塩地区広域施設組合・長野県・全農長野の4者での協議の検討を願います。
	1章	1. 6. 4 実施予定 期間	1-10	事業期間について 実施予定の見直しの検討をすべき。
意見書 31	1章	1. 6. 2 事業実施 想定区域の位置	1-6	ごみ処理施設建設候補地の範囲について 現在地でのローテーション建設方式の検討をお願いします。
	—	その他	—	食肉工場の移転候補地について 代替地の斡旋、調整をお願いします。

2 頁に記載のとおり

表 4. 2. 1 (7) 配慮書に対する住民等の意見と事業者の見解

意見書 32	—	その他	—	食肉処理施設について 現状のままの事業継続をお願いしたいと思います。
	—	その他	—	食肉処理施設について 県、中信地域の行政、生産者による食肉処理施設の今後についての話し合いの場を希望いたします。
意見書 33	1章	1. 6. 2 事業実施 想定区域の位置 1. 6. 4 実施予定 期間	1-6、 1-10	事業期間について（食肉工場立退き関連）、ごみ処理施設建設候補地の範囲について 長野県食肉合理化計画（令和3年6月）で定める令和12年度までは、現在の場所です。屠畜出来るようご配慮いただき、クリーンセンターの候補地を他の場所に設置いただくようご検討願います。
	—	その他	—	食肉公社の移設申請について 新聞報道にあった長野県食肉公社に対する令和6年度までの移設申請については、撤回いただくよう要望します。
意見書 34	1章	1. 6. 2 事業実施 想定区域の位置 1. 6. 4 実施予定 期間	1-6、 1-10	事業期間について（食肉工場立退き関連）、ごみ処理施設建設候補地の範囲について 長野県食肉合理化計画（令和3年6月）で定める令和12年度までは、現在の場所です。屠畜出来るようご配慮いただき、クリーンセンターの候補地を他の場所に設置いただくようご検討願います。
	—	その他	—	食肉公社の移設申請について 新聞報道にあった長野県食肉公社に対する令和6年度までの移設申請については、撤回いただくよう要望します。
意見書 35	1章	1. 6. 2 事業実施 想定区域の位置	1-6	ごみ処理施設建設候補地の範囲について 是が非でもクリーンセンターの建設候補地から食肉公社の敷地を外すように切にいち畜産農家を営む者としてお願いしたいと思います。
意見書 36	1章	1. 6. 2 事業実施 想定区域の位置 1. 6. 4 実施予定 期間	1-6、 1-10	事業期間について（食肉工場立退き関連）、ごみ処理施設建設候補地の範囲について 長野県食肉合理化計画（令和3年6月）で定める令和12年度までは、現在の場所です。屠畜出来るようご配慮いただき、クリーンセンターの候補地を他の場所に設置いただくようご検討願います。
	—	その他	—	食肉公社の移設申請について 新聞報道にあった長野県食肉公社に対する令和6年度までの移設申請については、撤回いただくよう要望します。

2 頁に記載のとおり

表 4. 2. 1 (8) 配慮書に対する住民等の意見と事業者の見解

意見書 37	1 章	1. 6. 2 事業実施 想定区域の位置 1. 6. 4 実施予定 期間	1-6、 1-10	事業期間について（食肉工場立退き関連）、ごみ処理施設建設候補地の 範囲について 長野県食肉合理化計画（令和3年6月）で定める令和12年度までは、 現在の場所で屠畜出来るようご配慮いただき、クリーンセンターの候補 地を他の場所に設置いたどうかよくご検討願います。
	—	その他	—	食肉公社の移設申請について 新聞報道にあった長野県食肉公社に対する令和6年度までの移設申請 については、撤回いたどうかよく要望します。
意見書 38	—	その他	—	食肉公社の今後について できれば、現在の場所で継続して屠場業務を行っていただきたい。
意見書 39	—	その他	—	食肉公社の土地返還について 短期間で移設しろという松本市の進め方は強引で一方的であると感じる。
意見書 40	—	その他	—	食肉公社の今後について 現在の場所での継続営業を希望する。
意見書 41	—	その他	—	食肉公社の今後について 現在の場所での継続営業を希望する。
意見書 42	1 章	1. 6. 4 実施予定 期間	1-10	事業期間について 県内の食肉処理施設の方向性がつくまでの間、松本の施設利用をお願い致 します。
	1 章	1. 6. 3 施設整 備の概要 1. 7. 2 複数案の 設定	1-9、 1-11～13	事業に係る工作物の配置に関する複数案の設定について（食肉工場） 北側案、南側案で検討をお願い致します。
意見書 43	1 章	1. 6. 2 事業実施 想定区域の位置 1. 6. 4 実施予定 期間	1-6、 1-10	事業期間について（食肉工場立退き関連）、ごみ処理施設建設候補地の 範囲について 新規施設への移設の方向性が決定されるまで、現在の長野県食肉公社施 設を維持いただけるようご配慮いただき、クリーンセンターの候補地を 他の場所に設置願います。

2 頁に記載のとおり

表 4. 2. 1 (9) 配慮書に対する住民等の意見と事業者の見解

意見書 44	1 章	1. 6. 2 事業実施 想定区域の位置 1. 6. 4 実施予定 期間	1-6、 1-10	事業期間について（食肉工場立退き関連）、ごみ処理施設建設候補地の 範囲について 新施設の建設までは、現在の場所だと畜できるよう、クリーンセンター 候補地から除外いただきたいと要望いたします。	2 頁に記載のとおり
意見書 45	—	その他	—	ごみ処理施設計画について 畜産関係者に配慮した説明と計画を示していただきたい。	
意見書 46	1 章	1. 6. 4 実施予定 期間	1-10	事業期間について 移転先で新たな食肉処理施設が設立するまで現在の場所での継続営業と したい。	
意見書 47	1 章	1. 6. 2 事業実施 想定区域の位置 1. 6. 4 実施予定 期間	1-6、 1-10	事業期間について（食肉工場立退き関連） 新しい施設が整うまでの間は現在の施設を活用できるよう検討をお願い します。	
	—	その他	—	食肉公社の今後について 食肉処理施設の移転・新設については、JAとしても最大限その実現に向 けて努力していく、組合構成市村に置かれても、移転・新設に向けご支援 をお願いします。	
	—	その他	—	ごみ処理施設計画について マスコミ報道により、県内生産者は不安を抱えている状況にあり、今後 その不安を解消するような丁寧な説明をお願いします。	

4.2.2 知事意見と事業者の見解

配慮書に対する知事意見と事業者の見解を表 4.2.2(1)～(2)に示す。

表 4.2.2 (1) 配慮書に対する知事の意見と事業者の見解

番号	区分	意見の概要	事業者の見解
1	全般	環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）手続においては、事業計画の詳細を可能な限り具体的なものにするとともに、事業計画を十分に踏まえ、適切な環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定すること。 また、地域に価値を創出する施設として、いわゆるポジティブアセスの観点から、良好な環境の創出に寄与する環境項目も積極的に選定すること。	方法書の事業計画の詳細は、現段階で可能な限り詳しく記述しました。準備書以降でも可能な限り事業計画の詳細を記述します。 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法は、現段階での事業計画を基に環境影響が大きくなるおそれのある場合を踏まえて選定しました。 ポジティブアセスの観点から、ラーラ松本や周辺の自然と融合した環境学習機能を含む「平瀬環境エリア」の創出を「触れ合い活動の場」で扱います。また、焼却の余熱を利用したエネルギー回収・利用については「温室効果ガス等」の項目で扱います。
2	全般	方法書以降の手続においては、本事業が環境に与える影響について、地域住民が現況施設との差を容易に理解できるよう、調査、予測及び評価の結果を丁寧に記載し、分かりやすい図書となるよう努めること。	方法書以降において、事業が環境に与える影響について、地域住民が現況施設との差を容易に理解できるよう、調査、予測及び評価の結果を丁寧に記載し、分かりやすい図書となるよう努めます。
3	全般	事業計画の検討に当たっては、地域住民、関係市町村等から寄せられた意見等に十分配慮するとともに、検討の経緯及び内容について、地域住民等に対する積極的な公開や丁寧な説明に努めること。	事業計画は、基本構想検討委員会により、地域住民の意見を取り入れながら、専門的・学術的見解も併せて検討してきました。今後も、検討の経緯及び内容を地元町会や町会長会で十分説明しながら、事業計画を策定していきます。
4	事業計画	事業計画の策定に当たっては、現況施設の排ガス等の測定値や周辺の現況調査の結果を踏まえ、現況の環境を悪化させることのない施設とするよう努めること。	事業計画の策定に当たっては、現況施設の排ガス等の測定値や周辺の現況調査の結果を踏まえ、現況の環境を悪化させることのない施設とするよう努めます。
5	水質、水象	地下の掘削を行う場合は、掘削に伴う排水などにより環境への影響が懸念されることから、方法書において地下水等を環境要素として選定し、事業計画を踏まえた適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。	地下の掘削を行う可能性が高いため、方法書では水質及び地下水を環境要素として選定し、掘削に伴う排水などによる水生生物や地下水位、湧水へ影響を扱うこととしました。

表 4.2.2 (2) 配慮書に対する知事の意見と事業者の見解

番号	区分	意見の概要	事業者の見解
6	植物、動物、生態系	河川敷におけるアオハダトンボ、カワラバッタ、カワラニガナなど、事業実施想定区域及びその周辺に希少種が生息・生育している可能性があることを踏まえ、「安曇野市版レッドデータブック」など、事業実施想定区域に隣接する安曇野市に関する文献も確認した上で、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。	「安曇野市版レッドデータブック」など安曇野市に関する文献も確認し、河川敷に生息・生育する希少種等に十分注意して調査を実施します。また、適切に予測・評価を行います。
7	植物、動物、生態系	事業実施想定区域周辺は、ミヤマシジミ及びクロツバメシジミの生息地となっているため、生息環境の保全に十分配慮すること。 また、方法書以降の手続においては、専門家等の助言を踏まえ、食草の分布等の必要な調査を行い、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を適切に選定すること。	ミヤマシジミ及びクロツバメシジミの生息環境の保全に十分配慮します。 現地調査及び予測、環境保全措置の検討に当たっては、専門家等の助言を踏まえ必要な調査を行い、適切な予測及び評価となるよう努めます。
8	植物、動物、生態系	事業実施想定区域内の南側に位置する平瀬緑地には、湧水を起源とする水路や池が存在し、在来種や希少種の水草が生育する良好な水辺の環境を形成しているため、環境の保全に十分配慮すること。 また、その他の湧水が確認された場合は、希少種等が生息・生育している可能性があるため、調査地点に含めること。	平瀬緑地内の湧水起源の水路や池、その他の湧水に特に留意して調査を行い、在来種や希少種の水草の生育状況を把握します。 また、湧水起源の水路や池、その他の湧水の環境の保全に十分配慮します。
9	景観	環境保全措置として想定している敷地内の緑化については、その内容を踏まえ、方法書以降の手続において適切な調査、予測及び評価の方法を選定すること。	敷地内の緑化については、準備書以降、可能な範囲で環境保全措置の内容を具体化し、その内容を踏まえた調査、予測及び評価を行います。

4.2.3 関係市町村長の意見と事業者の見解

配慮書に対する松本市長の意見と事業者の見解を表 4.2.3 に、安曇野市長の意見と事業者の見解を表 4.2.4 に示す。

表 4.2.3 配慮書に対する松本市長の意見と事業者の見解

番号	区分	意見の概要	事業者の見解
1	2.3.6 景観・文化財の状況 (1) 景観	周辺の景観と調和するよう、景観計画等を遵守されたい。(田園集落地域の景観形成基準、建築物の高さ 10m を超えるため、高さ制限の緩和について景観審議会への意見聴取と、市長の許可が必要)	周辺の景観と調和するよう、「松本市景観計画」を遵守します。
2	1.6.3 施設整備の概要	配慮書 P1-9 の表 1.6.2 に記載のある平瀬緑地の運営主体は、貴組合でなく松本市であるため、修正願いたい。	記述に誤りがありました。 方法書以降では記述を改めます。
3	2.2.8 地域の環境に係る方針等の状況 (4) ごみ処理に関する主な施策	配慮書 P2-72 に、第 3 次松本市環境基本計画(平成 28 年度改訂版)についての記載があるが、同計画は、経済・社会とつなぐまつもと環境戦略(第 4 次松本市環境基本計画)に改定済みであるため、修正願いたい。	方法書以降では、最新版を基に記述します。
4	4.2 景観 (4) 調査結果	配慮書 P4-28 に記載のある松本市都市計画マスタープランについては、令和 3 年度末に改定を予定しているため、留意されたい。	方法書以降では、改定された松本市都市計画マスタープランを参照します。

表 4.2.4 配慮書に対する安曇野市長の意見と事業者の見解

番号	区分	意見の概要	事業者の見解
1	2.3.4 動植物の生息又は生育、植物及び生態系の状況 (1) 動物 (3) 生態系	昆虫類について、事業実施想定区域の北西側（安曇野市側）対岸に中信国際射撃場があるが、その周辺河川敷はチョウ、トンボなどの生息に比較的よい環境である。ミヤマシジミ（安曇野市 RDB: 準絶滅危惧）やクロツバメシジミ（安曇野市: 準絶滅危惧）、アオハダトンボ（安曇野市 RDB: 準絶滅危惧）などが生息すると考えられる。加えて、河川敷の砂礫地にはカワラバタ（安曇野市 RDB: 準絶滅危惧）が生息している可能性が高い。そのため、これらの昆虫が事業実施想定区域の西から北にかけての河川敷周辺に生息している可能性がある。また、アオハダトンボなどのトンボ類や水生昆虫は平瀬緑地及び平瀬運動公園内の水路や池などで発生している可能性もあるため、現地調査時に注意する必要がある。	ご指摘いただいたミヤマシジミ、クロツバメシジミ、アオハダトンボ、カワラバタの生息可能性に十分留意して調査を行い、予測・評価、保全対策の検討を行います。 また、平瀬緑地及び平瀬運動公園内の水路や池などの水辺にも十分留意して調査を行い、予測・評価、保全対策の検討を行います。
2	同上	鳥類について、イカルチドリ（安曇野市 RDB: 準絶滅危惧）やコチドリ（安曇野市 RDB: 準絶滅危惧）などは河川敷の砂礫地で、猛禽類は高木でそれぞれ営巣する。これらの鳥類は繁殖の時期に事業の影響範囲内で営巣がないか、注意することが望ましい。	ご指摘いただいたイカルチドリ、コチドリは河川敷の砂礫地について、猛禽類は高木のある範囲について、それぞれの繁殖の時期に営巣がないか注意して調査を行います。
3	2.3.4 動植物の生息又は生育、植物及び生態系の状況 (2) 植物 (3) 生態系	植物について、事業実施想定区域に前述のクロツバメシジミの食草であるツメレンゲが生育している。このほかにも同じ水系の河川敷（安曇野市域）では、例えばカワラニガナ（安曇野市 RDB: 絶滅危惧Ⅱ類）、ケシウヤナギ（安曇野市 RDB: 準絶滅危惧）といった河川の氾濫原に自生する絶滅危惧種が確認されており、留意いただきたい。また区域内に湧水があれば、湧水環境とともに水生植物に留意いただきたい。	ご指摘いただいたクロツバメシジミとツメレンゲについて、またカワラニガナ、ケシウヤナギと言った河川の氾濫原に自生する絶滅危惧種に十分留意して調査を行い、予測・評価、保全対策の検討を行います。 また、区域内及び周辺の湧水の水生植物に留意して調査を行い、予測・評価、保全対策の検討を行います。

4.3 配慮書における複数案の概要と予測・評価の結果

4.3.1 複数案について

「長野県環境影響評価技術指針」（平成 10 年 9 月 28 日長野県告示第 476 号、平成 28 年 1 月 12 日改正）は、配慮書の作成において、事業に係る位置・規模又は工作物の構造・配置に関する適切な複数案（以下、「位置等に関する複数案」という。）を設定することを基本としている。また、「長野県環境影響評価技術指針マニュアル」（平成 28 年 10 月、長野県環境部）は、位置等に関する複数案の設定において、当該事業を実施しないこととする案（ゼロ・オプション）も含めるよう努めるものとしており、複数案に含めない場合にはその理由を明らかにすることとしている。

本事業では、配慮書において位置等に関する複数案のうち「工作物の構造・配置」に関する複数案を設定した。

（１）当該事業を実施しないこととする案（ゼロ・オプション）について

本事業は、構成市村から排出された一般廃棄物を適切に処理することを目的としており、対象となる廃棄物の処理規模から考えて、民間に処理を委託することは困難である。したがって、本事業について、ゼロ・オプションはその目的を達成できない案であるため、複数案には含めなかった。

（２）位置等に関する複数案について

１）位置に関する複数案について

事業実施想定区域の位置に関しては、建設候補地の適地選定の結果に基づいて設定しているため、複数案には含めなかった。

２）規模に関する複数案について

計画施設の規模に関しては、処理が必要となる量を安定して処理できる施設として、今後策定する基本計画の中で決定する計画であるため、複数案には含めなかった。

３）工作物の構造・配置に関する複数案について

工作物の構造に関しては、焼却施設の煙突高さを複数案に設定する場合があるが、計画施設では煙突高さを 60m 未満とすることを予定しているため、複数案は設定しなかった。

工作物の配置に関して、設定した事業実施想定区域の範囲の中でどの場所に工作物を配置するかを、複数案として設定した。

4.3.2 複数案の概要

(1) 複数案の設定の方針

工作物の配置に関する複数案を設定するための設定方針は、表 4.3.1 に示すとおりである。

配慮書作成の時点では、破碎処理施設やストックヤード等を併設するかどうかは決まっておらず、配置する工作物には含めていないが、これらを併設する場合には、方法書以降の環境影響評価手続きの対象とすることとした。

表 4.3.1 複数案の設定方針

項目	内容
配置する工作物の種類	配置する工作物は、現時点で建設することが決まっている計画施設（焼却施設）のみとし、破碎処理施設などのリサイクル施設は設定しない。
工作物の形状、大きさ	計画施設の形状や大きさなどは現時点で未定であるため、現焼却施設の形状や大きさを参考にして設定する。(100m×70m×39m (高さ))
工作物の配置	複数案の計画施設の配置は、現時点で具体的な案はないため、複数案で条件設定の差が大きくなるよう、事業実施想定区域内において、実現可能性のある最も離れた配置とする。 (中間の配置となった場合には、環境への影響も中間的なものとなると想定。)
煙突の位置、高さ	計画施設の煙突は、複数案で条件設定の差が大きくなるよう、各案で事業実施想定区域の境界に近い方に位置させる。高さは現焼却施設と同じ 59.5m とする。

(2) 工作物の形状、配置

1) 工作物の形状

計画施設の形状や大きさなどは現時点で未定であるため、現焼却施設の形状や大きさを参考にして設定した。設定した計画施設の形状と大きさは、図 4.3.1 に示すとおりである。

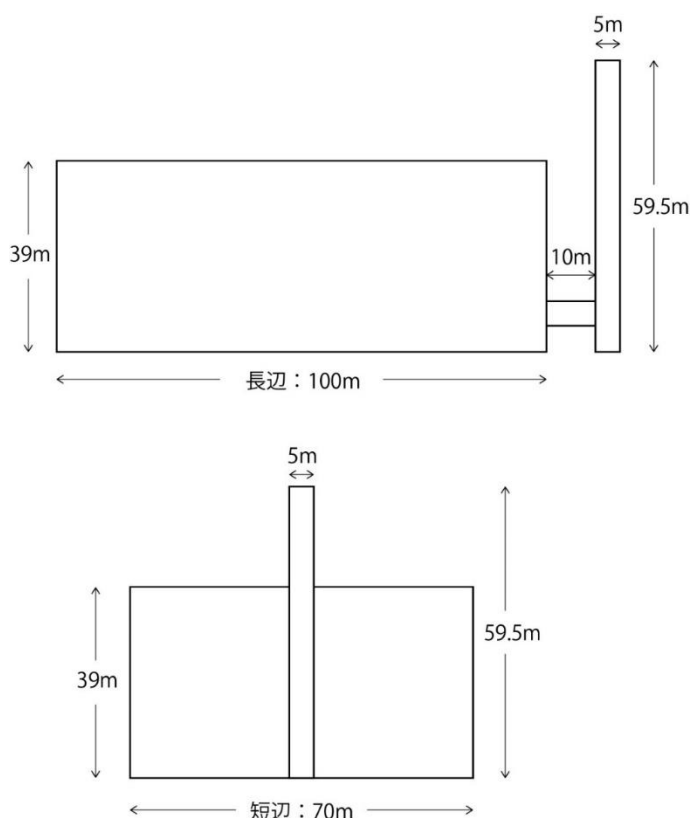


図 4.3.1 計画施設の立面図

2) 工作物の配置

工作物の配置について設定した複数案の概要は、表 4.3.2 に示すとおりである。また、複数案の配置は図 4.3.2 に示すとおりである。

表 4.3.2 設定した複数案の概要

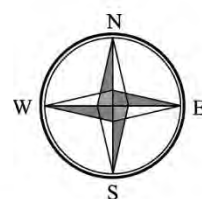
案	概要
①南側案	事業実施想定区域の南側に配置して、煙突も南側とする案。用地の広さは十分であるが、広場や公園が消失する。周辺の住宅から最も近くに存在する案となる。
②北側案	事業実施想定区域の北側に配置して、煙突も北側とする案。現在はグラウンドとして利用されている。北側の民間事業所に隣接する。
③西側案	事業実施想定区域の西側に配置して、煙突も西側とする案。現在は(株)長野県食肉公社がある。



凡 例

- 事業実施想定区域
- 複数案の計画施設の配置
- 市境

図4.3.2 工作物の配置に関する複数案の設定



Scale 1/10,000
0 200 400 600m

この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。

4.3.3 環境保全の方針の検討結果

(1) 配慮書における環境影響評価結果

本事業の実施に伴い、計画段階配慮書における環境影響評価結果は、表 4.3.3 に示すとおりである。

表 4.3.3 総合評価の結果

		①南側案	②北側案	③西側案
計画の特徴		・計画施設を事業実施想定区域の南側に配置して、煙突も南側とする案。 ・ふれあい活動の場である平瀬緑地が消失するため、その代償が必要となる。 ・周辺の住宅から最も近くに配置することになる。	・計画施設を事業実施想定区域の北側に配置して、煙突も北側とする案。 ・現在、グラウンドとして利用されていて、北側の民間事業所に隣接する配置となる。	計画施設を事業実施想定区域の西側に配置して、煙突も西側とする案。 ・現在は㈱長野県食肉公社がある。
環境影響 評価結果	大気質	○	○	○
	景観	△	○	○

注) ○：重大な影響は生じない。環境保全措置の実施により、影響は低減できる。

△：重大な影響は生じないが、他の案と比較すると影響は大きい。環境保全措置の実施により、影響は低減可能である。

1) 南側案に対する評価結果

南側案は、計画施設を事業実施想定区域の南側に配置して、煙突も南側とする案である。

環境要素別にみると、大気質への影響は、最大着地濃度地点において全ての大気汚染物質で環境基準を満たしており、重大な影響は生じないと評価する。また環境保全措置の実施により、影響はさらに低減できる。景観については、南側の一般国道 147 号に近くなるため、南側からの近景、中景では圧迫感がやや増加する。重大な影響は生じないと評価するが、他の案と比較して、影響が大きいことから評価は「△」とした。できる限り南端から離すなどの環境保全措置の実施により、影響は低減可能である。

また、触れ合い活動の場である平瀬緑地が消失する可能性があるため、その場合は代償として新たな公園などを整備する環境保全措置が必要となる。

2) 北側案に対する評価結果

北側案は、計画施設を事業実施想定区域の北側に配置して、煙突も北側とする案である。

環境要素別にみると、大気質への影響は、最大着地濃度地点において大気汚染物質の寄与濃度が最も大きい、全ての項目について環境基準を十分に満たしており、重大な影響は生じないと評価する。また環境保全措置の実施により、影響はさらに低減できる。景観については、現焼却施設と比較して一般国道 19 号の通行車両から目立つようになるが、重大な影響ではないと評価した。環境保全措置の実施により、影響は低減可能である。

3) 西側案に対する評価結果

西側案は、計画施設を事業実施想定区域の西側に配置して、煙突も西側とする案である。

環境要素別にみると、大気質への影響は、最大着地濃度地点において大気汚染物質の寄与濃度が最も小さく、全ての項目について環境基準を満たしており、重大な影響は生じないと評価する。また環境保全措置の実施により、影響はさらに低減できる。景観については、現焼却施設と比較して、施設西側から南東側にかけて一般国道 147 号から目立つようになるが、重大な影響ではないと評価した。環境保全措置の実施により、影響は低減可能である。

(2) 計画段階における環境保全の方針

計画段階で検討すべき環境保全の方針は、表 4.3.4 に示すとおりである。

実際に採用する環境保全措置の内容は、今後、現地調査の結果や環境影響評価の予測、評価の結果を踏まえて決定していく予定である。

表 4.3.4 計画段階における環境保全の方針

項目	環境保全方針
大気質	・ 現地調査を実施し、事業実施想定区域の周囲の大気質及び気象の状況を把握して、より詳細な影響予測及び環境保全措置について検討する。 ・ 影響予測の結果を基に、配慮書で検討した環境保全措置の適用及び追加の環境保全措置を検討し、大気質への影響が回避・低減されるよう考慮する。 ・ 特に、環境汚染物質の発生を抑制するために、適切な排出濃度の自己規制値を設定する。
景観	・ 必要に応じて、調査・予測地点を増やすことや季節毎に予測を行うことを検討し、より詳細な影響予測及び環境保全措置について検討する。 ・ 影響予測の結果を基に、配慮書で検討した環境保全措置の適用及び追加の環境保全措置を検討し、景観への影響が回避・低減されるよう考慮する。 ・ 特に、建物と周辺環境との調和に配慮する。

(3) 供用段階における環境保全の方針

供用段階で検討すべき環境保全の方針は、表 4.3.5 に示すとおりである。

表 4.3.5 供用段階における環境保全の方針

項目	環境保全方針
大気質	・ 排ガスの常時監視、法規制に基づく定期的な測定及び周辺環境のモニタリングを実施し、その結果を基に必要に応じて追加の環境保全措置を講じる。
景観	・ 建物外観の経年劣化等による景観の悪化が生じないよう、建物のメンテナンスを適切に実施する。